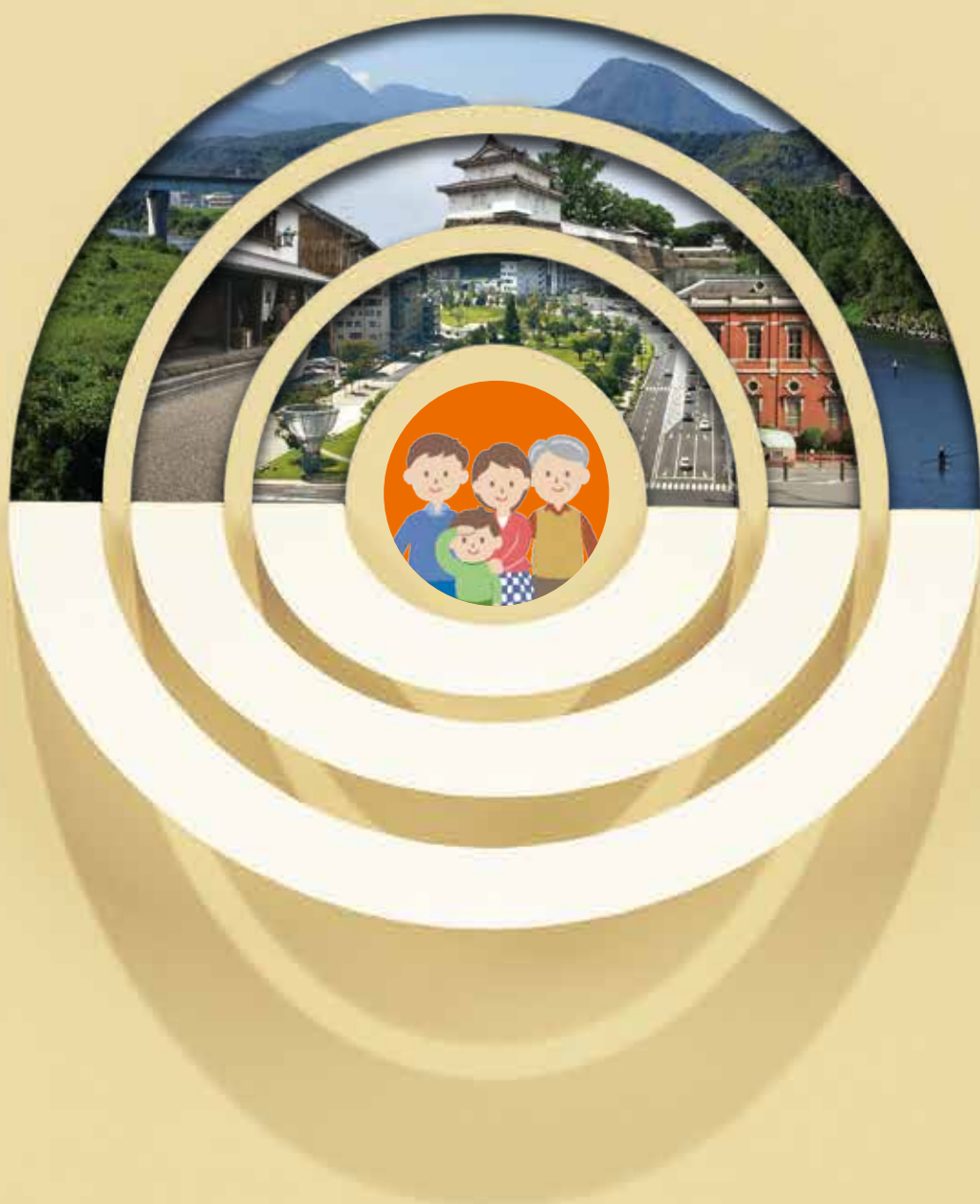


OITA CITY
LANDSCAPE
PLANNING

大分市 景観計画

自然、歴史、文化、暮らしが調和する
おおいたの豊かな「景観」を紡ぎ未来へ



大分市

Cover designed by Nenoki Eiji

はじめに



本市は、大分川、大野川が潤す大分平野を中心に、北は別府湾、残る三方は高崎山、鎧ヶ岳、霊山、九六位山などの山々に囲まれた豊かな自然を有し、古代から現代まで、東九州の要衝として政治、経済、文化の中心的な役割を担ってきました。また近代以降、鉄道・道路網・港湾等が整備され、新産業都市の指定による多くの企業の進出に伴い、産業や人々の生活による土地利用もなされています。

このように本市の景観は豊かな自然や歴史的な歩み、土地利用により形成されており、また地域ごとに特色ある様々な景観を有しております。

2004（平成16）年の景観法制定により景観行政団体となった本市は、2006（平成18）年9月に景観計画を策定し、これまで城址公園周辺地区や西大分港周辺地区の景観地区指定をはじめ、大分駅南地区などの個別の景観誘導により、良好な景観形成を進めてまいりました。

こうした中、計画策定から10年以上が経過し、本市を取り巻く状況の変化や新たな課題へ対応するとともに、地域ごとの特色ある景観形成をより推進・保全していくため、この度「大分市景観計画」を改定いたしました。本計画の改定にあたりましては、本市の景観に関する市民の皆様や事業者の皆様の意識調査、本市の景観特性の分析、調査、課題の整理を行う中で、本市の良好な景観形成に向けた施策を盛り込んだところであります。

今後は、本計画に基づき景観は大分市民すべての「共有財産」であるとの認識のもと、地域の特色ある景観について、「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」の観点から、市民、事業者の皆様と協力しながら良好な景観形成に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました大分市景観審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本市の良好な景観形成の推進・保全に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020（令和2）年6月

大分市長 佐藤 樹一郎

目次

【基本編】	1
第1章 基本的事項.....	2
1. 景観計画改定の背景.....	2
2. 大分市景観計画における景観の定義.....	3
3. 良好な景観形成の効果.....	4
4. 景観計画の目的.....	6
5. 景観計画の位置付けと役割.....	6
6. 景観計画の目標年次と構成.....	7
第2章 大分市の景観特性と課題.....	8
1. 大分市の景観特性.....	8
(1)大分市の景観特性の概要.....	8
(2)大分市の景観特性分析の視点.....	9
(3)大分市の景観特性.....	11
(4)大分市の景観のとらえ方.....	17
2. 課題.....	22
(1)良好な景観形成に向けた「空間像」に関わる課題.....	22
(2)良好な景観形成に向けた「取組」に関わる課題.....	24
第3章 理念と目標.....	26
1. 景観計画の理念.....	26
2. 景観計画の目標.....	27
【施策編】	28
第4章 景観計画の区域等と基本方針.....	29
1. 景観計画の区域.....	29
(1)景観計画の区域設定.....	29
(2)市全体の良好な景観形成に向けた基本方針.....	30
2. 景観エリア区分.....	31
(1)景観エリア区分設定.....	31
(2)景観エリアごとの特性と景観形成基本方針.....	33
(3)景観エリア区分における景観形成イメージ.....	34
第5章 景観計画区域内における行為の届出制度.....	41
1. 届出対象とする行為及びその範囲.....	41
2. 景観形成基準.....	45
(1)工業エリア.....	45
(2)市街地エリア.....	47
(3)市街地保全エリア.....	49
(4)田園集落エリア.....	51
(5)谷戸エリア.....	53
(6)自然景観保全エリア.....	55
(7)特別保全エリア.....	57
(8)沿道景観美化エリア.....	59
(9)自然公園・風致地区等エリア.....	61
(10)景観地区・地区計画エリア.....	63
3. 届出の手続きの流れ.....	65

【推進編】	67
第6章 重点地区等の景観形成.....	68
1. 重点地区、重要地区の位置付け.....	68
2. 重点地区等の設定.....	69
(1) 重点地区候補地の抽出.....	70
(2) 重点地区の検討.....	72
(3) 重点地区の設定.....	73
(4) 重要地区の設定.....	73
(5) 特徴ある景観を有する地区.....	74
3. 重点地区の景観形成.....	75
(1) おおいた都心地区.....	75
(2) 西大分湾岸周辺地区.....	85
4. 重要地区の景観形成.....	92
(1) 高田輪中地区.....	92
(2) 佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区.....	94
(3) 戸次本町地区.....	96
(4) 今市石畳・棚田・ななせダム地区.....	98
第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針.....	100
1. 景観重要建造物の指定方針.....	100
2. 景観重要樹木の指定方針.....	101
3. 保全・活用の方針.....	101
第8章 景観重要公共施設等の景観形成に関する事項.....	102
1. 景観重要公共施設等の指定方針.....	102
2. 景観重要公共施設等の整備の考え方.....	102
(1) 基本的な考え方.....	102
(2) 施設ごとの配慮方針.....	103
第9章 屋外広告物に関する基本方針.....	104
1. 基本的な考え方.....	104
2. 基本方針.....	104
第10章 総合的な景観形成への取組.....	107
1. 市民・事業者・行政の役割.....	107
2. 総合的な景観形成への取組の推進.....	108
(1) 良好な景観を「考える」ための取組.....	109
(2) 良好な景観を「まもる・つくる」ための取組.....	109
(3) 良好な景観と担い手を「はぐくむ」ための取組.....	110
【資料編】	112
1. 景観に関する市民意識調査について.....	113
2. 平成30年度と平成18年度の市民意識の比較について.....	125
3. 景観に関する事業者意識調査について.....	132
4. 用語解説.....	137
5. 大分市景観計画の改定経過.....	140
6. 大分市景観計画の策定の遍歴.....	142

基本編

第1章 基本的事項

1. 景観計画改定の背景

(1) これまでの取組の成果

本市では、平成16年(2004年)に制定された景観法により景観行政団体となり、先人から受け継いだ良好な景観を後世に伝え、未来の風景を創造していくため、平成18年(2006年)に「大分市景観計画」を、また、平成19年(2007年)に「大分市景観形成ガイドライン」を策定し、市内全域において景観形成に関する規制や誘導を行ってきました。

大分市景観計画の中で、重点地区として位置付けた「おおいた都心地区」では、大分駅周辺が大分駅周辺総合整備事業により整備され、駅南側の大分いこいの道の周辺などでは、景観に配慮した地区計画に沿ったまちなみの形成が進められているとともに、駅北側では、「大分城址公園周辺地区」が景観地区の指定により、城の歴史と水と緑が感じられるまちなみ景観へと誘導を進めています。併せて、もうひとつの重点地区である「西大分港周辺地区」でも、景観地区の指定により海とかんたんの歴史、にぎわいと憩いを感じられるまちなみ景観へと誘導を進めています。

また、郊外に目を移すと、在町の歴史を有する「戸次本町地区」では、地区計画により歴史的なまちなみの保存・形成を進めています。

また、本市のすばらしい自然景観や景観に配慮した建物等並びに、市民参加によるまちづくり活動などを表彰し、周知することにより、景観に対する市民や事業者等の意識の高揚を図ることを目的として平成20年(2008年)より9年間で実施した「大分きれい100選事業」は、後世に伝えるべき本市の優れた景観要素や視点場の発掘、あるいは景観形成に関連したまちづくり活動の顕彰など、さまざまな視点から景観形成に関する市民意識の向上を図ることにつながっています。

さらに、平成17年(2005年)より「日本一きれいなまちづくり」を進める中で、日常生活でのゴミ拾いや花を植えるなどのまちの環境美化活動、並びに毎年行われている「市民いっせいゴミ拾い」の実施など、日常的に良好な景観形成を推進しています。

このように、市民、事業者、行政のさまざまな取り組みによって本市の景観は支えられています。

(2) 新たな課題

計画策定から10年以上経過する中で、社会経済情勢等が変化するとともに、大分市総合計画、大分市都市計画マスタープランなどの上位計画や大分市環境基本計画などの関連計画の見直し、大分市歴史的風致維持向上計画の策定も行われています。これら計画には景観の重要性とともに、良好な景観形成の施策の必要性等が記載されるなど、新たな時代への対応や各種計画や施策との整合を図る必要性が生じています。

また、風力発電事業や太陽光発電事業の展開、空き家や耕作放棄地の発生、デジタルサイネージ設置など、新たな問題も生じています。

(3) 改定の方向性

これまでの取組の成果と新たな課題を踏まえ、本市の景観特性をより分かりやすく整理します。その上で、地域固有の景観特性をより考慮した良好な景観の保全や進展を図る必要があることから、景観計画の目的、位置付け、役割、理念、基本方針等をもう一度分かりやすく整理し、上位計画や関連計画と新たな課題に対応するとともに、地域固有の景観特性を活かした景観形成を推進・保全できる景観計画に見直すことで、景観に対する市民の意識醸成を図り、良好な景観形成を推進していきます。

2. 大分市景観計画における景観の定義

一般的に、目に見えるものが「景観」とされています。

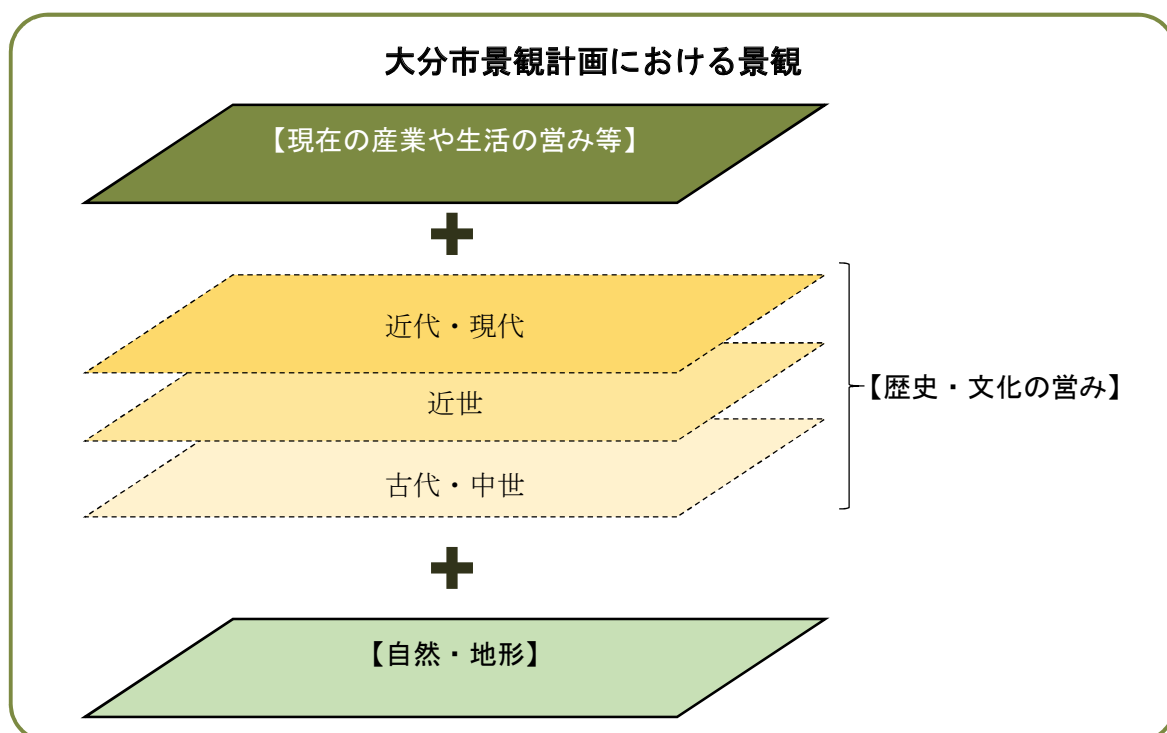
ただし、目に見えるものの背後には、その場所で積み重ねられてきた歴史や人々のさまざまな営みがあります。そこで、大分市景観計画における「景観」は以下のように考えます。

景観とは

景観とは、山、海、川などの「自然・地形」がベースとなります。

そして、古代から現代にまで至るこれまで積み重ねてきた人々の「歴史や文化の営み」があり、その結果としての「現在の産業や生活の営み等」があります。

そこで、大分市景観計画における「景観」とは、「自然・地形」、「歴史や文化の営み」、「現在の産業や生活の営み等」の総体として人の目に映るものと定義します。



3. 良好な景観形成の効果

本市では、良好な景観形成に向けたさまざまな取組を行っています。

大分いこいの道では、まちなかにありながら身近に緑を感じることができるオープンスペースがあり、憩いと交流の拠点として人を惹きつけています。西大分港周辺地区では、港湾エリア周辺が整備されたことで、周辺にも若者を惹きつける店舗等も建ち並び、新たな観光と交流の拠点を形成しています。大分城址公園周辺地区では、リボーン197と連動して、まちなかの歴史を体感でき、大分市民の誇りを感じることができる景観整備が進められています。戸次本町では、歴史ある在町としてのまちなみを保存継承して、地域の個性を今に伝え、地域の誇りを高め、よいやかがり火など、まちなみを活かした地域の取組も行われています。また、「日本一きれいなまちづくり」による日常的な清掃活動や、地域環境の向上のための花植えなど、市民の日常的な活動による景観形成も行われ、市民意識が向上しています。

このような大分市の良好な景観形成により、さまざまな効果が生まれています。



大分いこいの道



西大分かんたん港園



大分城址公園



戸次本町よいやかがり火



市民いっせいゴミ拾い



市民による花植え活動

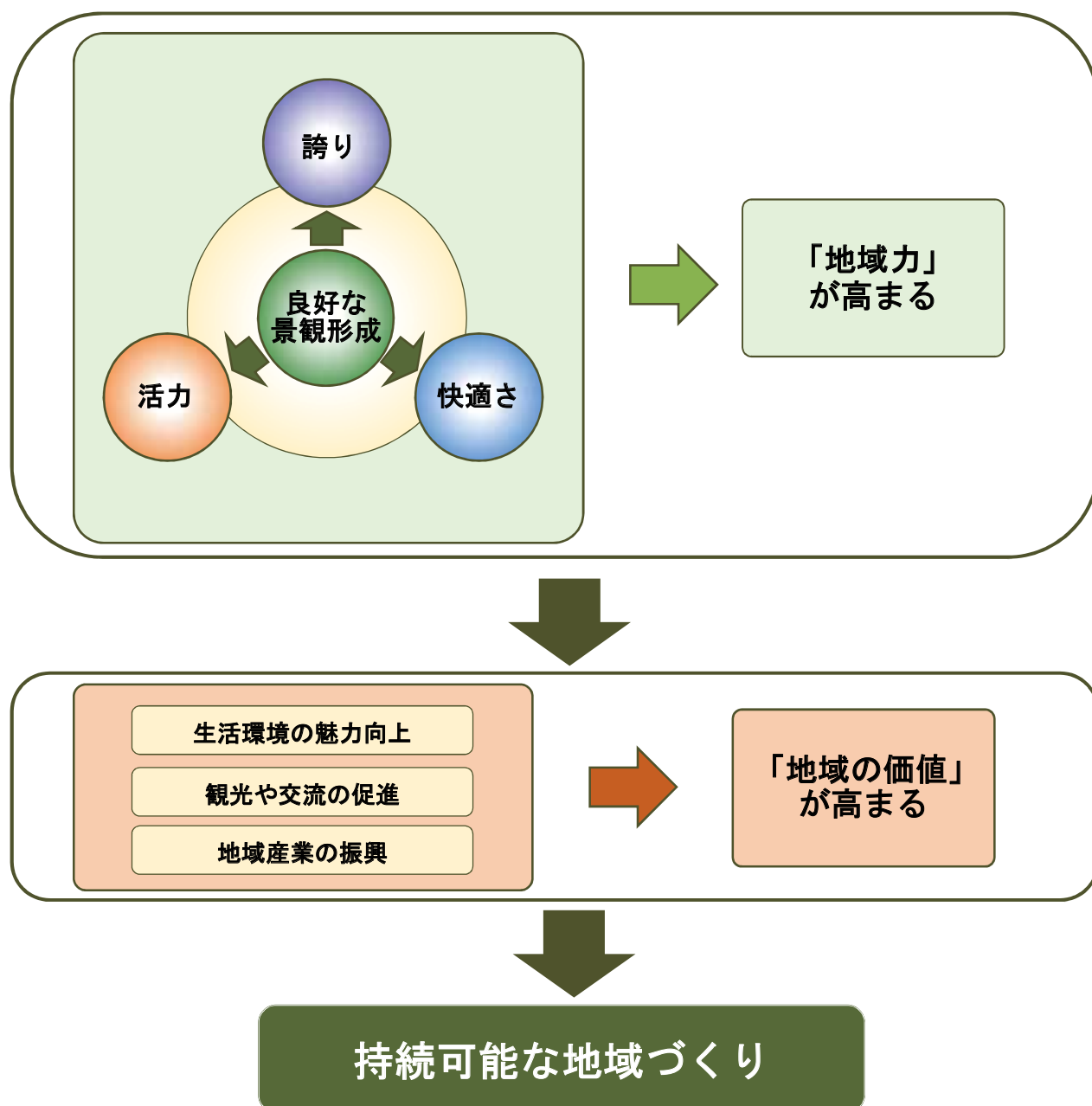
前述の定義にあるように、目に見えるものの背後にある積み重ねられた歴史や人々のさまざまな営みも含めて「景観」としており、そこで暮らす人々の地域への思いも「景観」の中に含まれていきます。

そのため、道路や公園、建築物などの整備や、地区計画などのまちのルールづくり、日常的な清掃活動や庭先の花植えなどによる良好な景観形成により「景観」の質が向上することで、そこで暮らす人々の「誇り」、地域の「活力」、そして環境の「快適さ」といった、『地域力』が高まることにつながっていきます。

その結果として「生活環境の魅力向上」、「観光や交流の促進」、「地域産業の振興」等、地域の外から見た時に『地域の価値』が高まる効果が生まれることにつながっていきます。

本市においても人口減少、少子高齢化が進む中、各地域にもさまざまな問題があり、そのような問題を解決しながら、持続可能な魅力あふれるまちづくりを行うことが必要です。

良好な景観形成は、さまざまな問題を解決するための手段のひとつであり、『持続可能な地域づくり』につながる方法として効果があると考えられます。



4. 景観計画の目的

大分市景観計画（以下、「本計画」という。）は、平成16年（2004年）に制定された景観法を受け策定された、旧大分市景観計画（平成18年（2006年）9月策定）、大分市景観条例（平成19年（2007年）3月制定）、大分市景観形成ガイドライン（平成19年（2007年）4月策定）の考えを継承し、先人から受け継いだ良好な景観を後世に伝え、本市の未来の風景を創造していくために策定するものです。

また、市民・事業者・行政の協働により、美しく風格ある大分市の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって大分市民の生活の向上並びに大分市の経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とします。

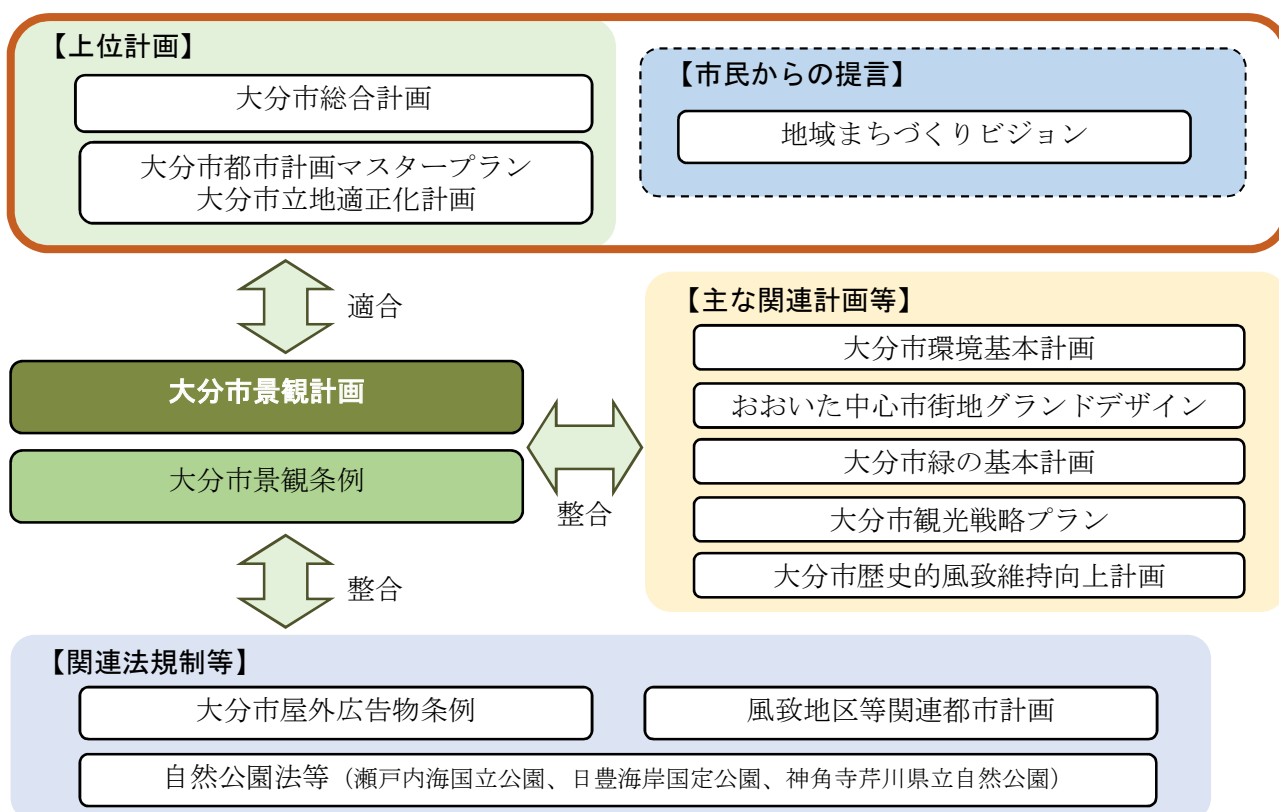
なお本計画では、大分市らしい良好な景観形成を総合的に推進するための基本的な考え方、景観形成の基本方針、基準、実現化方策等を明らかにします。

5. 景観計画の位置付けと役割

本計画は、景観法第8条に基づく法定計画であり、大分市景観条例に基づき定める事項を含むものです。

また、大分市総合計画、大分市都市計画マスタープラン、大分市立地適正化計画、大分市環境基本計画、地域まちづくりビジョン、おおいた中心市街地グランドデザイン、大分市緑の基本計画、大分市観光戦略プラン等の上位及び関連計画等との整合を図るとともに、屋外広告物条例等の関連法規制等とも整合を図り、さまざまな課題を解決する手段のひとつである良好な景観形成に関わる総合的な施策を示すものとして位置付けます。

さらに、本計画は、景観は現在だけでなく、未来の大分市民の共有財産であるとの認識のもと、市民・事業者・行政が協働で良好な景観形成に取り組む「ルールブック」としての役割も担っています。



6. 景観計画の目標年次と構成

本計画の計画期間は、2020年から20年後の2040年を目標年次として設定し、おおむね10年を目途に検証を行い、見直しを検討します。

また、本計画は、「基本編」、「施策編」、「推進編」の3編、10章から構成されています。

【大分市景観計画改定版の構成】

【基本編】

第1章 基本的事項

景観計画改定の背景、目的、位置付け、役割、目標年次等を示しています。

第2章 大分市の景観特性と課題

大分市の景観特性を以下の3項目で検証し、課題を整理しています。

- ①海と山に囲まれた雄大で豊かな自然景観
- ②大分の歴史・文化の営みを感じる景観
- ③大分の産業や土地利用による景観

第3章 理念と目標

景観計画の理念、目標を示しています。

【施策編】

第4章 景観計画の区域等と基本方針

景観計画の区域及び景観エリア区分と、それぞれの基本方針を示しています。

第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

市全域における届出対象となる行為の範囲、景観形成基準、届出基準や事前協議制度等の届出手続の流れを示しています。

【推進編】

第6章 重点地区等の景観形成

重点地区、重要地区等の区域、選定の考え方や、現状や課題、景観形成方針等を示しています。

第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針

景観重要建造物、景観重要樹木として指定するための手順を示しています。

第8章 景観重要公共施設等の景観形成に関する事項

景観の観点から公共施設全体の整備方針を整理した上で、景観重要公共施設の指定方針や公共施設の種類ごとの整備方針、配慮事項を示しています。

第9章 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物の景観上の基本方針を示しています。

第10章 総合的な景観形成への取組

市民、事業者、行政の役割、景観形成の取組の展開イメージや連携方策等を示しています。

第2章 大分市の景観特性と課題

1. 大分市の景観特性

(1) 大分市の景観特性の概要

本市の景観はおおむね以下の3つの特性により形成されています。

①海と山で囲まれた雄大で豊かな自然景観

本市は、大分川、大野川が潤す大分平野を中心とし、北側は別府湾、残る三方は高崎山、鎧ヶ岳、霊山、九六位山などの山々に囲まれ、海と山に囲まれた豊かな自然景観を有しています。

特に、平成30年(2018年)に実施した市民アンケート調査の結果においても、別府湾に面する高崎山の姿、佐賀関半島の国定公園に指定された美しい海岸線、市街地の背後に連なる山々の稜線、悠々と流れる大分川、大野川、身近な自然としての上野の森や松栄山等の緑の丘陵地は、本市の美しい自然景観を代表するものとして認識されています。



田ノ浦ビーチからの高崎山



海峡の紫陽花(出典:おおいときれい百選)



宗麟大橋から見る大分川と山の稜線

②大分の歴史・文化の営みを感じる景観

本市は古代から上野の森や国分寺などを中心に開け、中世には大友氏により、豊後府内は南蛮文化が香る特異な都市として栄えました。

近世では、府内と熊本、四国、宮崎を結ぶ、肥後街道、伊予街道、日向街道などが整えられ、今市、戸次本町など、街道沿いに陸の拠点が形成されました。また、舟運、海運の発達により、高田輪中、三佐、佐賀関などの水の拠点も形成されました。これら陸と水の拠点は、小藩分立を背景に、個性あるまちなみを今に伝えています。

近代以降、府内を中心に、鉄道・道路網・港湾等が整備され、戦後には、戦災復興や新産業都市指定による急激な都市化に対応するため、郊外の住宅地開発等、都市の拡大が急速に進められました。



柞原八幡宮



大分城址公園



戸次本町地区

(出典:帆足本家酒造蔵保存修理工事報告書)

③大分の産業や生活の土地利用による景観

前述の自然景観と歴史的な歩みの現れ（あらわれ）として、現在の大分市の景観を北から南へ見ていくと、東西の帯状に特徴ある景観が広がっていることが分かります。

別府湾に沿って臨海工業地があり、次いで中心市街地、住宅市街地があり、その周囲を郊外住宅・開発住宅地が取り囲み、その周辺に自然主体の地域が広がっています。

また近年では、大分駅周辺総合整備事業、リポーン197、大分県立美術館、西大分のウォーターフロント、戸次本町のまちなみ、ななせダムなど、地域の顔づくりと言える新たな景観形成の取組が進められています。



明野台から見た工場群



明野団地



野津原の棚田と集落
(出典おおいたきれい百選)

(2) 大分市の景観特性分析の視点（レイヤー構造による景観特性分析）

本市の景観特性を分析した結果、以下のような構造により景観が形成されていることが分かりました。

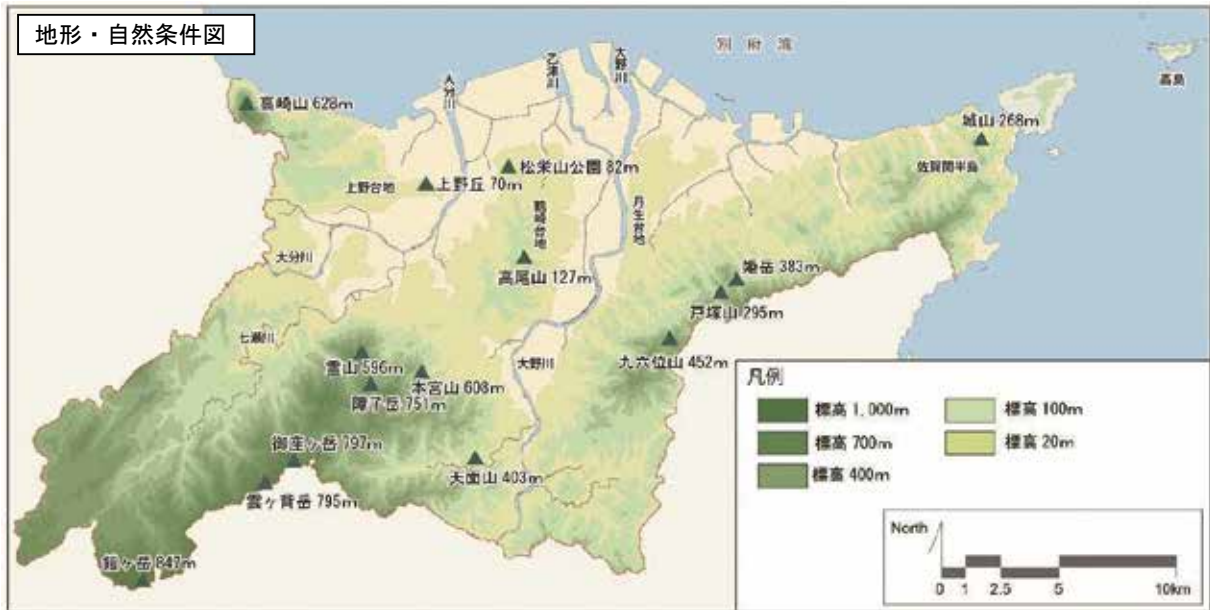
まず、地形・自然条件からつくられる海、山、河川等を背景とした「①海と山に囲まれた雄大で豊かな自然景観」があります。その上に、古代から営まれてきた都市形成の過程で積み重ねられてきた「②大分の歴史・文化の営みを感じる景観」があります。そして、その結果としての「③大分の産業や土地利用による景観」があります。これら①～③が重なり大分市の基本的な景観特性が形成されています。

一方、人口減少、少子高齢化等による都市の空洞化、低密度化、郊外部の耕作放棄地の発生による景観悪化や、景観に配慮していない過剰な広告物による景観阻害等の問題が懸念されます。

また、地域限定のスポット的な景観ルールの指定や景観整備の動きもみられます。

(3) 大分市の景観特性

海と山に囲まれた雄大で豊かな自然景観



①豊かな地勢構造と眺望景観

大分市域は、大分川・大野川の流れる大分平野を中心に、北側は別府湾を介して瀬戸内海に面し、三方を高崎山・雲山・久六位山などの連なる山並みに囲まれた地形構造となっています。市内の随所から、これらの山並みを見ることができますが、とりわけ大分川・大野川などの開けた河川空間、郊外の田園地帯からは、雄大な山並みを臨むことができます。

これに加えて、市街地に迫る上野丘・西大分・明野などの丘陵地からは、市の中心部の景観を俯瞰できます。また、海側に視線を移せば、遠くには別府湾を取り囲む別府から国東半島への眺望景観が開けています。

このように、二つの河川が流れる大分平野を、山、海が取り囲む地形構造は、大分の景観の大きな特長と言えます。



雲ヶ背岳展望台付近から由布岳、鶴見岳、高崎山への眺望



霊山から大分市街地、別府湾への眺望



大分市美術館から市街地への眺望

②豊かな自然景観

雄大な眺望をもたらしてくれる自然地形に加えて、大分市には美しい自然景観が多く存在します。高崎山と別府湾、野津原の山間の棚田、佐賀関の海岸は、大分市を代表する自然景観として非常に貴重なものです。



高崎山と別府湾



野津原の棚田



国定公園 日豊海岸

③道路、鉄道、海上等からの雄大なパノラマ景観

大分市域内をつなぎ、また隣接する他市とをつなぐ重要な交通路に沿っては、いずれも豊かな自然・農漁村景観と都市的要素とがバランスよく存在し、移動する車窓、船窓からはすばらしい景観を十分に堪能することができます。



別大国道



久大本線



別府湾からの西大分港



明碓橋からの高崎山

大分の歴史・文化の営みを感じる景観

大分市は、古代には豊後の国府が置かれ、大規模な国分寺も造営されました。中世には大友宗麟公による南蛮貿易で栄え、東九州の玄関として交通の要衝にありました。市中心部には府内城跡があり、遊歩公園など周囲の良好な景観と相まって、魅力的な景観拠点となっています。

また、旧街道沿いには、今市、戸次本町、佐賀関等、宿場町跡や在町が現在も残されています。近代化を支えた施設は、現在も使われているものもあり、歴史を身近に感じることのできる景観となっています。



①古代の営みを想起させる神社仏閣周辺の景観（図中○印）

豊後国分寺周辺、亀塚古墳周辺、杵原八幡宮の風景。



豊後国分寺周辺の田園風景



亀塚古墳（出典：おおいたきれい百選） 杵原八幡宮



②小藩分立を背景に海の道、陸の道の要衝として栄えたまちなみ景観（図中●印）

今市、戸次本町、萩原、鶴崎、三佐、高田輪中、佐賀関、本神崎地区等のまちなみ。



今市地区

（出典：大分市今昔写真帖）



戸次本町地区

（出典：帆足本家酒造蔵保存修理工事報告書）



佐賀関地区

（出典：大分県建築士会佐賀関支部資料）

【基本編】第2章 大分市の景観特性と課題

③都市の近代化を支えた産業の景観（図中☆印）

大分港及び近代産業遺産（富士紡績株式会社大分工場、大分銀行赤レンガ館等）。



富士紡績株式会社大分工場



大分銀行赤レンガ館



太田缶詰工場

④時代を越えて政治、経済、商業の中心であり続けてきたまちなかの景観

大分市のまちなかは、古代の上野台地、中世の大友府内（現在の元町から長浜）、近世の府内城周辺等、大分川に沿って少しずつ北側に移動しながら、時代を越えて政治、経済、商業の中心であり続けてきました。

まちなかは戦災を受け、海まで見通せるほど建物が消失してしまいましたが、戦災復興土地区画整理事業により、かつての城下町の町割りを下地としながら、中央通りを南北の軸、昭和通りを東西の軸として、まちなかが再興され、現在に至っています。

戦災復興で整備された昭和通り交差点は、近年、昭和通り交差点広場として整備されました。



中心地の変遷



現在の大分市中心部



府内五番街



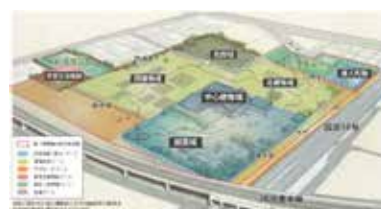
大分城址公園



大分駅府内中央口広場



昭和通り交差点広場



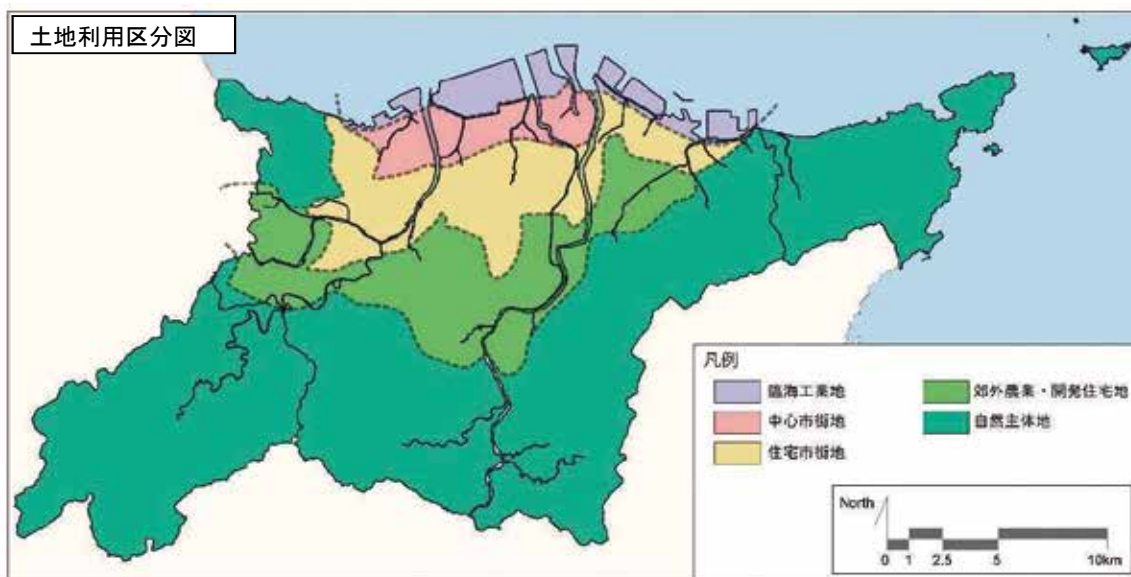
大友氏館跡・唐人町跡の第1期整備対象範囲のゾーニング
（出典：史跡大友氏遺跡整備基本計画）

大分の産業や生活の土地利用による景観

別府湾に沿って臨海部の埋立地には大規模工場群が立地しています。次いで大分・鶴崎を中心とした住宅・商業・業務としての都市的土地利用の進んだ地域があります。

郊外の農地と開発住宅地とが混在する景観は、大分市を代表する景観であり、国道10号沿線などの要衝には地域の中心となる小規模な市街地が点在します。

自然主体の地域には、山野・緑地のみならず、別大海岸・高崎山周辺の海岸線と丘陵が近接した自然豊かなレジャーゾーンや、佐賀関のリアス海岸と漁港集落の景観、七瀬川沿いの棚田の点在する谷間の景観、大野川沿いの谷間の景観など、多種多様な景観が分布しています。



①新産業都市指定による臨海工業地帯の景観

臨海部の埋立地における工場群、夜景も魅力的な景観。



明野台から見た工場群



工場地帯沿いの緩衝緑地



工場群の夜景(出典:おおいたきれい百選)

②大分・鶴崎を中心とした市街地の景観

大分・鶴崎を中心とした住宅・商業・業務などの都市的土地利用の進んだ地域の景観。



現在の中心部



鶴崎の中心部



坂ノ市駅周辺

【基本編】第2章 大分市の景観特性と課題

③大分市の人口急増の受け皿として発展してきた郊外住宅団地の景観

大分市民の多くが郊外住宅団地に居住しています。



明野団地



富士見が丘団地



パークプレイス住宅地

④農村、漁村等でのさまざまな暮らしの景観

自然と共生しながらの農業や漁業の営み。



野津原の棚田と集落



佐賀関の漁村集落



高田輪中地区

⑤大分市の地域の顔づくりに向けた景観

大分駅周辺、西大分港周辺、高崎山周辺等、まちの玄関口となる地区では、大分市の顔となる風格と魅力ある景観形成が進められ、戸次本町、ななせダムなどでは地域の顔づくりの取組が進められています。



大分いこいの道とまちなみ



西大分の整備されたウォーターフロント



高崎山周辺の整備



田ノ浦ビーチと高崎山



戸次本町



ななせダム

(4) 大分市の景観のとらえ方

①空間的一体性としてのとらえ方

大分市は大分平野を中心として北側を別府湾、残る三方を山並みに囲まれ、山と海の近接した豊かな自然景観を持ち、まとまった美的効果の高い地勢構造となっています。

内部の地勢を見ると、南北方向に大分川・大野川、これに沿って伸びる街道を有しており、これらに沿って多様な景観に一体性・連続性が見られます。また東西方向にも、東端・西端の自然景観地域と、臨海部の工業地や市街地からなる都市的景観地域とが、海岸線に沿って伸びる幹線道路・鉄道によって接続されており、海岸線に沿った一体性・連続性がみられます。



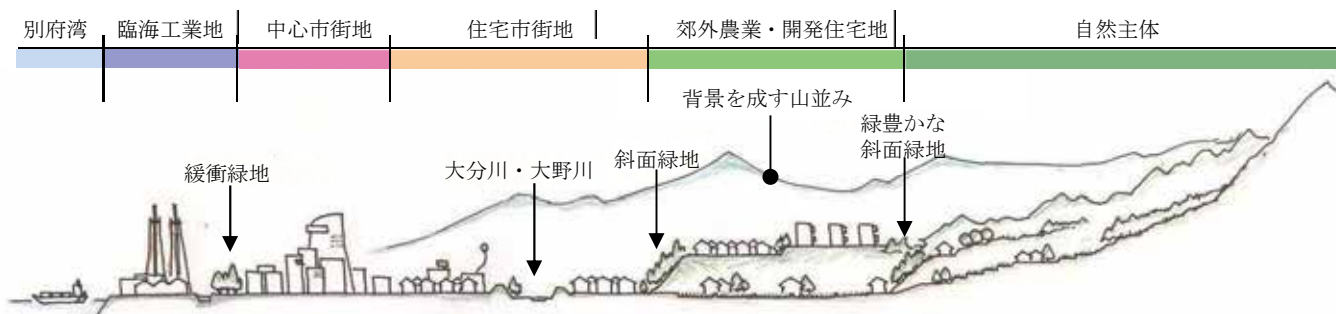
大分市鳥瞰 (出典: google map)

本市は三方を山並みに囲まれ、また西と東には山と海の近接した豊かな自然景観を持つ地域があり、まとまった美的効果の高い地形構造を持っています。



南北方向に大分川・大野川、これに沿って伸びる崖線・街道と、河川に沿って多様な景観に一体性・連続性があります。

図：景観特性 断面モデル



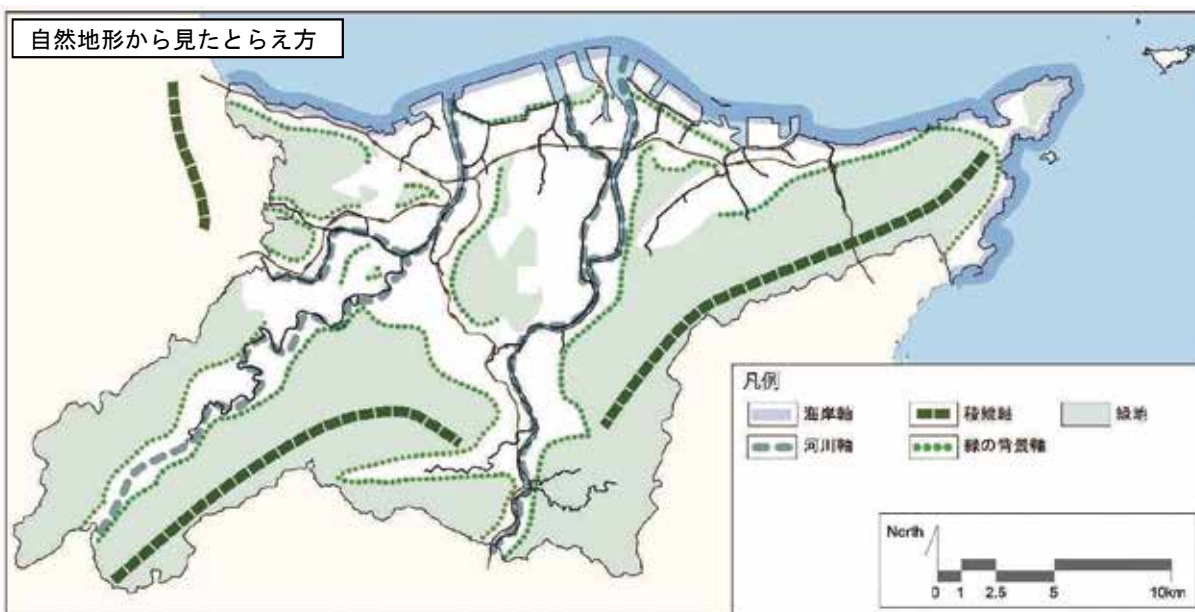
【基本編】第2章 大分市の景観特性と課題

②自然地形から見たとらえ方

大分市の景観を地形的な特徴からとらえると、北に別府湾に面した海岸が広がり、西に高崎山の山系があり、南西から北東に向かって霊山・九六位山の山系が連なって、中央の大分川・大野川の水系により形成された平地部分を取り囲む構造となっています。

平地部分は限られていて、前述の河川水系に沿って、台地・丘陵地があり、斜面部分にはまとまった緑地が残っています。これを緑の背景軸と位置付けます。緑の背景軸は稜線軸とともに、大分における景観の背景が形成されており重要な位置にあります。

景観構造軸とは、海岸、河川、稜線、緑の背景など、大分市の自然地形的な景観特性を構成する主要なものを指すものです。景観構造軸を大分市の景観を特徴づけるものの一つとして尊重し、景観形成を図っていく必要があります。



自然地形から見たとらえ方の一例



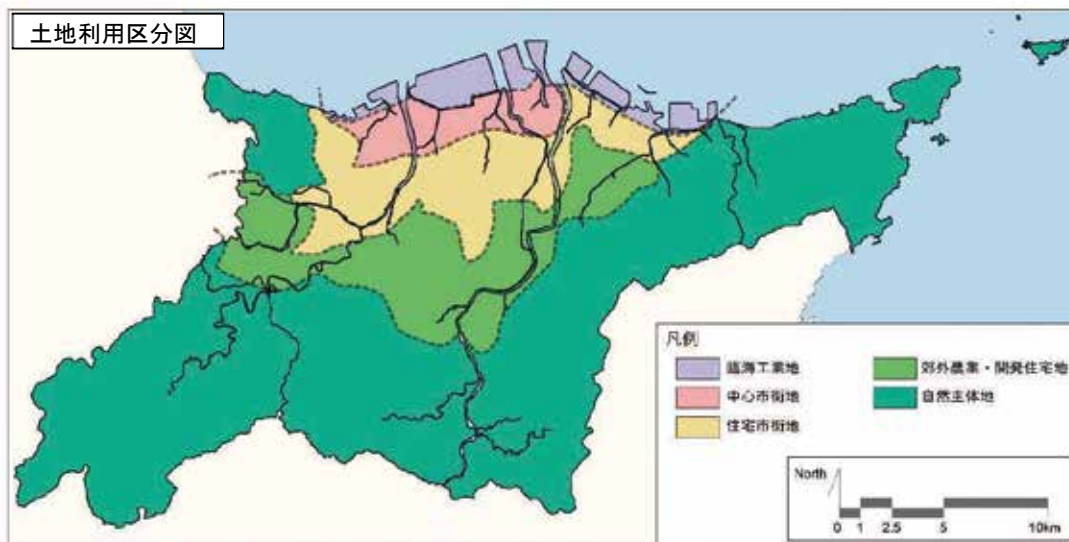
③土地利用から見たとらえ方

大分市の景観を、土地利用の観点から概観すると、別府湾に沿って臨海部工業埋立地と大分・鶴崎を中心とした住宅・商業・業務地としての都市的土地利用の進んだ地域景観があり、日豊本線を超えて陸側に向かうにつれ、だんだんと郊外・自然の地域景観へと移り変わっていく構造をなしています。

農地と開発住宅地とが混在する景観は、大分市の郊外を代表する景観であって、良好な田園景観が保たれている地域が数多くあります。また、国道10号・210号などの沿線には沿道利用による市街地が連続しています。

自然が多く残る地域には、山野・緑地のみならず、別大海岸・高崎山周辺の海岸線と丘陵が近接した自然豊かなレジャーズーンや、佐賀関のリアス式海岸と漁村集落の景観、七瀬川沿いの棚田の点在する谷戸の景観、大野川沿いの谷戸の景観など、大分を代表する景観として広く知られている多種多様な良好な景観が分布しています。別府湾に面する海岸線の多くは、埋め立てによる工場用地であり、市民が海の風景を身近に感じにくくなっていますが、田ノ浦海岸、西大分港、佐賀関は、貴重な眺望スポットになっています。

良好な自然景観の残る地域に限らず、市街地においても、その都市的機能に応じた良好な景観の形成を図っていく必要があります。



大分市を代表する土地利用景観

別府湾に沿って広がる中心市街地と臨海部の工場



郊外：平地部に広がる田園と丘陵上の住宅団地



「自然主体景観」
自然景観に調和したスケールの
まちなみ。
左：佐賀関地区
右：野津原地区



【基本編】第2章 大分市の景観特性と課題

④シークエンス景観※からのとらえ方

景観そのもの、すなわち眺められるものから、眺める主体である人間の視点に目を移すと、大分市内を移動する視点として、鉄道や道路が考えられます。

市内景観の多くはこうした幹線交通網等に沿って、車や電車の車窓越しにとらえられることが多く、これらの交通網は景観形成を図る上で重要な軸線となりうるものです。これらを景観連携軸と位置付けます。

市内の景観連携軸を具体的に見ると、JR各線と、それに沿うように幹線道路網が発達しており、市街地から山間部まで多様な景観を横断している点が特徴として挙げられます。また、国道10号および野津原地区を走る国道442号は、それぞれ旧来からの日向街道、豊後街道にほぼ一致し、沿線やその周辺には、古くからの集落や宿場が点在しており、これらをつなぐものとして景観上の重要性は特に高いものがあります。

また、これらの交通網に加え、フェリーなどの航路は、市外からの大分市への玄関の役割を果たすものでもあり、大分市の景観を印象づけるものとして重要な役割を担っています。

本市の景観形成に当たって、景観連携軸を重視し、重点的に景観形成を図る必要があります。

※シークエンス景観・・・視点を移動させながら（自転車や車、列車乗車中）次々と移り変わっていくシーン（場面）を継的に体験する景観。



シークエンス景観の一例

「鉄道軸」久大本線より



「航路軸」 船から眺められる 大分港埋立地の工業景観



「道路軸」 下郡中判田線



別大国道



⑤景観資源

大分市を代表する特徴的な景観として考えられるものを景観資源として位置付けを行います。大分市の景観を牽引していくものとして、これらの景観資源やその周辺地域などにおいては重点的な景観形成に取り組む必要があります。



田ノ浦ビーチと高崎山



西大分の整備されたウォーターフロント



佐賀関漁港



大分いこいの道とまちなみ



大分城址公園



宗麟大橋から見る大分川と山の稜線



ななせダム



戸次本町地区



高田輪中地区

2. 課題

(1) 良好な景観形成に向けた「空間像」に関わる課題

① 県都の中心市街地にふさわしい景観形成

大分市の中心市街地は、平成18年（2006年）の旧大分市景観計画における重点地区として「おおいた都心地区」と位置付けました。上野丘から大分駅を經由し主要地方道大在大分港線（通称：40m道路）までが都心南北軸と位置付け、駅南側の大分いこいの道沿道はまとまりあるまちなみ景観の形成、駅北側の中央通り沿道は、良好なにぎわいあるまちなみ景観の形成が方針として示されました。また、大分城址公園周辺は、大分城址公園と一体となった緑と潤いあるまちなみ景観の形成が方針として定めました。

これらの方針により、駅の南側は、大分駅総合整備事業により、大分いこいの道などの良好な景観形成が進められました。

駅の北側は、大分城址公園周辺地区における景観地区及び地区計画によって、きめ細かな景観誘導が進められています。また、大分県立美術館（OPAM）や祝祭の広場の整備が終わり、国道197号、大友氏遺跡等の整備も進められています。

しかしながら、中央通り沿道の良好なにぎわいあるまちなみ景観の形成、それと連動した東西方向の通りにおける回遊性の向上につながる景観形成、大友氏遺跡周辺市街地の景観の在り方など、県都の中心市街地にふさわしいおおいた都心地区の景観形成に向けた課題も残っています。

そこで、今後も引き続き本市の文化・経済の中心として、県都の中心市街地にふさわしい景観形成を図っていく必要があります。

② 潮風と歴史・文化を感じる魅力ある景観形成

西大分港から田ノ浦ビーチ、高崎山へ至る大分市西部海岸地区は、旧大分市景観計画における重点地区として「西大分港周辺地区」と位置付けました。

西大分ウォーターフロントを核として、後背地の西大分丘陵や別大海岸の魅力施設と連携し、魅力的なにぎわい拠点の形成を図ることが方針として定めました。

西大分港の周辺では、かんたんサーカスの整備や景観地区及び地区計画によって、きめ細かな景観誘導が進められています。

また、柞原八幡宮周辺では歴史的な風致の維持向上の必要性が高まるとともに、田ノ浦ビーチ周辺では新たな交流拠点の整備を計画しています。

大分市の海の玄関口としての魅力を高め、大分市西部海岸地区の各拠点の景観形成を進めるとともに、前面に広がる別府湾や丘陵地・高崎山等の自然景観との調和を図る必要があります。

③ 歴史の物語を掘り起こす景観形成

旧街道沿いには、今市、戸次本町、佐賀関地区など歴史的なまちなみが残されています。

鶴崎地区では、鶴崎の歴史を物語る史跡や記念館などの地域資源があるように、各地域にはその地域の歴史を物語る地域資源が存在します。

また、大野川沿いの高田輪中地区などは川との共存を図る生活の知恵を今に伝える石積みの景観が残されています。

戸次本町地区においては、地区計画でまちなみ形成のルールを定め、街なみ環境整備事業による景観整備を平成13年（2001年）から進めており、在町としての歴史を今に伝えるまちなみが整えられつつあります。

大分市歴史的風致維持向上計画にも示されているように、本市の歴史の歩みを後世に伝えていくため、大分市の各所に残る歴史の物語を掘り起こす景観形成が必要です。

④ 自然、農村・漁村景観の保全

三方が山に囲まれ、北側が海に開いている一体的な地形構造の上にある豊かな自然景観は、大分市を特徴づける大きな魅力です。

これまでも、自然公園の指定や景観計画などにより、一定程度の自然景観の保全はなされてきました。

しかしながら、近年の社会情勢等の変化から、農山村地域における荒廃地の増加や、丘陵地や海岸沿いでの太陽光発電、風力発電設備などの設置が懸念され、美しい自然景観を保全する必要性が高まっています。また、近年に発生した自然災害などにより防災意識が高まっておりますが、防災対策においても景観に配慮することが必要です。

そのため、魅力的な自然景観を今後も守っていくための施策や自然景観に配慮した工作物等の色彩や形状の検討が必要です。

また、自然景観は本市だけでなく、他の市町村区域も含めたものであるため、他の市町村との連携が必要です。

⑤ 大分の近代化を支えた景観の価値の明確化

明治以降の鉄道網や港湾の整備と紡績工場等の建設、戦後の新産業都市指定による臨海工業地帯の建設とその受け皿としての丘陵地における住宅地開発など、都市の近代化の過程において、大分市は独自の発展過程を経て現在に至っています。

近年においては、工業地帯は新たな夜景スポットとして注目を集めつつあり、工業地帯の景観としての新たな価値創造が求められています。

一方、丘陵地における住宅地は、良好な住環境が整備されていますが、高齢化が進み、空き家や空き地の発生等による景観の荒廃等の新たな問題が生じており、優れた住宅地景観を次世代に引き継いでいくことが求められています。

これら、大分市の近代化を支えた景観は、明治維新以降150年の大分の歩みそのものであり、その価値を明確にする必要があります。

(2) 良好な景観形成に向けた「取組」に関わる課題

① 市民・事業者・行政の協働による景観形成

これまでの景観形成の施策は、景観計画による指導や公共事業など、行政主導で進めているものが主なものでしたが、近年では、景観地区やその周辺地区において、民間事業者などによる良好な景観形成に寄与するデザインの建築物の整備事例も見られます。

また、身近な景観を形成する市民主体の活動も広まりをみせつつあり、大野川河川敷のコスモスなどは、周辺学校も含めた身近な環境美化の事例として挙げることができます。

大分市の景観が、全体として魅力を向上するためには、今後も、行政が率先して景観形成を行うことに加え、民間事業者の協力や市民・NPOなどと協働するなかで公益的な取組を実施することが不可欠といえます。

② 景観への意識向上・裾野の拡大

平成20年(2008年)から平成28年(2016年)までに実施した「大分きれい100選事業」では、大分市のすばらしい景観や景観づくりの活動等を市民から応募していただきました。

また、広く景観への関心を高めるために、講演会等の取組も進めてまいりました。

良好な景観形成には、市民や事業者が身近な景観に関心を持ち、見守ることが大切であるため、今後も市民や事業者の景観への意識を高めていき、景観に興味・関心を持つ市民や事業者の裾野を拡大していく必要があります。

また、将来の景観形成の担い手である小学生や中学生に対し、景観学習、景観出前講座等を行い、良好な景観形成の必要性等に関わる理解を深めることも必要です。

③ 関連施策と連携した総合的な景観施策の展開

景観形成は多様な活動の結果であるため、潤いのある豊かな生活環境を実現するための良好な景観形成には、空き家、耕作放棄地問題、街路樹、緑地の維持管理、防災対策、屋外広告物など、都市活動や防災、自然に関わる関連施策と連携することが大切です。

また、観光振興を推進していく上でも、魅力的な景観の形成は、来訪者を誘引する大きな要因となりえます。

良好な景観形成のためには、景観法における景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木の指定や景観協議会、景観整備機構等の制度があり、それらの制度の活用も含め、多様な関連施策と連携した総合的な景観施策の展開が必要です。

④ 景観ルールの周知

景観計画を作成して10年以上が経過し、景観に対する市民や事業者の意識は少しずつ向上しておりますが、美しい大分市の実現に向けては、市民や事業者のさらなる意識醸成や理解・協力が必要です。

良好な景観形成を行っていくための地域の特色を活かした景観ルールについて、必要性や内容に関する周知を行っていく必要があります。

⑤ 事前協議制度等の導入による丁寧な手続き環境の確保

これまでは、景観に与える影響の大きい建築等の行為については、工事着手の30日前までに届出を求め、建築物等のデザインや規模等について協議を行っていました。

しかしながら、良好な景観を構成する建築物等として維持管理も含めた形で整備を進めるためには、事業者等に本市の良好な景観形成を行うための方針やルールについて理解していただき、計画段階より建築物等のデザイン等について十分な協議や協力をいただく必要があります。

そこで、各地域の特色を活かした良好な景観形成に向けたよりきめ細かい景観誘導を行うため、事業者等とより丁寧な協議を行う必要があることから、事前協議制度の導入が必要です。

また、旧大分市景観計画の届出が必要な規模以下の行為についても、景観に大きな影響のある行為があることから、地域の景観的特性を考慮した届出基準の見直し等の検討も必要です。

第3章 理念と目標

1. 景観計画の理念

信仰の対象でもある霊山、山裾を別府湾の海に洗われる高崎山、大分平野を潤す大分川、大野川など、大分市は、山、海、川の恵みを受けて発展してきました。

山が見守り、海、川により育まれてきた景観は、まちなか、歴史ある街道筋、丘陵住宅団地、臨海工場地帯、身近な暮らしの場など、市内各所にちりばめられています。

これらの景観を点から線、面へと紡ぎ、現在のわたしたちの共有財産として、その魅力を市民自らが高め、未来の子ども達へ伝えていくことが大切です。

そこで、本計画の理念を、以下のように設定します。

大分市の景観計画の理念

自然、歴史、文化、暮らしが調和する おおいたの豊かな「景観」を紡ぎ未来へ

市民共有の財産である「豊かな景観」を
市民自らが考え、まもり、つくり、はぐくみ、魅力を高めていく

－紡いでいきたいおおいたの豊かな「景観」－



2. 景観計画の目標

本市の景観の特性や、課題、理念を踏まえ、下記の目標を持って景観形成に取り組むものとします。

(1) 良好な自然景観の保全

本市の景観は、良好な自然的景観要素によってその質が保たれている現状にあります。

野津原・佐賀閑地域など郊外に広がる良好な自然景観や農村・漁村景観、市街地周辺の丘陵・斜面に残る緑等、すでにある良好な自然景観の保全を図ります。



(2) 景観骨格・景観ネットワークの構築

景観形成の取組を全市一丸となって推進していくためには、本市の景観イメージを共有のものとして市の内外に発信する必要があります。

本市の顔となる景観形成を積極的に図る拠点と、また市境をなす山並みへの市民が認める視点場からの眺望景観の保全、市域を結ぶ交通路等沿線及び周辺地域の景観整備を通じ、本市の良好な景観イメージの明確化を図ります。



(3) 自然景観と調和した風格あるまちなみづくり

都市景観大賞を受賞した大分駅南地区など、一定の評価を得ている市街地はあるものの、自然景観への評価に比べ、市街地景観の評価はまだまだ低い状態にあります。良好な自然景観に囲まれた県都として魅力の向上を図り、そこで暮らす人々が協働し、豊かに暮らせる風格あるまちなみの形成を目指します。



(4) 良好な景観の次世代への継承

良好な景観はさまざまなものが複合して形成されており、現在のわたしたちの共有財産です。次世代の子ども達が良好な景観の恵沢を享受するために、良好な景観の保全や推進は、現在のわたしたちの務めです。そのため、良好な景観を次世代へ継承していくことを考慮した良好な景観形成を図ります。



施策編

第4章 景観計画の区域等と基本方針

1. 景観計画の区域

(1) 景観計画の区域設定

本市の景観特性は、自然景観、歴史・文化景観、産業や生活の土地利用による景観が重なり形成されており、各地域の特性に応じた個別の景観特性が隣り合い、重なりあって形成されていることから、特定の区域を切り取って「景観保全、形成を図る必要のない区域」として景観計画の対象を外すことは困難です。

また、特長のある景観が各地域に存在していますが、本市の景観形成を保全・推進していくため、景観地区・準景観地区の指定、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等の指定など、様々な手法が景観法の中に定められており、それらの手法を活用するためには景観計画区域内でないと活用できません。

さらに、本市では平成18年(2006年)に景観計画を策定しましたが、計画策定後に太陽光発電設備、風力発電設備、デジタルサイネージなど、景観に影響を与える問題も顕在化してきました。今後技術の進歩や、生活の在り方により新たな問題が発生する可能性もあります。

以上のことから、旧景観計画も踏まえ、市域全域を景観形成の対象としつつ、各地域の特性に応じたきめ細やかな景観づくりを達成するために、大分市全域を景観計画区域とします。

また、大分県沿道の景観保全等に関する条例(昭和63年大分県条例第13号)の規定による沿道環境美化地区に指定されている地区については、大分市景観計画区域における沿道景観美化地区とします。



※沿道景観美化地区は、県道大分狭間(バイパス)線、東九州自動車道、国道442号・県道412号(久住高原野津原線)沿いにおける道路の区域から20mの範囲です。

【施策編】第4章 景観計画の区域等と基本方針

(2) 市全体の良好な景観形成に向けた基本方針

景観計画の理念や目標を踏まえ、下記を本市の景観形成に向けた基本方針とします。

●自然景観の保全

本市の全域に広がる良好な自然景観の保全に取り組みます。自然景観の中でも、特に本市の特徴を担う緑の景観の保全を積極的に行います。緑量の確保だけでなく、平地部（景観連携軸や視点場など）からの眺望を意識した保全施策に取り組みます。

●眺望景観の確保

市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、眺望景観確保のための施策に取り組みます。

●沿道及び鉄道沿線等の景観の保全・形成

市民及び来訪者の視線に触れる機会が多いという点で公共性が高く、市域内外の景観拠点を結ぶことになる交通路沿線や、サイクリングロード・公園・緑地・遊歩道、文化交流施設などの周辺での良好な景観形成を誘導し、またそれら街路や施設そのものの景観整備に取り組みます。

●本市のシンボルとなる景観づくり

歴史的な遺構や史跡、歴史的なまちなみ、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観について、重点的保全・形成に取り組みます。特に、大分の都心部における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、都心部に不足する緑量の確保を図ります。

●身近な景観の保全・形成

地区に暮らす市民の発意や協力を得て、市街地に接する山林の保全、農山村漁村の伝統的な集落形態の継承、住宅地内の環境美化、中心市街地のにぎわい整備など、地区ごとの特長を活かした景観の保全・形成に取り組みます。また、そのような身近な景観の保全・形成のために、市民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動を推進・支援していきます。

2. 景観エリア区分

(1) 景観エリア区分設定

本市の景観特性は、第2章で述べたように、自然景観、歴史・文化景観、産業や生活の土地利用による景観が重なり形成されており、海岸～丘陵～山地のように連続的な景観を形成しています。

各地域を個別に見てみると、海に面している地域、山間部の地域、川が流れる地域、古くからの歴史がある地域、新産都時代に形成された地域など、各地域の特性に応じた景観が形成されていることから、大分市全域の景観特性は、各地域個別の景観特性が隣り合い、重なりあって形成されていると言えます。

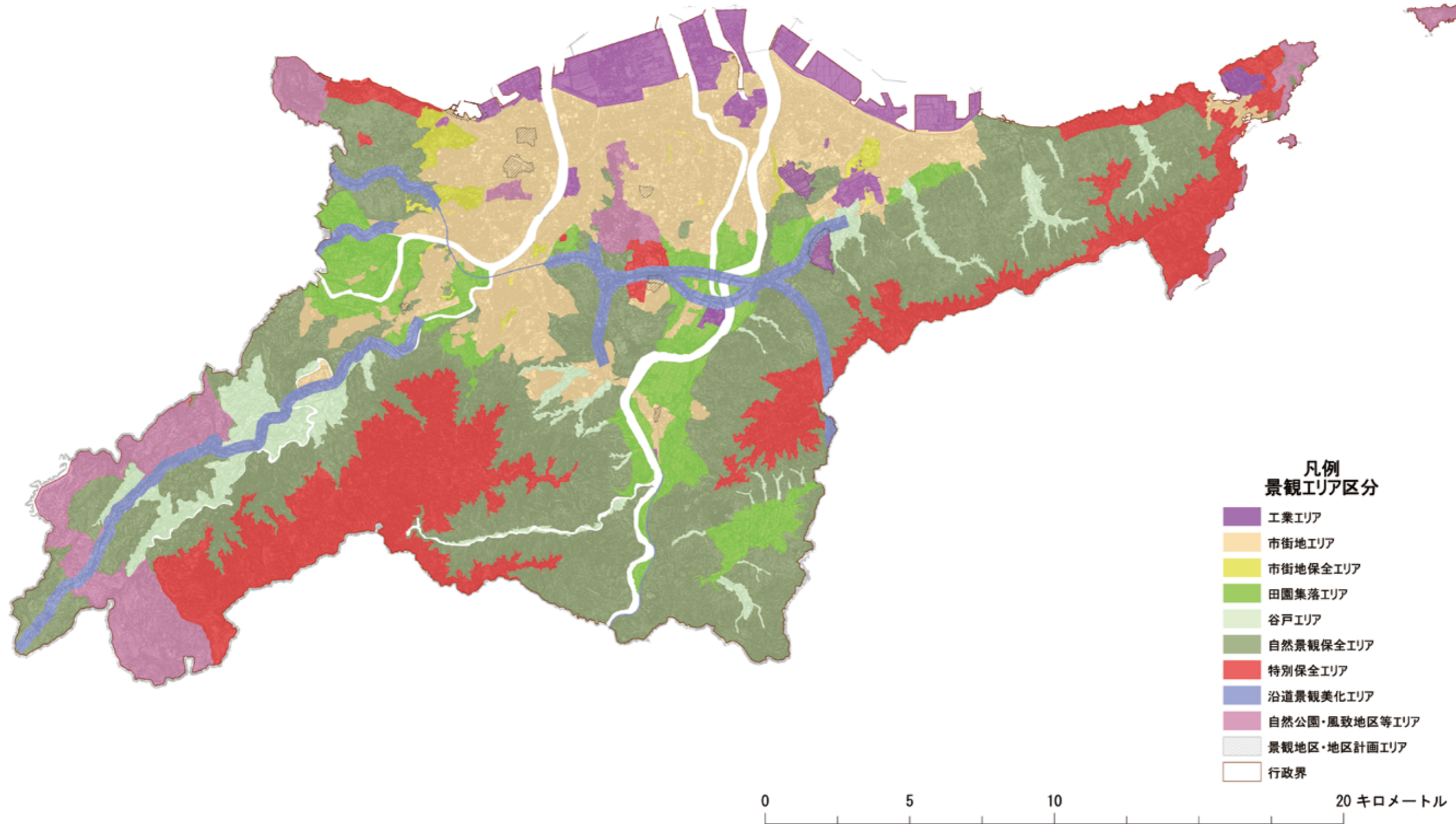
そのため、大分市全域における景観形成を図るとともに、各地域の特性に応じた景観形成を行う必要があることから、市街化の状況、都市計画の指定状況、自然条件の特性等に応じ、市域を景観特性に応じたエリアに区分し、そのエリアごとに景観形成を行っていきます。

エリア区分

エリア	エリア設定の考え方
工業エリア	用途地域が工業地域・工業専用地域のエリアや、佐賀関の工業地、市街地内にある工業地
市街地エリア	市街化区域及び市街化調整区域の開発団地など、すでに市街地が広がっているエリア
市街地保全エリア	郷土の緑の保全地区の指定地など今後緑を守っていくことが望ましいエリア
田園集落エリア	田・畑などまとまった農地及び点在する集落によって構成されるエリア
谷戸エリア	河川沿いの谷あいなどに形成された集落と周辺の谷地のエリア 主に、大野川、七瀬川の上流部などに形成
自然景観保全エリア	山林・樹林地によって構成されたまとまりのある緑地、周辺からの視野に入り眺望点ともなる山林等を対象としたもので、自然景観の保全が必要なエリア
特別保全エリア	山林・樹林地及び丘陵市街地の中で、緑地のまとまりがあり、開発の進行などにより消失するおそれがある緑地のエリア 霊山からつながる稜線沿いは標高 300m以上。九六位・佐賀関につながる稜線沿いは標高 200m以上、別大国道や佐賀関につながる国道 197号は沿道から 500m以内。柞原の森、高尾山自然公園、佐賀関の一部
沿道景観美化エリア	東九州自動車道、国道 10号、442号、国道 197号バイパス（都市計画道路花園細線）等の主要道路沿線のうち、市街地エリアを除くエリア
自然公園・風致地区等エリア	自然公園法や風致地区など、すでに許可や届出が必要なエリア
景観地区・地区計画エリア	景観地区の区域、景観に関する基準がある地区計画の区域等

景観エリア区分図

市域の市街化の状況、都市計画の指定状況、自然条件の特性等により10のエリアに分類します。



(2) 景観エリアごとの特性と景観形成基本方針

景観エリア区分ごとの主な特性と景観形成方針を示します。

景観エリア別の特性と景観形成方針

エリア	主な特性	エリア別景観形成方針	
工業 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海工業地区の埋立てによる工業地や佐賀関の工業地や、市街地内にある工業地です。 ・工場、港湾施設等の大規模な建築物が建築され、工場プラントや煙突などの工作物が設置されています。 	臨海工業地帯	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業都市の原動力としての重工業建造物群が異彩を放っています。工場等の建築物や煙突等の工作物が、海上及び市街地遠望から見て、海と空に調和し自然環境に溶け込む景観形成を図ります。また、観光等を意識した工場夜景の魅力形成を図ります。
		産業市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・工業や業務施設等と住宅が調和し、緑化の推進により、活気と潤いのあるまちなみ景観の形成に取り組みます。
市街地 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務関連施設、工場などの立地がみられる地区や住宅団地などの住宅地、又はこれらの混在地区として市街地を形成しています。 ・大分都市計画区域の市街化区域及び佐賀関港周辺、野津原地区北部に位置しています。 	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における商業・業務ビルなどの立地においては、都心にふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
		住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川や大野川などに沿って広がる住宅市街地においては、建築物の形態意匠への配慮及び生け垣による緑化などを行い、背景となる山並みや河川と調和した良好な住宅地のまちなみ形成に取り組めます。
		開発住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・台地や丘陵地の住宅団地においては、丘陵地等の緑と調和した良好な住環境を維持・形成します。 ・建築物の建替えが進められている既存の中高層住宅地では、地形を生かしながら眺望の確保を行うとともに緑化による快適で潤いのある住宅地景観の形成を図ります。 ・新たな住宅開発等においては、建築物の形態・意匠、緑化に関する地域のルールづくりを積極的に進め、緑豊かな良好な住宅地景観形成を図ります。
市街地保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の丘陵部を中心として、緑地空間が豊かで、住宅開発の進行している地区です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駄原の緑地など山地・樹林地と一体的な緑の背景軸として緑の連続性の維持・保全を図ります。 ・上野丘、亀塚古墳など歴史的・文化的資源と一体となった緑地の保全を図ります。 ・緑地や果樹園、田・畑の自然的景観の保全を図るとともに、これらの自然と調和した市街地景観を目指します。 	
田園集落 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・田・畑などまとまった農地及び点在する集落によって構成される地区です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川、大野川沿いなどに広がる田園と集落による良好な自然的景観の保全を図ります。 ・豊後国分寺跡、戸次本町地区などの歴史的・文化的資源が周辺の良好な田園景観と一体となった景観の保全を図ります。 ・山林の麓などに開けた竹中・吉野などの集落は、周辺の自然と調和した景観の保全を図ります。 ・集落などにおける建築物の建替え、工作物の建設などでは、田園環境と調和した景観形成を図ります。 	
谷戸 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いの谷あいなどに形成された集落と周辺の谷地のことです。 ・主に、大野川、七瀬川の上流などに形成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大野川、七瀬川、河原内川、尾田川、志生木川などの河川周辺や尾根に囲まれた集落などでは、農地、棚田、森林などと一体となった自然的景観の保全を図ります。 ・集落等における建築物の建替え等では、周辺の自然環境と調和した景観形成を図ります。 ・旧豊後街道に位置する今市石畳地区の保全を図り、沿道施設が石畳などの歴史的資源と調和した景観形成を図ります。 	
自然景観保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、樹林地によって構成され、まとまりのある緑地、周辺からの視野に入り眺望点ともなる山林等です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高崎山、霊山、九六位山などの緑地の自然景観の保全を図り、田園集落と一体的な景観の保全を図ります。 ・大南地区や佐賀関地区、野津原地区に広がる山地や丘陵地は、地域の特長を生かした景観の保全と自然と調和した景観形成を図ります。 	
特別保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、樹林地及び丘陵市街地の中で、緑地のまとまりがあり、開発の進行などにより消失するおそれがある緑地です。 	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・霊山、九六位山周辺は、貴重な自然環境を有する緑地景観として、また、市街地を囲む緑の背景軸として斜面緑地の自然景観を保全します。 ・県民の森等の斜面緑地は、貴重な自然環境を有する景観として、自然景観の保全に取り組めます。 ・樅木山にかけての自然景観の保全を図り、臼杵市との市境に連なる自然緑地の一体的な景観の保全を図ります。
		海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀関、田ノ浦の海岸線は、連続性を持って自然環境の保全をするとともに、沿道から見る景観形成に取り組めます。
沿道景観美化 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道、国道10号、442号、国道197号バイパス（都市計画道路花園細線）等の主要道路に位置付けられます。 ・交通量が比較的多いことから、沿道の景観形成が必要な地域です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号、442号、197号バイパスなどの主要幹線道路沿道における建築物等のまちなみの調和や沿道からの眺望の確保、沿道の緑化などによる潤いのある街路空間の形成に取り組めます。 ・河川沿い等は、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります。 	
自然公園・風致地区等 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法、風致地区内における建築物の規制に関する条例等により許可や届出が必要となる地域です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園及び風致地区エリア内の建築物等の規制に関する条例等を遵守し、緑豊かな環境の保全を図ります。 	
景観地区・地区計画 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法による景観地区及び都市計画法による地区計画等により景観誘導を図っていく地区です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の形態意匠、壁面の位置、高さの最高限度、用途、緑化率等、きめ細かいルールを定め、指定地区ごとの景観特性に応じて良好な景観の保全及び形成を図ります。 ・景観地区、地区計画に定める景観に関する方針に基づき、地区の特性を活かした景観形成を行います。 	

(3) 景観エリア区分における景観形成イメージ

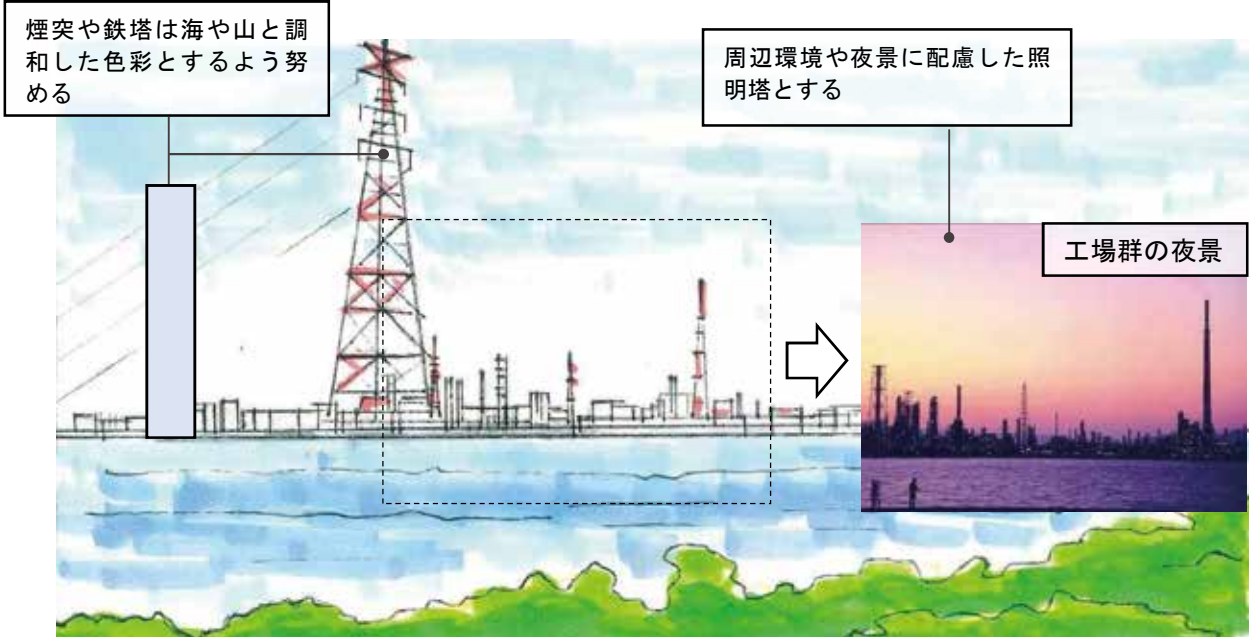
景観エリア区分ごとの主な特性と景観形成方針をイメージ図で示します。

工業エリア

景観形成方針

■臨海工業地帯

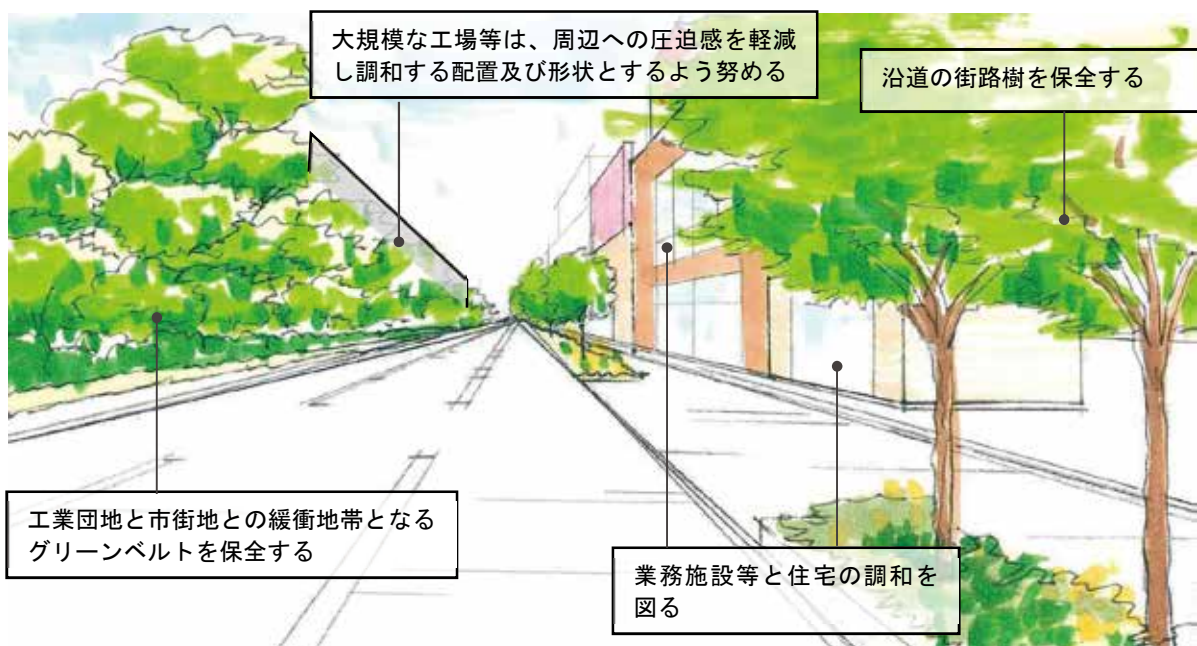
- ・新産業都市の原動力としての重工業建造物群が異彩を放っています。工場等の建築物や煙突等の工作物が、海上及び市街地遠望から見て、海と空に調和し自然環境に溶け込む景観形成を図ります。また、観光等を意識した工場夜景の魅力形成を図ります。



景観形成方針

■産業市街地

- ・工業や業務施設等と住宅が調和し、緑化の推進により、活気と潤いのあるまちなみ景観に取り組みます。

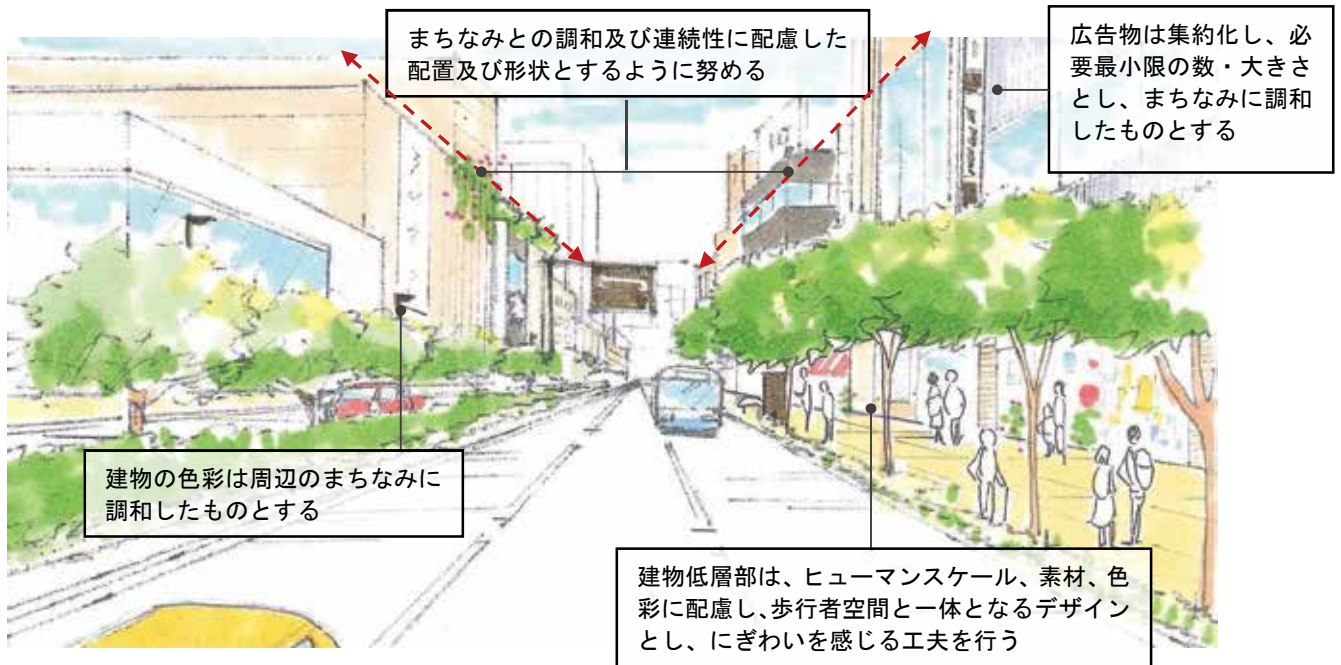


市街地エリア

景観形成方針

■ 中心市街地

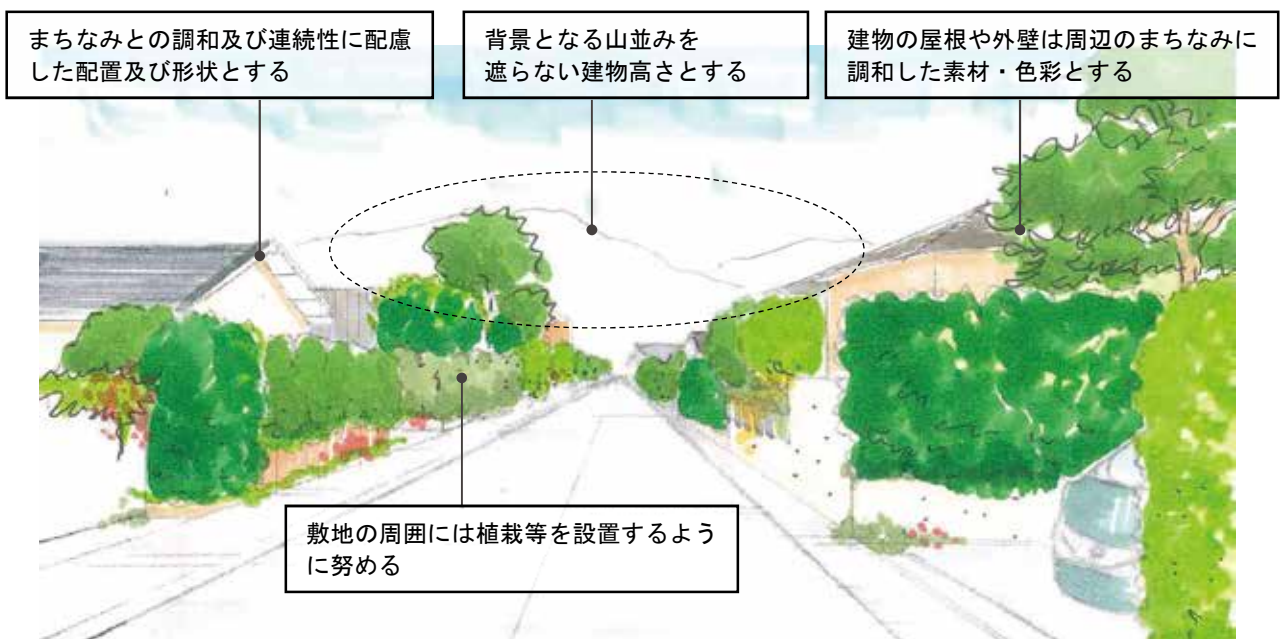
- ・ 中心市街地における商業・業務ビルなどの立地においては、都心にふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。



景観形成方針

■ 住宅市街地

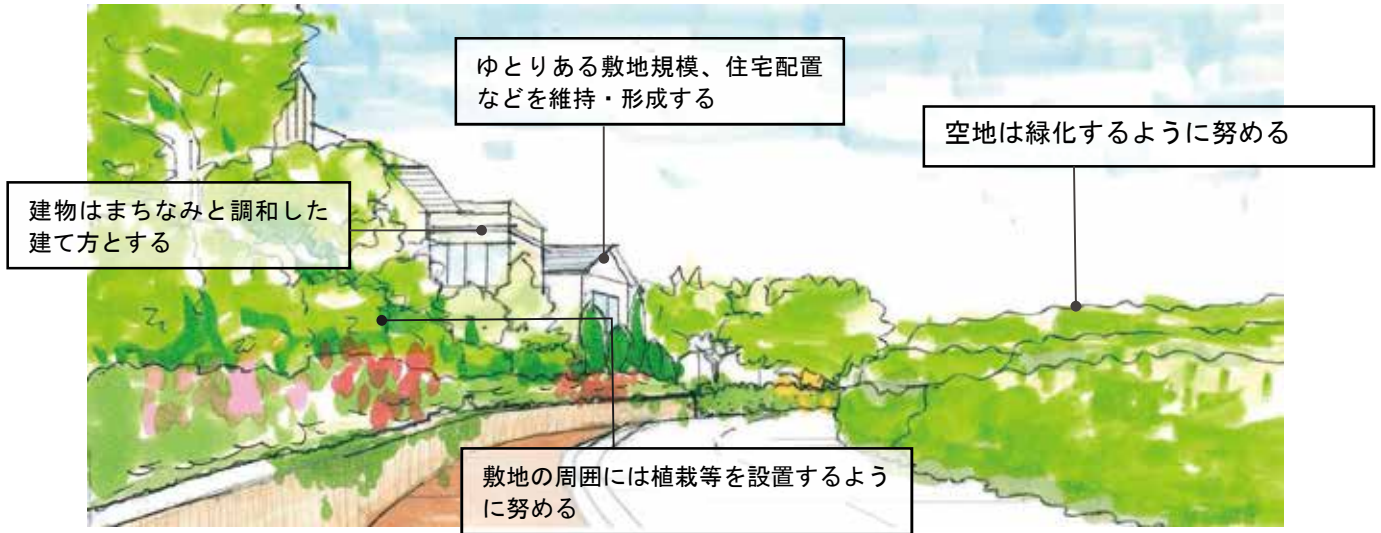
- ・ 大分川や大野川などに沿って広がる住宅市街地においては、建築物の形態意匠への配慮及び生垣による緑化などを行い、背景となる山並みや河川と調和した良好な住宅地のまちなみ形成に取り組みます。



景観形成方針

■開発住宅市街地

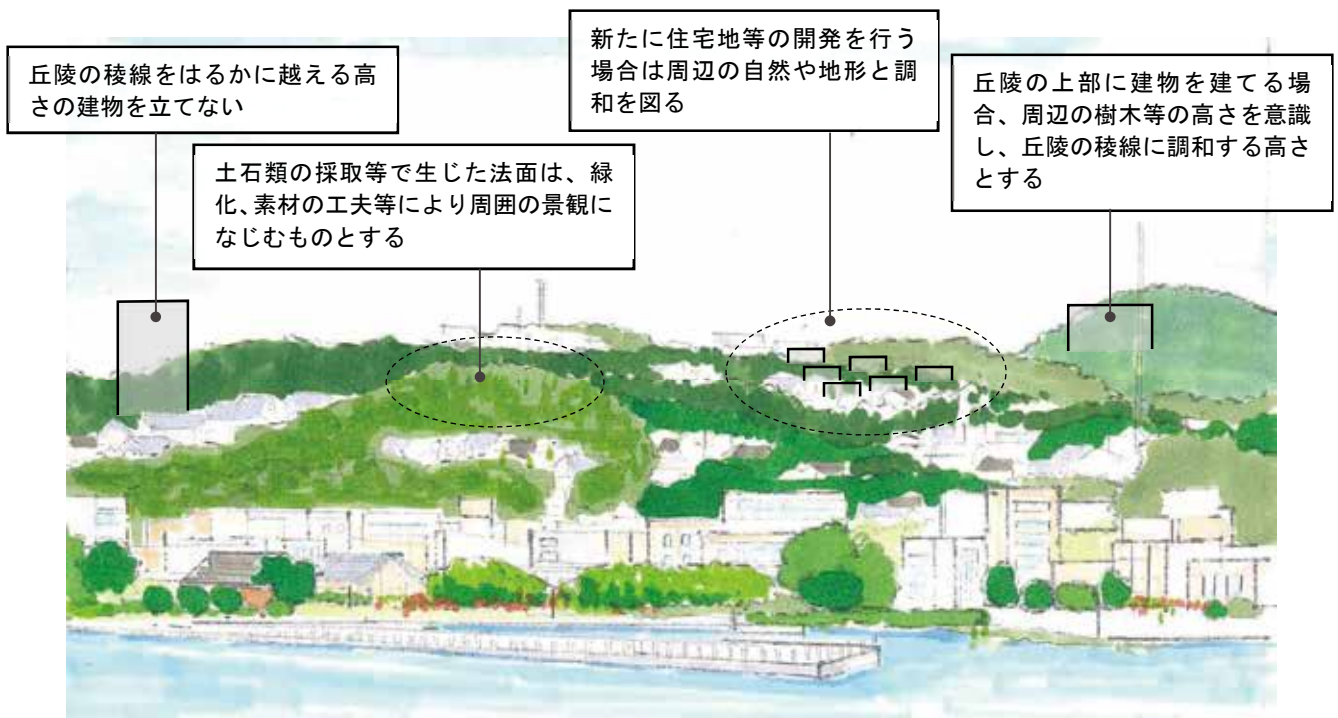
- ・台地や丘陵地の住宅団地においては、丘陵地等の緑と調和した良好な住環境を維持・形成します。
- ・建築物の建替えが進められている既存の中高層住宅地では、地形を生かしながら眺望の確保を行うとともに緑化による快適でうおいのある住宅地景観の形成を図ります。
- ・新たな住宅開発等においては、建築物の形態・意匠、緑化に関する地域のルールづくりを積極的に進め、緑豊かな良好な住宅地景観形成を図ります。



市街地保全エリア

景観形成方針

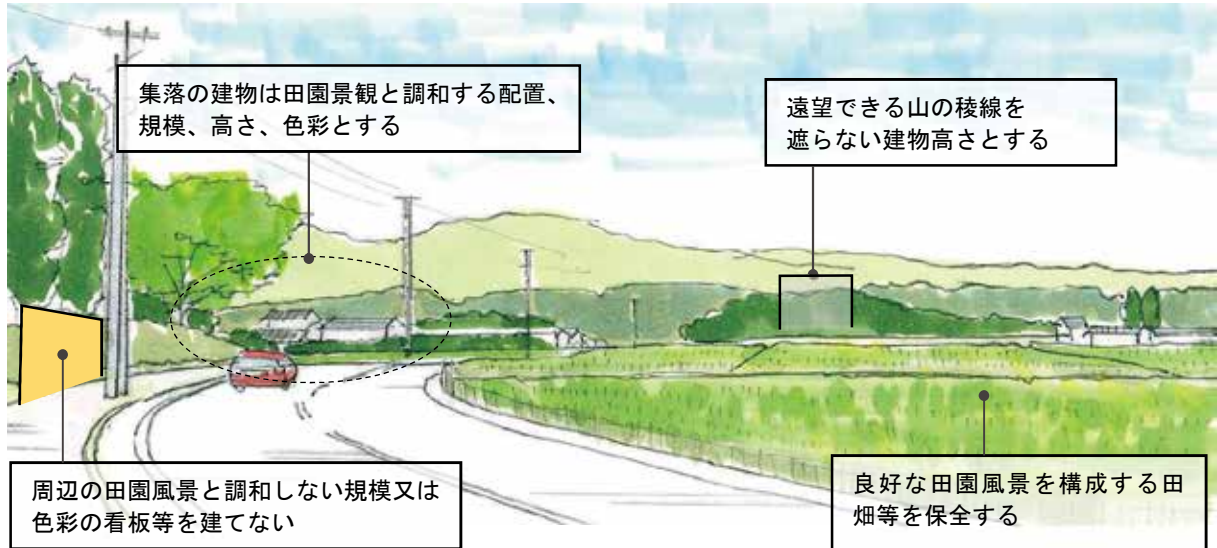
- ・駄原の緑地など山地・樹林地と一体的な緑の背景軸として緑の連続性の維持・保全を図ります。
- ・上野丘、亀塚古墳など歴史的・文化的資源と一体となった緑地の保全を図ります。
- ・緑地や果樹園、田・畑の自然的景観の保全を図るとともに、これらの自然と調和した市街地景観を目指します。



田園集落エリア

景観形成方針

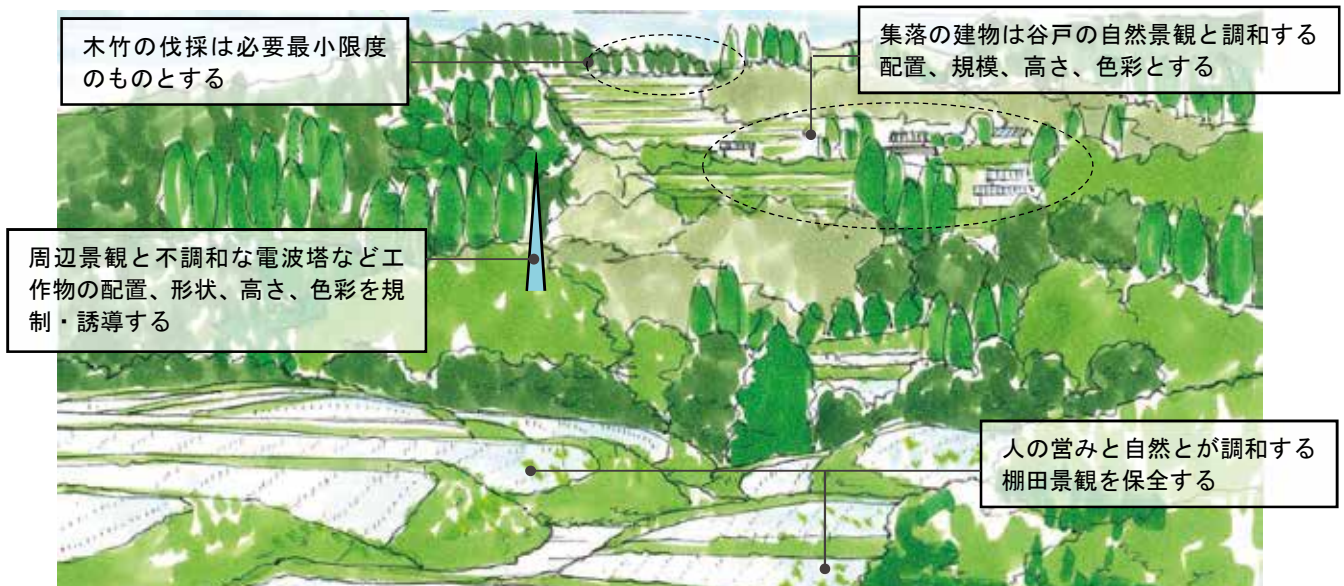
- ・大分川、大野川沿いなどに広がる田園と集落による良好な自然的景観の保全を図ります。
- ・豊後国分寺跡、戸次本町地区などの歴史的・文化的資源が周辺の良好な田園景観と一体となった景観の保全を図ります。
- ・山林の麓などに開けた竹中・吉野などの集落は、周辺の自然と調和した景観の保全を図ります。
- ・集落などにおける建築物の建替え、工作物の建設などでは、田園環境と調和した景観形成を図ります。



谷戸エリア

景観形成方針

- ・大野川、七瀬川、河原内川、尾田川、志生木川などの河川周辺や尾根に囲まれた集落などでは、農地、棚田、森林などと一体となった自然的景観の保全を図ります。
- ・集落等における建築物の建替等では、周辺の自然環境と調和した景観形成を図ります。
- ・旧豊後街道に位置する今市石畳地区の保全を図り、沿道施設が石畳などの歴史的資源と調和した景観形成を図ります。



自然景観保全エリア

景観形成方針

- ・高崎山、霊山、九六位山などの緑地の自然景観の保全を図り、田園集落と一体的な景観の保全を図ります。
- ・大南地区や佐賀関地区、野津原地区に広がる山地や丘陵地は、地域の特長を生かした景観の保全と自然と調和した景観形成を図ります。

周辺景観と不調和な電波塔など工作物の配置、形状、高さ、色彩を規制・誘導する

遠望できる山等への眺望を阻害しない建物高さとする

河川沿いの建物は河川と調和したデザイン（素材、色彩、意匠等）とする

河川敷は景観植物（コスモス等）を植え身近な潤い空間を形成する



特別保全エリア

景観形成方針

■自然地域

- ・霊山、九六位山周辺は、貴重な自然環境を有する緑地景観として、また、市街地を囲む緑の背景軸として斜面緑地の自然景観を保全します。
- ・県民の森等の斜面緑地は、貴重な自然環境を有する景観として、自然景観の保全に取り組みます。
- ・縦木山にかけての自然景観の保全を図り、臼杵市との市境に連なる自然緑地の一体的な景観の保全を図ります。

木竹の伐採は必要最小限度のものとする

周辺景観と不調和な電波塔など工作物の配置、形状、高さ、色彩を規制・誘導する

建物は自然景観と調和する配置、規模、高さ、色彩とする

自然景観に調和しない色彩の広告物を設置しない



景観形成方針

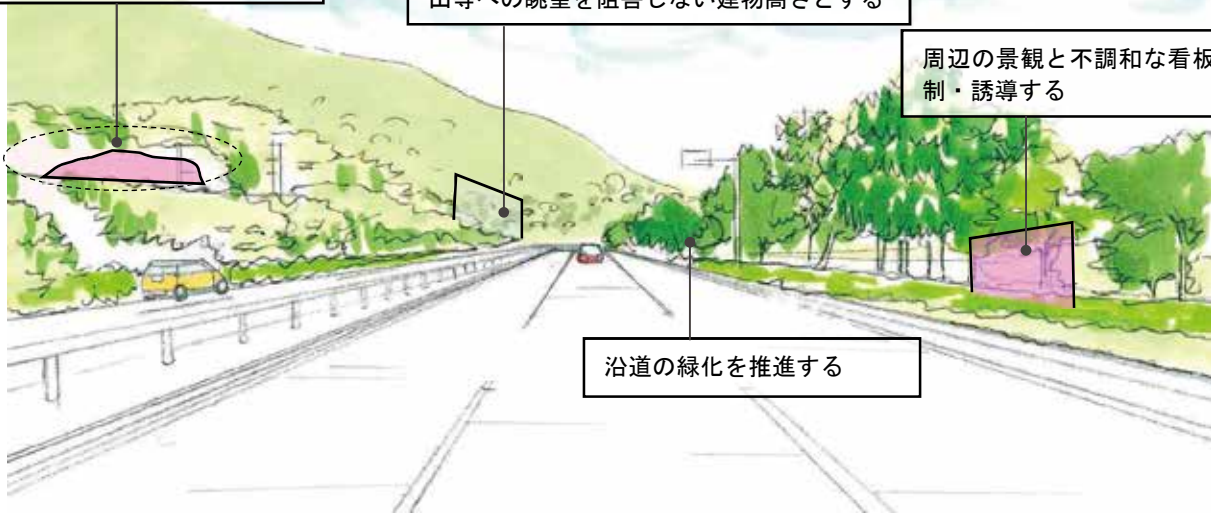
■ 海岸線地域

- ・ 佐賀関、田ノ浦の海岸線は、連続性を持って自然環境の保全をするとともに、沿道から見る景観形成に取り組みます。

物品の堆積は道路側から堆積物が見えないよう工夫する

シークエンス景観のランドマークとなる山等への眺望を阻害しない建物高さとする

周辺の景観と不調和な看板等を規制・誘導する



沿道の緑化を推進する

沿道景観美化エリア

景観形成方針

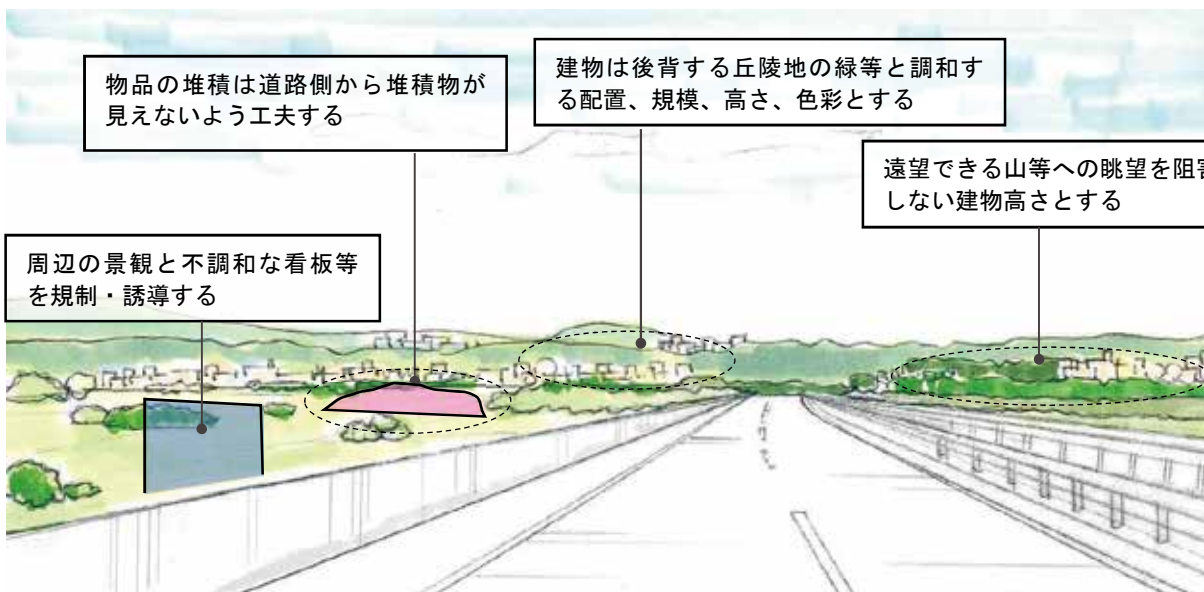
- ・ 国道10号、442号、197号バイパスなどの主要幹線道路沿道における建築物等のまちなみの調和や沿道からの眺望の確保、沿道の緑化などによるうまいのある街路空間の形成に取り組みます。
- ・ 国道10号の別府湾海岸線や大野川沿いは、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります。

物品の堆積は道路側から堆積物が見えないよう工夫する

建物は後背する丘陵地の緑等と調和する配置、規模、高さ、色彩とする

遠望できる山等への眺望を阻害しない建物高さとする

周辺の景観と不調和な看板等を規制・誘導する



自然公園・風致地区等エリア

景観形成方針

- ・自然公園及び風致地区エリア内の建築物等の規制に関する条例等を遵守し、緑豊かな環境の保全を図ります。

周辺景観と不調和な電波塔など工作物の配置、形状、高さ、色彩を規制・誘導する



第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

本市の良好な景観を保全し良好な景観の形成を図るため、以下の行為の制限を定めます。規制対象となるのは、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為とします。

これらの行為に関しては、景観法及び大分市景観条例に基づく市への届出が必要となり、後述の景観形成基準に適合したものであることが求められます。

また、規制対象以下の規模となる行為についても、周辺の良好な景観の保全及び形成に寄与するように、後述の景観形成基準に見合った行為を行うことが求められます。

1. 届出対象とする行為及びその範囲

① 建築物の建築等

建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕、又は模様替え若しくは色彩の変更（以下、「建築行為」という。）

届出対象範囲

- ・市街化区域における建築行為で高さ20m以上、又は延床面積3,000㎡以上
- ・市街化区域以外の区域における建築行為で高さ10m以上、又は延床面積500㎡以上
- ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」における建築行為で、高さが13m以上又は建築面積500㎡以上

② 工作物の建設等

工作物の建設、築造又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更

届出対象範囲

- 塔状工作物（煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、物見塔、記念塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他これに類するもの）
 - ・高さ15m以上
 - ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」は、高さが13m以上
- 遊戯施設など（コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設）
 - ・高さ10m以上、又は築造面積500㎡以上
- 製造施設・貯蔵施設・処理施設など（アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵する施設及び汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設）
 - ・高さ10m以上、又は築造面積500㎡以上

工作物の構造物等に関する届出対象範囲

- 擁壁など
 - ・高さ5m以上
- 橋・トンネル・堤防など
 - ・長さ20m以上又は高さ5m以上
- 風力発電施設
 - ・高さ10m以上
- 太陽光発電施設
 - ・高低差10m以上、又は築造面積500㎡以上

③ 特定照明

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

特定照明とは、「夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明」（景観法施行令第4条）であり、より一般的な言葉では建築物・工作物等のライトアップを指します。これらは都市のにぎわいを演出するものでもありますが、一方で地域の夜間景観を大きく左右する影響力を持っています。

特に郊外における特定照明行為を想定していますが、本市全域において下記の行為を届出対象範囲とします。

届出対象範囲

- ・届出の対象規模となる建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更

④ 屋外における物品の堆積

屋外における物品とは主に、土石、廃棄物、資材、再生資源やその他の物品を指します。本市全域において、下記に該当するものを届出対象とします。

届出対象範囲

- ・敷地内における堆積規模の合計が500㎡以上、又は堆積の高さ4m以上
- ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」は、面積規模100㎡以上、又は堆積の高さ2m以上

⑤ 開発行為

主に、郊外地域で行われる大規模な開発行為など、自然景観に与える影響の大きい行為に限って、届出対象とします。

届出対象範囲

- | | |
|---------------|----------|
| ・市街化区域内： | 届出対象としない |
| ・市街化調整区域内： | 1,000㎡以上 |
| ・非線引き都市計画区域内： | 3,000㎡以上 |
| ・都市計画区域外： | 3,000㎡以上 |

⑥ 土石類の採取

土石類の採取については、行為期間中に地肌が露出することとなり、また傾斜地で行われることが多いことから地域の景観に与える影響が特に大きい行為です。

下記に該当するものを届出対象とします。

届出対象範囲

- ・採取面積3,000㎡以上、又は5m以上の法面を生じるもの

⑦ その他の土地の形質の変更

変更後の土地に関しては、地肌が露出することとなり、景観に与える影響の大きい行為です。本市全域において、下記に該当するものを届出対象とします。

届出対象範囲

-
- ・ 変更面積 3,000 m²以上、又は 5m 以上の法面を生じるもの
-

⑧ 木竹の伐採

木竹の伐採の行為後に地肌が露出することになり、景観上に与える影響の大きいものとして「皆伐」による伐採を届出対象とします。

届出対象範囲

-
- ・ 皆伐のみを対象とし、すべての規模の行為を届出対象とする
-

⑨ 街路樹の管理 ※道路管理者による通知

街路樹整備重点道路（大分市街路樹景観整備計画におけるネットワーク路線）の街路樹のせん定、植樹、植替え、撤去を対象とします。

おおいたきれい 100 選より



豊後水道



満開の桜並木



水鏡秋彩

2. 景観形成基準

景観形成基準とは、良好な景観形成を図るための、建築物の建築等の行為などに対する基準です。

景観形成基準は、届出対象行為を行う際、必須事項として守るべき基準（**実施基準/赤**）、必ず検討が必要な基準（**配慮基準/黒**）、配力することが望ましい基準（**努力基準/青**）の3段階に分けて設定します。

また、エリアごとの景観形成基準を定めるとともに、「景観形成の方向性である景観形成方針（再掲）」及び「景観形成基準を適応させる際に特に配慮すべき事項である景観形成方策」を示しています。

（1）工業エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	臨海工業地帯	・新産業都市の原動力としての重工業建造物群が異彩を放っています。工場等の建築物や煙突等の工作物が、海上及び市街地遠望から見て、海と空に調和し自然環境に溶け込む景観形成を図ります。また、観光等を意識した工場夜景の魅力形成を図ります。
	産業市街地	・工業や業務施設等と住宅が調和し、緑化の推進により、活気と潤いのあるまちなみ景観に取り組みます。
景観形成方策	臨海工業地帯	・工場等の建築物や煙突等の工作物は、海と空に調和した色彩とするように努める ・遠望からでも工場夜景が美しく際立つ照明計画とするように努める
	産業市街地	・大規模な工場等は、周辺への圧迫感を軽減し調和する配置及び形状とするよう努める ・周辺地域の景観向上に資する空地や植栽を創り出すよう努める

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 	
色彩※1	外壁基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度4以下 明度4以上8未満の場合、彩度6以下
		その他の色相	明度4以上の場合、彩度2以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度7以下、彩度4以下
		その他の色相	明度7以下、彩度2以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 ・工場の煙突等は、海と空等の周辺環境に調和した色彩とするように努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩 ※1	外観基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度4以下 明度4以上8未満の場合、彩度6以下
		その他の色相	明度4以上の場合、彩度2以下（無彩色含む）

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 	
物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 	
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。 	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 	
土石類の採取		<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 	
その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。 	
街路樹の管理		<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。 	

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）
ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(2) 市街地エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地における商業・業務ビルなどの立地においては、都心にふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
	住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> 大分川や大野川などに沿って広がる住宅市街地においては、建築物の形態意匠への配慮及び生け垣による緑化などを行い、背景となる山並みや河川と調和した良好な住宅地のまちなみ形成に取組みます。
	開発住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> 台地や丘陵地の住宅団地においては、丘陵地等の緑と調和した良好な住環境を維持・形成します。 建築物の建替えが進められている既存の中高層住宅地では、地形を生かしながら眺望の確保を行うとともに緑化による快適で潤いのある住宅地景観の形成を図ります。 新たな住宅開発等においては、建築物の形態・意匠、緑化に関する地域のルールづくりを積極的に進め、緑豊かな良好な住宅地景観形成を図ります。
景観形成方策	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> 風格ある美しい都市景観の形成を図る 良好なにぎわいあるまちなみ景観の形成を図る 緑と潤いのあるまちなみ景観の形成を図る
	住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる山並み等への眺望を確保する 周辺のまちなみと調和した建物の配置及び形状とする
	開発住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみと調和した建物の配置及び形状とする ゆとりある敷地規模、住宅配置などを維持・形成する 丘陵地等との緑の調和や住宅団地内の緑化の推進を図る

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度3以下 明度8未満の場合、彩度5以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度2以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度4以下
		その他の色相	明度6以下、彩度2以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度3以下 明度8未満の場合、彩度5以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度2以下（無彩色含む）

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 	
物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 ※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。	
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌※2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。 	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 	
土石類の採取		<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 	
その他の土地 の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。 	
街路樹の管理		<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。 	

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(3) 市街地保全エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駄原の緑地など山地・樹林地と一体的な緑の背景軸として緑の連続性の維持・保全を図ります。 ・ 上野丘、亀塚古墳など歴史的・文化的資源と一体となった緑地の保全を図ります。 ・ 緑地や果樹園、田・畑の自然的景観の保全を図るとともに、これらの自然と調和した市街地景観を目指します。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為等を行う場合は、緑の背景軸を構成する丘陵地の緑地等を維持・保全に配慮する。 ・ 自然地形や歴史的・文化的資源等と調和した建物の配置・形状・高さとする。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・ まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・ 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・ 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・ 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・ 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・ 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・ 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・ 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・ 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・ 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・ 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・ 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・ 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・ 煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・ 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・ 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・ 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(4) 田園集落エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川、大野川沿いなどに広がる田園と集落による良好な自然的景観の保全を図ります。 ・豊後国分寺跡、戸次本町地区などの歴史的・文化的資源が周辺の良好な田園景観と一体となった景観の保全を図ります。 ・山林の麓などに開けた竹中・吉野などの集落は、周辺の自然と調和した景観の保全を図ります。 ・集落などにおける建築物の建替え、工作物の建設などでは、田園環境と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・田園景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・後背する山並みへの眺望を確保する。 ・開発行為等を行う場合は、田園環境の維持・保全に配慮する。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼさないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法－三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(5) 谷戸エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大野川、七瀬川、河原内川、尾田川、志生木川などの河川周辺や尾根に囲まれた集落などでは、農地、棚田、森林などと一体となった自然的景観の保全を図ります。 ・集落等における建築物の建替え等では、周辺の自然環境と調和した景観形成を図ります。 ・旧豊後街道に位置する今市石畳地区の保全を図り、沿道施設が石畳などの歴史的資源と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・谷戸景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・開発行為等を行う場合は、谷戸の農地、棚田、河川環境の維持・保全に配慮する。 ・今市石畳地区の歴史的なまちなみを保全する。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類 の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 (色彩の表示は、日本工業規格 Z8721 (色の表示方法—三属性による表示) に規定されたマンセル表色系によるものとする。)

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌 (ちぼう) = 地形や地勢

(6) 自然景観保全エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> 高崎山、霊山、九六位山などの緑地の自然景観の保全を図り、田園集落と一体的な景観の保全を図ります。 大南地区や佐賀関地区、野津原地区に広がる山地や丘陵地は、地域の特長を生かした景観の保全と自然と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 工作物等の設置に際しては、主要な眺望点からの眺望に配慮した設置とする。 開発行為等を行う場合は、山地や丘陵地等の維持・保全に配慮する。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 擁壁の高さは5m以下とするように努める。 ※壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼさないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類 の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(7) 特別保全エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・霊山、九六位山周辺は、貴重な自然環境を有する緑地景観として、また、市街地を囲む緑の背景軸として斜面緑地の自然景観を保全します。 ・県民の森等の斜面緑地は、貴重な自然環境を有する景観として、自然景観の保全に取り組めます。 ・樺木山にかけての自然景観の保全を図り、臼杵市との市境に連なる自然緑地の一体的な景観の保全を図ります。
	海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀関、田ノ浦の海岸線は、連続性を持って自然環境の保全をするとともに、沿道から見る景観形成に取り組めます。
景観形成方策	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・工作物等の設置に際しては、主要な眺望点からの眺望に配慮した設置とする。 ・開発行為等を行う場合は、山地や丘陵地等の維持・保全に配慮する。
	海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・建築物や工作物等は、シークエンス景観の視対象となる海や山への眺望に配慮した設置とする。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあつては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突・送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 ・擁壁の高さは5m以下とするように努める。 ※壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りでない。
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

色彩※ ₁	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、積み上げ高さを4m以下かつ植栽や生け垣により、堆積物が見えないように工夫する。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌※₂及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 ※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）
ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(8) 沿道景観美化エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号、442号、197号バイパスなどの主要幹線道路沿道における建築物等のまちなみの調和や沿道からの眺望の確保、沿道の緑化などによる潤いのある街路空間の形成に取組みます。 ・河川沿い等は、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・沿道から山や川への眺望を確保する。 ・沿道景観と不調和な看板等を規制、誘導する。

建築物及び工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
全体	・眺望景観保全のため、沿道からの見通しの確保の工夫を行う。
その他	・道路が通る各エリアの景観形成基準（実施基準、配慮基準、努力基準）による。

(参考) 各エリアの景観形成基準

エリア	参照ページ
(1) 工業エリア	45 ページ
(2) 市街地エリア	47 ページ
(3) 市街地保全エリア	49 ページ
(4) 田園集落エリア	51 ページ
(5) 谷戸エリア	53 ページ
(6) 自然景観保全エリア	55 ページ
(7) 特別保全エリア	57 ページ
(9) 自然公園・風致地区等エリア	61 ページ

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建築物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、積み上げ高さを4m以下かつ植栽や生け垣により、堆積物が見えないように工夫する。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 ※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

(9) 自然公園・風致地区等エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	・自然公園及び風致地区エリア内の建築物等の規制に関する条例等を遵守し、緑豊かな環境の保全を図ります。
景観形成方策	・周辺景観と不調和な電波塔など工作物の配置、形状、高さ等を規制・誘導する ・周辺の景観と不調和な看板等を規制・誘導する ・海上工作物等を規制・誘導する

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。
物品の堆積	・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	・行為後及び行為中の土地の地貌 ^{※2} 及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
土石類の採取	・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。
その他の土地 の形質の変更	・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。
木竹の伐採	・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 (色彩の表示は、日本工業規格 Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定されたマンセル表色系によるものとする。)
ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌(ちぼう) = 地形や地勢

(10) 景観地区・地区計画エリア

○景観地区区域（地区計画区域も含む）

- ・大分城址公園周辺地区（市街地エリア）
- ・西大分港周辺地区（市街地エリア）

○景観に関する方針・基準等が定められている地区計画区域

- ・大分駅南地区（市街地エリア）
- ・戸次本町地区（市街地エリア）
- ・パークプレイス大分地区（市街地エリア及び沿道景観美化エリア）
- ・高崎山海岸地区（特別保全エリア）
- ・明野中心部地区（市街地エリア）
- ・岡地区（工業エリア）
- ・大分流通業務地区（工業エリア及び沿道景観美化エリア）
- ・公園通り西一丁目地区（市街地エリア）
- ・カームタウン木ノ上南地区（市街地エリア及び自然景観保全エリア）
- ・末広町一丁目地区（市街地エリア）
- ・東原二丁目地区（市街地エリア）

※上記区域は令和2年6月時点のものであり、都市計画の決定等により増加する場合があります。

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の形態意匠、壁面の位置、高さの最高限度、用途、緑化率等、きめ細かいルールを定め、指定地区ごとの景観特性に応じて良好な景観の保全及び形成を図ります。 ・景観地区、地区計画に定める景観に関する方針に基づき、地区の特性を活かした景観形成を行います。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の方針・整備計画等に合致し、地区景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とし、地区のまちなみに配慮する。 ・地区の歴史、土地利用等を考慮した景観形成の推進・維持保全に配慮する。

各行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の方針・整備計画等に基づく建物等の配置、形状、高さ、素材、色彩とする。 ・地区の方針・整備計画等に明確な基準がある場合は、地区の方針・整備計画等に基づく色彩、形状、素材とする。 ・地区の歴史や周辺環境等を踏まえ、地区の景観向上に寄与する配置、素材、外構、緑化等を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区、地区計画に定めのない事項については、景観地区・地区計画エリアを内包する景観エリアの方針・基準等に準じる。

(参考) 各エリアの景観形成基準

エリア	参照ページ
(1) 工業エリア	45 ページ
(2) 市街地エリア	47 ページ
(3) 市街地保全エリア	49 ページ
(4) 田園集落エリア	51 ページ
(5) 谷戸エリア	53 ページ
(6) 自然景観保全エリア	55 ページ
(7) 特別保全エリア	57 ページ
(8) 沿道景観美化エリア	59 ページ
(9) 自然公園・風致地区等エリア	61 ページ

おおいたきれい 100 選より



潤いの大地



日豊線 大野川鉄橋



大分の夜景



煙突のある風景



特急富士と田ノ浦ビーチ、高崎山



休日のウォーターフロント



夕照

3. 届出の手続きの流れ

良好な景観形成を推進・保全するため、届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に大分市へ届出が必要です。

届出が受理された日から30日経過した後でなければ、届出行為に着手できません。

また、届出された内容については、届出を行った者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないように配慮したうえで、2週間、一般の閲覧に供します。

さらに、届出に係る行為が、景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更などを勧告することがあります。建築物、又は工作物については、形態意匠の制限に適合しない場合は、必要な措置を命じることがあります。正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公表することがあります。

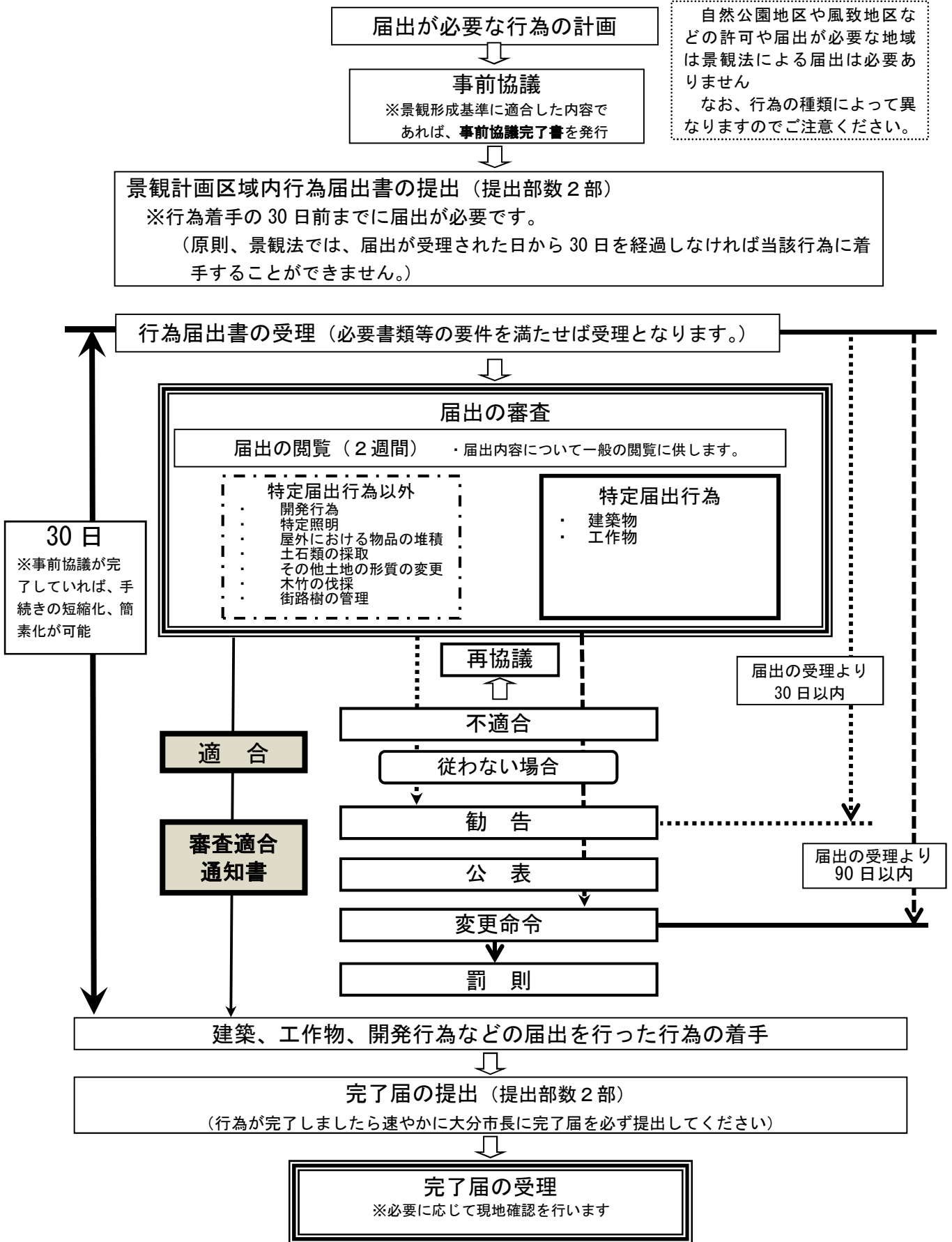
事前協議制度について

良好な景観形成に向け、大分市と事業者等（国・地方公共団体を含む）が、建築物等の具体的な設計段階に入る前に景観計画の趣旨等を共有し、円滑な届出審査を行うため、事前協議制度を導入します。

事業者等は、届出対象となる行為について、具体的な設計を行う際は、建築物、工作物等の形態意匠等に関して、市と協議（事前協議）を行わなければなりません。

事前協議を経た後に届出を提出していただきます。その後届出審査を行い、適合となれば審査適合通知書が大分市から事業者へ発行されます。

届出手続きの流れ



推進編

第6章 重点地区等の景観形成

1. 重点地区、重要地区の位置付け

本市の景観は地域ごとに多様な特性があり、本市全体の景観形成を一体的に推進・保全していくことは困難です。そのため、景観形成上先導的に景観形成を推進・保全していく地区を重点地区、重要地区と定めます。

○重点地区

全市的に良好な景観形成を進めるために、先導的に景観形成を取り組む地区を定め、景観形成を推進し、段階的に対象範囲を拡大していく、または増やしていく必要があります。そのため、景観計画区域の中で、重点的に景観形成に向けた取り組みを行う、景観上重要かつ象徴的・代表的な地区を「重点地区」として設定します。

○重要地区

市内各地域では、その地域特性に応じた景観が形成されていますが、その中でも市内の他にはない特徴的な景観特性を持つ景観形成上重要な地区を「重要地区」として設定し、地域特性に即した景観形成に努めます。

2. 重点地区等の設定

本市の良好な景観形成を推進・保全していくため、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区から先導的に景観形成を取り組み、段階的に対象地区を拡大していく必要があります。

そのため、本市の景観特性、上位計画、関連計画、大分きれい100選、法規制の状況や現在の景観まちづくりの状況等を加味したうえで重点地区候補地を選定します。重点地区候補地の中から、「1. 平成18年度（2006年度）策定の旧大分市景観計画における重点地区、重要地区を継承」、「2. 基本方針の実現に貢献」、「3. 地元の熟度等」を考慮し、重点地区・重要地区を設定しました。

重点地区・重要地区 設定フロー

【重点地区候補地の抽出】
本市の景観特性、上位計画、大分きれい100選を踏まえ以下の18地区を重点地区候補地とする

①大分駅南口地区	⑩豊後国分寺地区
②大分駅北口地区	⑪今市石畳・棚田・ななせダム地区
③大分城址公園周辺地区	⑫鶴崎地区
④大友氏遺跡周辺地区	⑬高田輪中地区
⑤都心の森周辺地区	⑭戸次本町地区
⑥都心景観軸地区	⑮佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区
⑦西大分地区	⑯豊予海峡眺望地区
⑧高崎山・別府湾眺望地区	⑰郊外住宅団地地区
⑨柞原八幡宮地区	⑱臨海工業地区

【重点地区設定の視点】

1. 平成18年度（2006年度）策定の旧大分市景観計画における重点地区、重要地区を継承

重点地区	おおいた都心地区、西大分港周辺地区
重要地区	戸次本町周辺地区、佐賀関港周辺地区、野津原今市周辺地区 豊後国分寺周辺地区、鶴崎・高田輪中地区

2. 基本方針の実現に貢献

1. 自然景観の保全	高崎山、佐賀関半島周辺、大分川、大野川、野津原
2. 眺望景観の確保	郊外住宅団地、臨海工業地域
3. 沿道及び鉄道沿線等の景観の保全・形成	西大分港周辺、高崎山、佐賀関半島周辺、大分川、大野川
4. 本市のシンボルとなる景観づくり	大分駅を中心とする都心地域
5. 身近な景観の保全・形成	今市、戸次本町、高田輪中、佐賀関等、郊外住宅団地

3. 地元の熟度等
以下にあるような地元活動組織の存在等（例）

⑦西大分地区	NPO 大分ウォーターフロント研究会
⑬高田輪中地区	鶴崎文化研究会、鶴崎地区文化財研究会、高田公民館ふるさと講座、日本世間遺産学会開催
⑮佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区	大分県建築士会佐賀関支部 佐賀関空き家再生プロジェクト

(1) 重点地区候補地の抽出

① 景観特性による重点地区候補地

上位・関連計画や、第2章で整理した景観特性等を踏まえて大分市全域を見てみると、18の特性ある地区（A～R）に整理することができます。

表 景観特性と候補地の関係

	海と山に囲まれた雄大で豊かな自然景観			大分の歴史・文化の営みを感じる景観				現在の土地利用と地域の顔をつくる景観			
	(1) 豊かな地勢構造と眺望景観	(2) 豊かな自然景観	(3) 道路、鉄道、船等からの雄大なパノラマ景観	(1) 古代の営みを想起させる神社仏閣周辺の景観	(2) 小藩分立を背景に海の道の道の要衝として栄えたまちなみ景観	(3) 都市の近代化を支えた産業の景観	(4) 時代を越えて政治、経済、商業の中心であり続けてきたまちなかの景観	(1) 新産業都市指定による臨海工業地帯の景観	(2) 大分市の人口急増の受け皿として発展してきた郊外住宅団地の景観	(3) 農村、漁村等でのさまざまな暮らしの景観	(4) 大分市の地域の顔づくりに向けた景観
A まちなか地区	○					○	○				○
B 西大分地区	○		○			○					○
C 高崎山・別府湾眺望地区	○	○	○								○
D 柞原八幡宮地区	○			○							
E 賀来神社地区	○			○							
F 豊後国分寺地区	○			○						○	
G 今市石畳・棚田・なせダム地区	○	○	○		○					○	○
H 西寒多神社地区	○			○							
I 萩原地区	○				○						
J 鶴崎地区	○				○						
K 高田輪中地区	○				○					○	
L 戸次本町地区	○				○					○	○
M 亀塚古墳・萬弘寺地区	○			○							
N 本神崎地区	○				○						
O 佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区	○				○	○				○	○
P 豊予海峡眺望地区	○	○	○								
Q 郊外住宅団地地区	○								○		
R 臨海工業地区	○		○					○			

【推進編】第6章 景観形成重点地区等

②重点地区候補地の評価

前頁のAまちなか地区以外の17地区に、細分化したAまちなか地区の6地区を加えた23の候補地の中から、関連計画で景観形成の重要性が位置付けられている箇所や「大分きれい100選」で選出されている箇所等のフィルタリングを行い候補地の評価を行いました。

評価の結果、該当事項が3つ以上の箇所を重点地区候補地（18か所）としました。

表 候補地の評価（※○が3つ以上該当する地区を◎）

候補地 (23地区)		評価項目 (各種計画等)	大分市都市計画 マスタープラン	旧大分市景観計画	大分市歴史的風致 維持向上計画	大分市観光戦略 プラン	大分きれい 100選	関連法規制等	評価※	候補地通し No
A ま ち な か 地 区	A-1 大分駅南口地区		○	○	○	○	○	地区計画 広告物強化	◎	①
	A-2 大分駅北口地区		○	○	○	○	○		◎	②
	A-3 大分城址公園周辺地区		○	○	○	○	○	地区計画、景観地区 広告物強化	◎	③
	A-4 大友氏遺跡周辺地区		○	○	○	○		公園整備予定	◎	④
	A-5 都心の森周辺地区		○	○		○	○		◎	⑤
	A-6 都心景観軸地区		○	○	○	○	○	広告物強化	◎	⑥
B	西大分地区		○	○	○	○	○	地区計画、景観地区	◎	⑦
C	高崎山・別府湾眺望地区			○		○	○	市街化調整区域 自然公園	◎	⑧
D	柞原八幡宮地区		○	○	○	○	○	市街化調整区域	◎	⑨
E	賀来神社地区				○			市街化調整区域		
F	豊後国分寺地区		○	○		○		市街化調整区域	◎	⑩
G	今市石畳・棚田・ななせダム地区		○	○	○	○	○	石畳整備、ダム整備	◎	⑪
H	西寒多神社地区						○	市街化調整区域		
I	萩原地区				○					
J	鶴崎地区			○	○	○	○		◎	⑫
K	高田輪中地区		○	○			○		◎	⑬
L	戸次本町地区		○	○	○	○	○	地区計画	◎	⑭
M	亀塚古墳・萬弘寺地区					○	○			
N	本神崎地区				○					
O	佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区		○	○	○	○	○		◎	⑮
P	豊予海峡眺望地区		○	○		○	○	自然公園	◎	⑯
Q	郊外住宅団地地区		○	○			○	一部、地区計画 一部、建築協定	◎	⑰
R	臨海工業地区			○		○	○		◎	⑱

(2) 重点地区の検討

重点地区候補地（18地区）の中から「1. 平成18年度（2006年度）策定の旧大分市景観計画における重点地区、重要地区を継承」、「2. 基本方針の実現に貢献」、「3. 地元の熟度等」を考慮し、評価を行いました。

表 重点地区等抽出のための地区評価

		1. 平成18年度の重点地区、重要地区を継承※1	2. 基本方針への貢献	3. 地元の熟度等	評価 ※2
①大分駅南口地区		◎	○	○ 大分駅南まちづくり協議会	☆☆
②大分駅北口地区		◎	○	○ 商店街振興組合 大分まちなか倶楽部	☆☆
③大分城址公園周辺地区		◎	○	大分城址関係団体	☆☆
④大友氏遺跡周辺地区		◎	○	○ NPO大友氏顕彰会 ボランティアガイド大友氏 遊学会	☆☆
⑤都心の森周辺地区		◎	○	○ 大分駅南まちづくり協議会	☆☆
⑥都心景観軸地区	国道197号		○		
	県庁前古国府線	◎	○		
	中島錦町線		○		
	庄の原佐野線	◎	○		
	鉄道残存敷		○		
⑦西大分地区		◎	○	○ NPO大分ウォーターフロント研究会	☆☆
⑧高崎山・別府湾眺望地区		◎	○	○ 日本風景街道 別府湾岸・国東半島 海への道推進協議会 NPOみどりの森プロジェクト	☆☆
⑨柞原八幡宮地区		◎	○		☆
⑩豊後国分寺地区		○			
⑪今市石畳・棚田・ななせダム地区	今市石畳	○	○	○ 今市 石畳まつり実行委員会 肥後街道宿場町再興プロジェクト	☆
	棚田	○			
	ななせダム	○	○		☆
⑫鶴崎地区		○		○ 鶴崎文化研究会 鶴崎地区文化財研究会	
⑬高田輪中地区		○	○	○ 鶴崎文化研究会 鶴崎地区文化財研究会 高田公民館ふるさと講座 日本世間学会開催	☆
⑭戸次本町地区		○	○	○ 戸次本町街づくり推進協議会	☆
⑮佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区		○	○	○ 大分県建築士会佐賀関支部 佐賀関空き家再生プロジェクト	☆
⑯豊予海峡眺望地区		○	○		
⑰郊外住宅団地地区			○		
⑱臨海工業地区			○		

※1 ◎は旧大分市景観計画における重点地区、○は重要地区

※2 ☆☆：「1. 旧大分市景観計画における重点地区（◎）」でかつ、「2. 基本方針への貢献」が高く（○）、地元組織が存在するなど「3. 地元の熟度等」が高い（○）

☆：「1. 旧大分市景観計画における重要地区（○）」でかつ、「2. 基本方針への貢献」が高く（○）、地元組織が存在するなど「3. 地元の熟度等」が高い（○）

(3) 重点地区の設定

前項の評価、検討の結果、以下の2地区を重点地区として設定します。

【重点地区】

○おおいた都心地区

- ・大分駅を中心とした大分市の都心部を形成する地区として、大分駅南口地区、大分駅北口地区、大分城址公園周辺地区、大友氏遺跡周辺地区、都心の森周辺地区、都心景観軸地区を含む区域を「おおいた都心地区」として、重点地区に設定します。

○西大分湾岸周辺地区

- ・西大分港から高崎山までの国道10号に沿った海と山の自然や歴史文化を体感できる地区として、西大分地区、高崎山・別府湾眺望地区、柞原八幡宮地区を含む区域を「西大分湾岸周辺地区」として、重点地区に設定します。

(4) 重要地区の設定

前項の評価、検討の結果、以下の4地区を重要地区として設定します。

【重要地区】

○高田輪中地区

○佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区

○戸次本町地区

○今市石畳・棚田・ななせダム地区



(5) 特徴ある景観を有する地区

重点地区・重要地区の評価で選出されなかった地域も、地域に根付く歴史・文化や自然、都市活動、生活によって形成された特徴ある景観を有する地区であり、各地区の特徴を踏まえた景観づくりを行っていく必要があります。

以下の各地域においては、地元の気運の高まりや、景観上の重要性の位置付け等により、景観上の特徴を考慮した整備の方向性の検討を行っていく必要があります。

また、以下の地区以外においても、景観エリア区分ごとの景観形成方針と異なる景観形成の必要が生じた場合は、個別に景観整備の方向性を検討していく必要もあります。

○豊後国分寺地区

○鶴崎地区

○豊予海峡眺望地区

○郊外住宅団地地区

○臨海工業地区

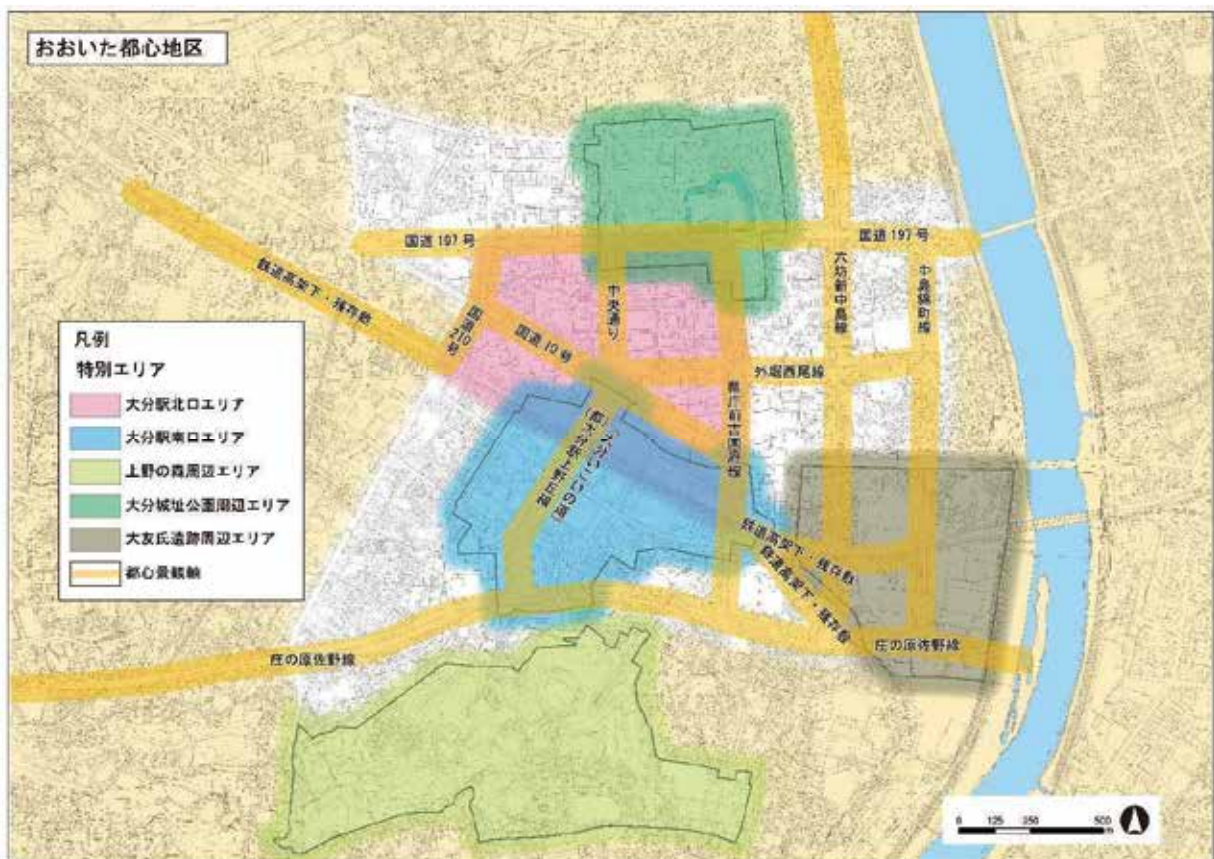


3. 重点地区の景観形成

(1) おおいた都心地区

①区域設定の考え方

- ・複数の重点地区候補地が集積し、本市の中心市街地として景観上先導的に景観形成を進める必要がある区域として「おおいた都心地区」を設定しました。
- ・おおいた都心地区は、大分市都市計画マスタープラン及びおおいた中心市街地まちづくりランドデザインにおける中心市街地をおおむね含む範囲としました。
- ・おおいた都心地区内に存する6つの各重点地区候補地は、おおいた都心地区を構成する景観上重要な特色あるエリア「特別エリア」として設定しました。
- ・大分駅北口エリアはランドデザインの魅力ある商店街づくりのエリアとします。
- ・大分駅南口エリアは、地区計画の区域とします。
- ・大分城址公園周辺エリアは、地区計画、景観地区の区域とします。
- ・大友氏遺跡周辺エリアは、史跡大友氏遺跡保存管理計画の景観形成目標エリアの区域とします。
- ・都心の森周辺エリアは、上野ヶ丘風致地区の区域とします。
- ・都心景観軸は、中央通り、(都)大分駅上野丘線(大分いこいの道)、国道10号、国道197号、国道210号、県庁前古国府線、(都)中島錦町線、(都)庄の原佐野線、(都)外堀西尾線、(都)六坊新中島線、鉄道残存敷沿道の区域とします。



②地区の現状

地区全体

- ・おおいた都心地区を含む大分市の中心部は、飛鳥時代から現代にかけて上野台地を起点に反時計回りに変遷するという歴史的な特色を持っており、現代では、大分駅を中心として南北に市街地が形成され、大分いこいの道、大分県立美術館、祝祭の広場、大分城址公園などの景観資源を有しています。
- ・また、外縁部においては、上野の森や今後整備される大友氏遺跡歴史公園などの景観資源があり、地区の主要な骨格をなす街路網があります。
- ・おおいた都心地区の多くの区域が大分市歴史的風致維持向上計画の重点地区となっています。

大分駅北口エリア

- ・大分駅府内中央口広場は大分の玄関口にふさわしい景観形成がなされており、中央通りを軸として、その周辺にガレリア竹町、セントポルタ中央町、府内五番街、サンサン通り、ポルトソール通り等の商店街などによるまちなみ景観が形成されています。また、大分市緑の基本計画における緑化重点地区になっています。



大分駅府内中央口広場



ガレリア竹町



府内五番街

大分駅南口エリア

- ・大分駅周辺総合整備事業による区画整理事業が実施され、大分駅南地区地区計画及び駅南まちなみづくりガイドラインに基づき、ゆとりと潤いにあふれた緑豊かな美しいまちなみが形成されています。また、大分市緑の基本計画における緑化重点地区になっています。



大分駅南口



大分いこいの道



大分いこいの道沿道のまちなみ

上野の森周辺エリア

- ・上野の森周辺エリアは、上野丘風致地区を含めた緑の拠点である都心の森として、中心市街地からのシンボリックな自然的景観を形成しています。



大分いこいの道と連続した緑となる上野の森

大分城址公園周辺エリア

- ・大分城址公園は、大分市の歴史的なシンボルであるとともに、中心市街地の貴重な緑とオアシス空間を形成しており、その周辺区域では景観地区等の指定を行っています。またその西側と南側は官公庁建物等による風格あるまちなみを形成し、北側と東側は古くからの低層住宅と新しい中高層住宅が混在した地区となっています。



大分城址公園



大分城址公園西側のまちなみ



大分城址公園東側のまちなみ

大友氏遺跡周辺エリア

- ・大友氏遺跡歴史公園は、中心市街地に近接し、日豊本線と国道10号が交差する付近に位置しており、文化・観光の拠点として整備を進めています。
- ・また大友氏遺跡歴史公園周辺では、住宅や店舗、病院などの開発が進んでいます。



南蛮 BVNGO 交流館



整備中の大友氏遺跡歴史公園



国道10号沿道の風景

都心景観軸エリア

- ・おおいた都心地区の景観形成上重要な特別エリアを結ぶ中央通り、(都)大分駅上野丘線(大分いこいの道)、県庁前古国府線、国道10号、国道197号、国道210号、(都)中島錦町線、(都)庄の原佐野線などの主要幹線道路は、地区の骨格となっています。
- ・また、中央通り、(都)大分駅上野丘線(大分いこいの道)は緑の都市軸や都心南北軸として、おおいた都心地区のメインストリートとして位置付けられています。
- ・(都)外堀西尾線、(都)六坊新中島線は地区の骨格をなす主要幹線道路をつなぐ補助幹線道路として位置付けられています。
- ・国道197号は幹線道路の再生(リボーン)として景観整備を行っています。
- ・国道10号、国道210号は交通が集中する主要幹線道路となっています。
- ・(都)中島錦町線は歴史的背景を踏まえた景観整備を行っています。
- ・高架下・鉄道残存敷では、大友氏遺跡へと続く遊歩道広場の整備を行っています。



整備された国道197号



整備された(都)中島錦町線



街路樹が育つ(都)庄の原佐野線

③課題

地区全体

- ・大分市中心部には、エリアごとに特色ある景観がありますが、それぞれの特色を活かした景観形成のさらなる推進や保全が必要です。
- ・各エリアに存在する多様な景観資源や、特色ある景観が点在しており、それらの連携が必要です。
- ・公共空間、民有空間の一体的な景観形成が必要です。

大分駅北口エリア

- ・大分駅府内中央口広場は大分の玄関口にふさわしい景観の維持とともに、広場の景観に調和した広場周辺の景観形成が必要です。
- ・中央通りではメインストリートにふさわしい景観形成が必要です。
- ・中央通りを挟む東西商店街のある各通りでは、各通りの特色を活かした景観形成が必要です。
- ・緑化重点地区にふさわしい緑化の推進が必要です。
- ・エリアの景観に配慮した屋外広告物のルール作りが求められています。

大分駅南口エリア

- ・大分いこいの道は、メインストリートにふさわしい景観の維持が必要です。
- ・上野の森への眺望を意識したまちなみの維持・形成が必要です。
- ・大分駅南地区地区計画及び駅南まちなみづくりガイドラインに基づいた景観の維持・保全が必要です。
- ・緑化重点地区にふさわしい緑化の維持・保全が必要です。

上野の森周辺エリア

- ・自然的景観の保全・形成が必要です。
- ・市民が憩い、安らげる場所として、大分市美術館などと一体的な景観形成が必要です。
- ・中心市街地や、別府湾を眺望する視点場の整備が必要です。

大分城址公園周辺エリア

- ・大分城址公園は、歴史的な環境の形成と、自然的景観の保全が必要です。
- ・大分城址公園周辺では、大分城址公園に調和し、緑の印象が豊かな落ち着いたまちなみの形成が必要です。
- ・目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれたまちなみ景観の形成・維持が必要です。
- ・散歩や散策に適した歩いて楽しいまちなみの形成・維持が必要です。

大友氏遺跡周辺エリア

- ・大友氏遺跡歴史公園は、歴史的な背景を踏まえた本市のシンボルとなる景観形成が必要です。
- ・大友氏遺跡歴史公園周辺では、中世豊後府内の歴史を活かした、魅力ある市街地景観の形成が必要です。
- ・大友氏遺跡歴史公園周辺の道路等は、歴史的背景を踏まえた景観形成が必要です。
- ・大友氏遺跡歴史公園周辺では、大友氏遺跡歴史公園の歴史的背景を損なわない屋外広告物のデザイン誘導が必要です。

都心景観軸

- ・道路景観は複数の管理者であるとともに、整備時期も異なるため、景観の統一感が求められています。
- ・道路景観は、地域景観の基本的空間となるような質の高い景観形成が求められています。
- ・幹線道路の緑化や電線類の地中化による景観形成が必要です。
- ・中央通りではメインストリートにふさわしい景観形成が必要です。
- ・大分いこいの道は、メインストリートにふさわしい景観の維持が必要です。
- ・国道197号は、県都の顔となる幹線道路として、景観の形成及び維持が必要です。
- ・国道10号、国道210号は、大分駅北口エリアを回遊する景観軸として、主要幹線道路にふさわしい景観形成が必要です。
- ・(都) 中島錦町線は歴史的背景を踏まえた景観形成及び維持が必要です。
- ・(都) 外堀西尾線、(都) 六坊新中島線は地区の骨格をなす主要幹線道路をつなぐ補助幹線道路として位置付けられており、補助幹線道路においても景観軸としての景観形成が必要です。
- ・(都) 六坊新中島線は歴史的背景を踏まえた景観形成が必要です。
- ・県庁前古国府線や高架下・鉄道残存敷では歴史文化観光拠点を結ぶ経路としての景観形成が必要です。

おおいた都心地区 現況と課題図

【地区全体】
 ・大分いこいの道、大分県立美術館、祝祭の広場、大分城址公園などの景観資源を有しており、エリアごとに特色ある景観があるが、それぞれの特色を活かした景観形成の更なる推進や保全が必要です
 ・各エリアに存在する多様な景観資源や、特色ある景観が点在しており、それらの連携が必要です
 ・公共空間、私有空間の一体的な景観形成が必要です

【中央通りを挟む東西商店街のある各通り】
 各通りの特色を活かした景観形成が必要です

【国道210号】
 主要幹線道路にふさわしい景観形成が必要です

【中央通り】
 メインストリートにふさわしい景観形成が必要です

【国道10号】
 主要幹線道路にふさわしい景観形成が必要です

【大分府内中央口広場】
 大分の玄関口にふさわしい景観の維持・形成が必要です

【大分いこいの道】
 メインストリートにふさわしい景観の維持が必要です

【大分いこいの道の沿道街区】
 上野の森への眺望を意識したまちなみの維持・形成が必要です

【上野の森周辺】
 自然的景観の保全・形成が必要です
 中心市街地や、別府湾を眺望する視点場の整備が必要です

【大分城址公園周辺】
 大分城址公園に調和し、緑の印象が豊かな落ち着いたまちなみの形成が必要です

【大分城址公園】
 歴史的な環境の形成と、自然的景観の保全が必要です

【国道197号】
 県都の顔となる幹線道路として、景観の形成及び維持が必要です

【中島錦町線】
 歴史的背景を踏まえた景観形成及び維持が必要です

【六坊新中島線】
 歴史的背景を踏まえた都心景観軸としての景観形成が必要です

【外堀西尾線】
 都心景観軸としての景観形成が必要です

【県庁前古国府線】
 歴史文化観光拠点を結ぶ経路としての景観形成が必要です





【大友氏遺跡歴史公園周辺】
 中世豊後府内の歴史を活かした魅力ある市街地景観の形成が必要です

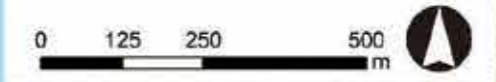
史跡大友氏遺跡保存管理計画書
 における景観形成目標エリア

【大友氏遺跡歴史公園】
 歴史的な背景を踏まえた本市のシンボルとなる景観形成が必要です

【鉄道高架下・残存敷】
 歴史文化観光拠点を結ぶ経路としての景観形成が必要です

凡例

-  大分駅南地区 地区計画指定区域
-  上野ヶ丘 風致地区指定区域
-  大分城址公園周辺地区 地区計画・景観地区指定区域
-  史跡大友氏遺跡保存管理計画書 における景観形成目標エリア
-  主要幹線道路及び 補助幹線道路等



④方針

地区全体

- ・エリアごとの景観特性を把握・分析し、エリアごとの景観形成の方向性の共有を図ります。
- ・エリア内の景観資源を整理し、それらの連携を図ります。
- ・エリアの景観形成の方向性を踏まえた公共空間整備を図ります。
- ・エリアの景観特性を考慮し、地区の景観向上に寄与する民有空間の景観形成を図ります。

大分駅北口エリア

- ・本市の玄関口である大分駅に降り立った人々が大分のまちは美しいと感じる景観形成を図ります。
- ・各通りの景観特性を把握・分析し、通りごとの景観形成の方向性の共有を図ります。
- ・中央通りではメインストリートにふさわしい景観形成を図ります。
- ・電線類の地中化や緑化、広告・看板設置の規制・誘導などを進め、中心市街地にふさわしい美しいまちなみ景観の形成を図ります。
- ・街路樹、敷地内の樹木・花壇、壁面緑化・屋上緑化などを推進し、花と緑に囲まれた潤いのある都市空間の形成を図ります。

大分駅南口エリア

- ・大分いこいの道では、植栽や沿道の建物と一体となった中心市街地のシンボルとなるメインストリートにふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
- ・上野の森への眺望を意識したまちなみの維持・形成を図ります。
- ・大分駅南地区地区計画等に基づき、建物デザインや広告・看板、緑化などにより、落ち着きと潤いのあるまちなみ景観の形成を図ります。
- ・街路樹、敷地内の樹木・花壇、壁面緑化・屋上緑化などを推進し、花と緑に囲まれた潤いのある都市空間の形成を図ります。

上野の森周辺エリア

- ・緑の拠点である都心の森の景観保全と形成を図ります。
- ・大分市美術館などと一体となった憩い、安らぎの交流空間としての景観形成を図ります。
- ・中心市街地や、別府湾を眺望する視点場の整備を検討します。
- ・風致保全方針に基づき、公園・山林・社寺・住宅の緑等が一体となった樹木に富む景観の醸成を図ります。

【推進編】第6章 景観形成重点地区等

大分城址公園周辺エリア

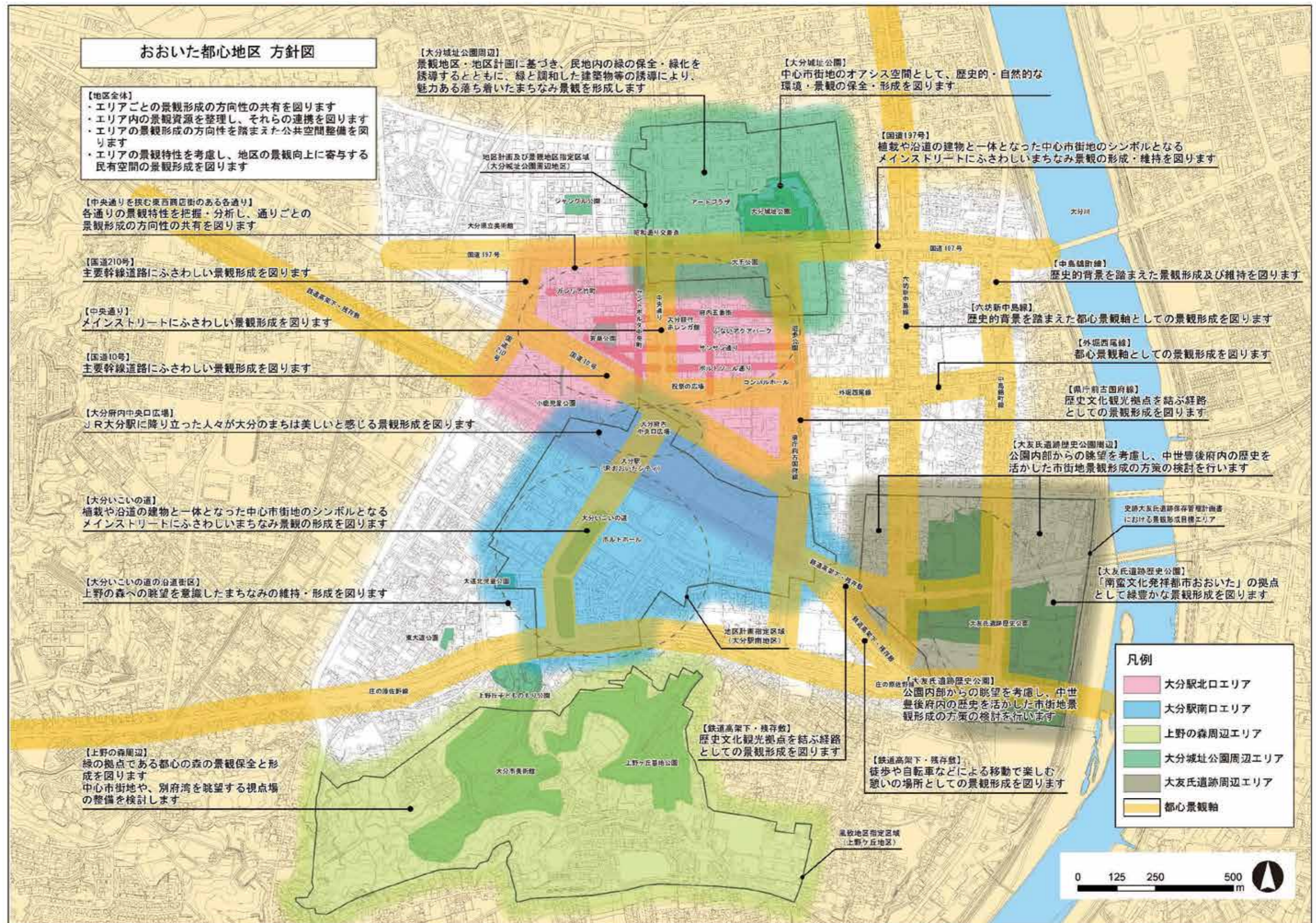
- ・大分城址公園は、中心市街地のオアシス空間として、歴史的・自然的な環境・景観の保全・形成を図ります。
- ・大分城址公園周辺では、景観地区・地区計画に基づき、民地内の緑の保全・緑化を誘導するとともに、緑と調和した建築物等の誘導により、魅力ある落ち着いたまちなみ景観を形成します。
- ・国道197号や県道大分港線沿いでは、壁面位置や建物高さ・意匠形態のコントロールにより、通り全体として連続性と調和のとれたまちなみ景観の維持・増進を図ります。
- ・緑の拠点として都心の森の景観保全と形成を図ります。

大友氏遺跡周辺エリア

- ・大友氏遺跡歴史公園は、「南蛮文化発祥都市おおいた」の拠点として、緑豊かな景観形成を図ります。
- ・大友氏遺跡歴史公園周辺では、公園内部から周辺を望む眺望を考慮し、中世豊後府内の歴史を活かした市街地景観形成の方策の検討を行います。
- ・大友氏遺跡歴史公園周辺道路等における歴史的背景を踏まえた景観形成を図ります。

都心景観軸

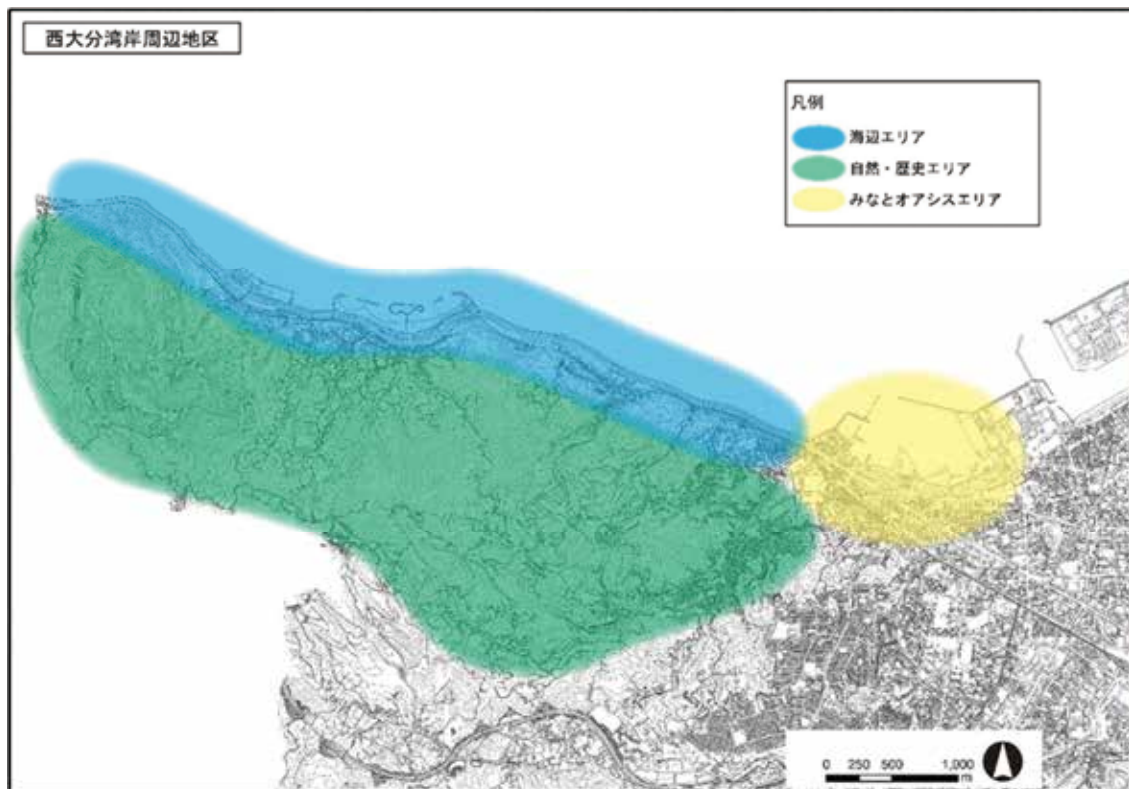
- ・景観の軸となる道路景観は、地域景観に大きな影響を与える重要な要素であるため、景観重要公共施設の指定や、管理者間の協議・連携により、地域景観の基本的空間となるような質の高い道路景観を形成します。
- ・電線類の地中化や緑化、広告・看板設置の規制・誘導などを進め、中心市街地にふさわしい美しいまちなみ景観の形成を図ります。
- ・中央通りではメインストリートにふさわしい景観形成を図ります。
- ・大分いこいの道では、植栽や沿道の建物と一体となった中心市街地のシンボルとなるメインストリートにふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
- ・国道197号では、植栽や沿道の建物と一体となった中心市街地のシンボルとなるメインストリートにふさわしいまちなみ景観の形成・維持を図ります。
- ・国道10号、国道210号は、大分駅北口エリアを回遊する景観軸として、主要幹線道路にふさわしい景観形成を図ります。
- ・(都) 中島錦町線は歴史的背景を踏まえた景観形成及び維持を図ります。
- ・補助幹線道路である(都) 外堀西尾線、(都) 六坊新中島線も景観軸としての景観形成を図ります。
- ・(都) 六坊新中島線は歴史的背景を踏まえた景観形成を図ります。
- ・県庁前古国府線や鉄道残存敷では歴史文化観光拠点を結ぶ経路として、徒歩や自転車で楽しむ憩いの空間としての景観形成を図ります。



(2) 西大分湾岸周辺地区

①地区設定の考え方

- ・複数の重点地区候補地が集積するとともに、豊かな自然に囲まれ、さまざまな観光・レクリエーション施設が集積し、本市の交流人口の拡大や魅力創造をけん引する地区であることから、景観上先導的に景観形成を進める必要がある区域として「西大分湾岸周辺地区」を設定しました。
- ・大分市都市計画マスタープラン及び大分市西部海岸地区魅力創造拠点施設形成基本構想の区域設定を考慮して地区を設定します。
- ・景観特性に応じ、海辺、自然・歴史、みなとオアシスの3つのエリア区分を設定します。



②地区の現状

地区全体

- ・西大分湾岸周辺地区は「高崎山」、「別府湾」、「柞原八幡宮」などの豊かな自然・文化に囲まれ、「高崎山自然動物園」、「大分マリンパレス水族館うみたまご」、「みなとオアシスカんたん港園」、「田ノ浦ビーチ」などの観光施設・レクリエーション施設が集積する地域資源に恵まれた地区です。
- ・海と山が非常に近く、海と山と港の調和による特徴的な景観を有しています。
- ・柞原八幡宮周辺から、西大分港周辺は大分市歴史的風致維持向上計画の重点地区となっています。
- ・国道10号は、別府湾岸・国東半島海への道の一部として日本風景街道に登録されており、別府湾の美しい眺望を望むことができます。
- ・高崎山周辺は自然環境を保全する地域として位置付けられています。

海辺エリア

- ・大分マリンパレス水族館うみたまごや田ノ浦ビーチから臨海工業地帯、高崎山、別府湾、別府市街地を望む良好な眺望景観を有しています。
- ・沿岸部と背後の高崎山が調和のとれた景観があり、日豊本線の鉄道車窓や国道10号の車の車窓からは、シークエンス景観を体感できます。
- ・「大分マリンパレス水族館うみたまご」や「おさる館」のある区域は「高崎山海岸地区地区計画」が指定されています。
- ・国道10号は、別府湾岸・国東半島海への道の一部として日本風景街道に登録されているほか、屋外広告物禁止地域に指定されています。



田ノ浦ビーチと高崎山



国道10号沿いの景観



別府市街地の夜景

自然・歴史エリア

- ・高崎山を中心とした良好な自然景観と、その自然を活かしたセラピーロードがあり、高崎山の頂上付近には、大友氏により築城された高崎城跡があります。
- ・また海を臨む斜面地では、地域特産のびわ畑があります。
- ・柞原八幡宮は、古来より宇佐神宮の分霊地として国司・武家などから崇敬された「豊後国一の宮」として信仰を集めていた神社です。
- ・高崎山周辺は瀬戸内海国立公園に指定されています。
- ・エリア内では、市街化調整区域や宅地造成工事規制区域、農業振興地域内の農用地区域、自然公園法による特別保護地区や第2種特別地域、保安林などが指定されており、開発は抑制されています。



別府湾上空から見た高崎山



柞原八幡宮



高崎山から見た別府湾

(出典：大分市森林セラピーHP)

みなとオアシスエリア

- ・当エリアは、大分港発祥の地として近代以降、港町の歴史を持ち、現在でも、旅客フェリーターミナルとして本市の海の玄関口の役割を果たしています。
- ・また、海岸線のほとんどが臨海工業地帯で占められている本市において当地区は貴重な水際線であり、港の環境整備も行われ、憩いとにぎわいのある親水空間として活用されています。
- ・後背地には、柞原八幡宮の仮宮、近代遺産とも言える富士紡績工場や西大分駅（築100年）、遊郭建築など、歴史を伝える建造物等が点在します。
- ・西大分駅からは海への視界が開けており、港町の風情を感じることができる地区です。
- ・港を中心とした良好なまちなみ景観の形成を図る西大分港周辺地区は景観地区及び地区計画が指定されています。



西大分の整備されたウォーターフロント



地区の歴史を伝える建物



西大分港の夜景

③課題

地区全体

- ・国道10号沿道の景観保全・形成と、沿道から見る稜線などの自然景観の保全など、沿岸部と背後の高崎山とが調和のとれた景観形成が必要です。
- ・自然、文化と調和した良好な景観形成が必要です。
- ・ウォーターフロントを中心とした良好な景観の形成が必要です。
- ・地区にある自然・文化・歴史などのさまざまな景観資源を活かした景観形成が必要です。
- ・広域的な景観形成の観点から、別府湾周辺の他の自治体との連携が必要です。

海辺エリア

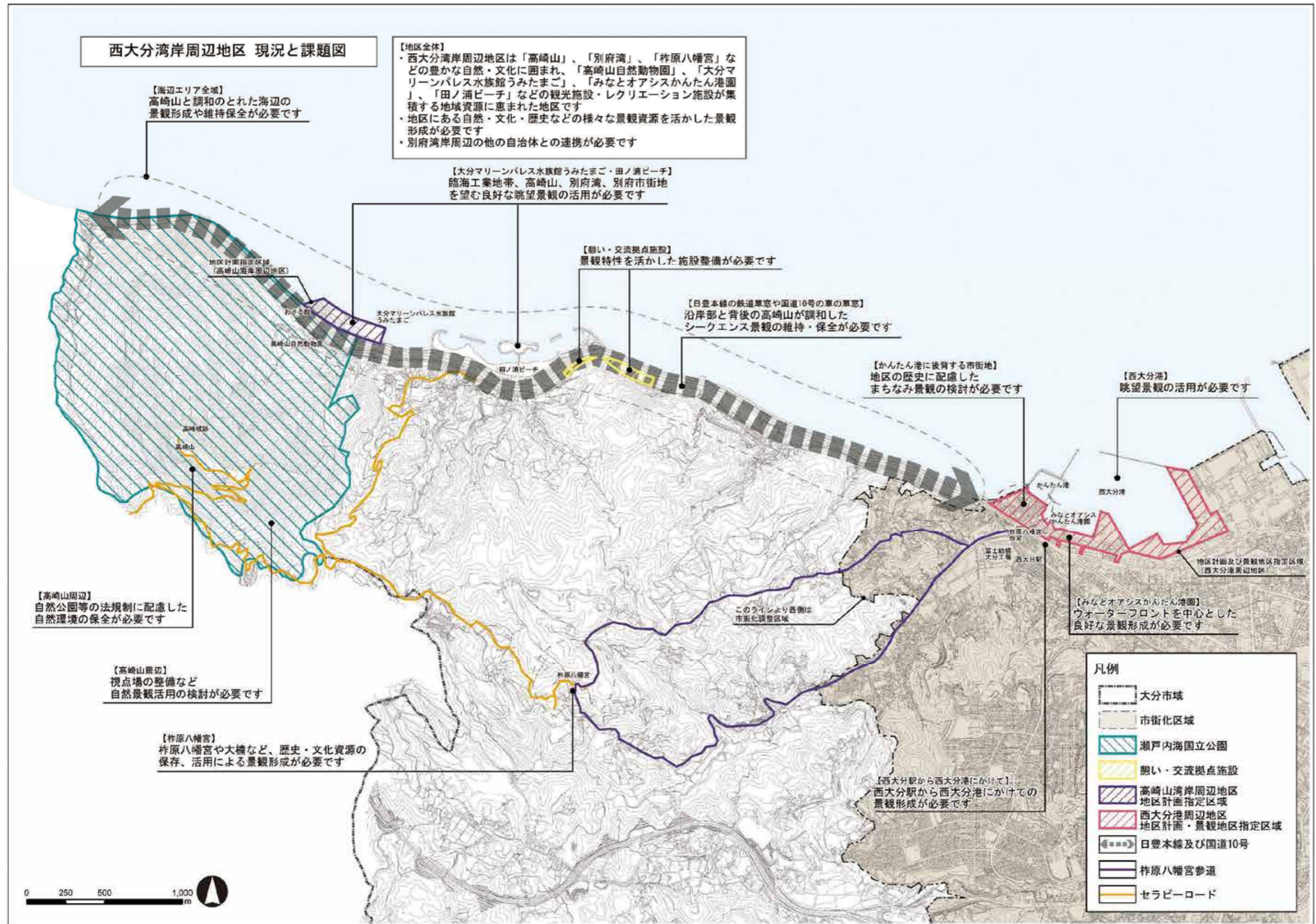
- ・高崎山と調和のとれた海辺の景観形成や維持保全が必要です。
- ・国道10号や日豊本線からのシークエンス景観の維持・保全が必要です。
- ・臨海工業地帯、高崎山、別府湾、別府市街地等の眺望の活用が必要です。
- ・エリアの景観特性を考慮した建造物等への景観的配慮が必要です。

自然・歴史エリア

- ・自然公園等の法規制に配慮した、高崎山周辺の自然環境の保全が必要です。
- ・柞原八幡宮や大楠など、歴史・文化資源の保存、活用による景観形成が必要です。
- ・視点場の整備など、自然景観活用の検討が必要です。
- ・自然環境に調和した施設整備に向けた規制・誘導が必要です。

みなとオアシスエリア

- ・みなとオアシスかんたん港園等のウォーターフロントを中心とした良好な景観形成が必要です。
- ・かんたん港に隣接する市街地では、地区の歴史に配慮したまちなみ景観の検討が必要です。
- ・西大分港から見える眺望景観の活用が必要です。
- ・西大分駅から西大分港にかけての景観形成が必要です。
- ・国道10号沿道では、従来から多くの屋外広告物が掲示されていることから、広告物設置ルールの再検討が必要です。



④方針

地区全体

- ・法規制に配慮した、高崎山周辺の自然環境の保全を図ります。
- ・高崎山の自然と、柞原八幡宮を中心とした文化が調和した景観形成を図ります。
- ・沿岸部と背後の高崎山とが調和のとれた景観形成を図ります。
- ・景観地区、地区計画に即したウォーターフロントを中心とした良好な景観のさらなる形成を図ります。
- ・さまざまな景観資源を活用するため、他の自治体も含めた関係者や関連事業と連携した景観形成の方策を検討します。

海辺エリア

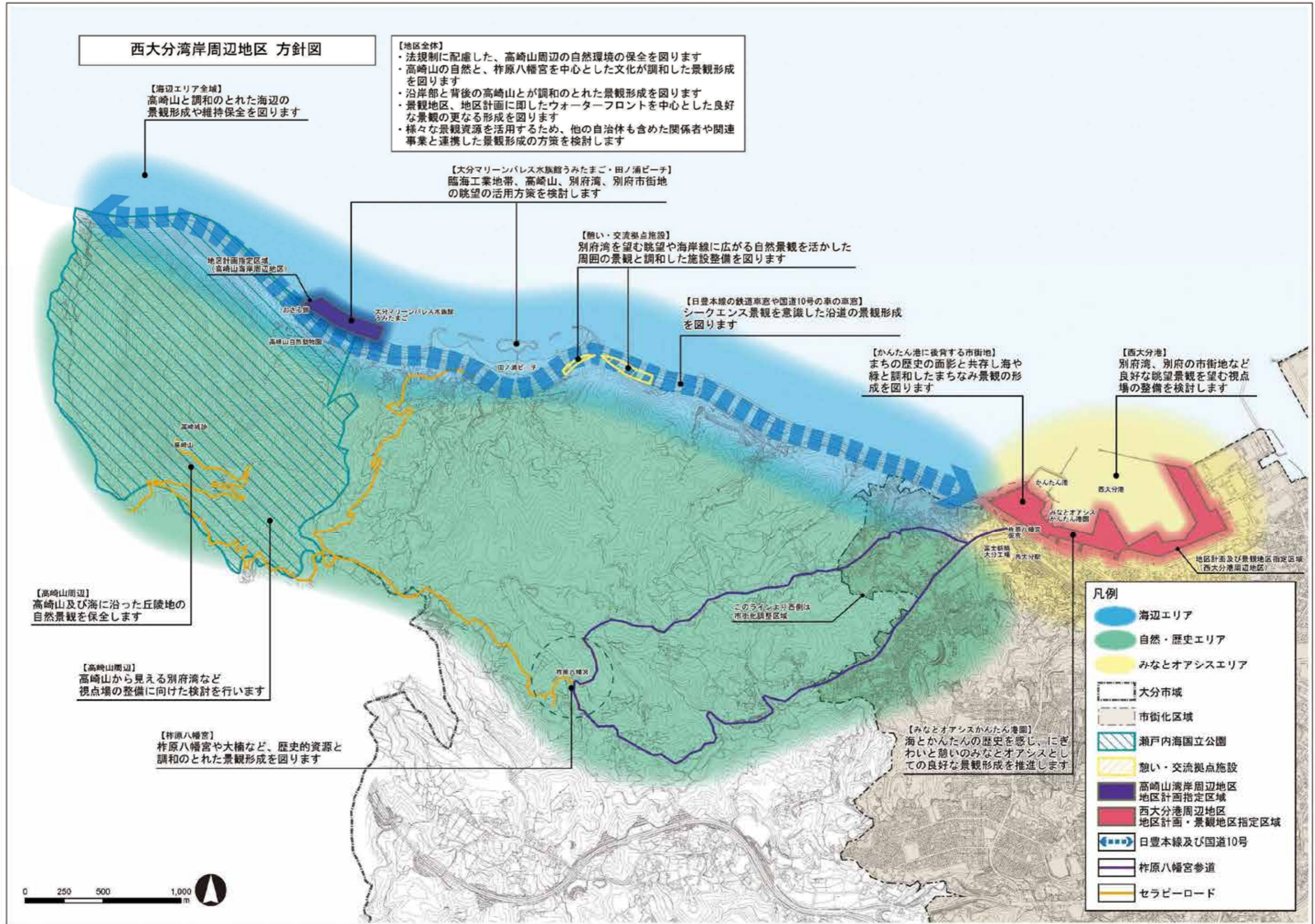
- ・高崎山と調和のとれた海辺の景観形成や維持保全を図ります。
- ・国道10号や日豊本線からのシークエンス景観を意識した沿道の景観形成を図ります。
- ・臨海工業地帯、高崎山、別府湾、別府市街地等の眺望の活用方策を検討します。
- ・建造物等に対して景観的に配慮してもらおう方策を検討します。

自然・歴史エリア

- ・高崎山及び海に沿った丘陵地の自然景観を保全します。
- ・柞原八幡宮や大楠など歴史的資源と調和のとれた景観形成を図ります。
- ・高崎山から見える別府湾など、視点場の整備に向けた検討を行います。
- ・自然環境に配慮した施設整備に向け、景観と調和した規制誘導方策を検討します。

みなとオアシスエリア

- ・みなとオアシスかんたん港園等のウォーターフロントを中心とし、海とかんたんの歴史を感じ、にぎわいと憩いのみなとオアシスとしての良好な景観形成を推進します。
- ・かんたん港に隣接する市街地では、まちの歴史の面影と共存し、海や緑と調和したまちなみ景観の形成を図ります。
- ・西大分港から見える別府湾、別府の市街地など、良好な眺望景観を望む視点場の整備を検討します。
- ・西大分駅から西大分港を連絡する経路の景観形成方策を検討します。
- ・国道10号沿道での屋外広告物のルールを検討します。



4. 重要地区の景観形成

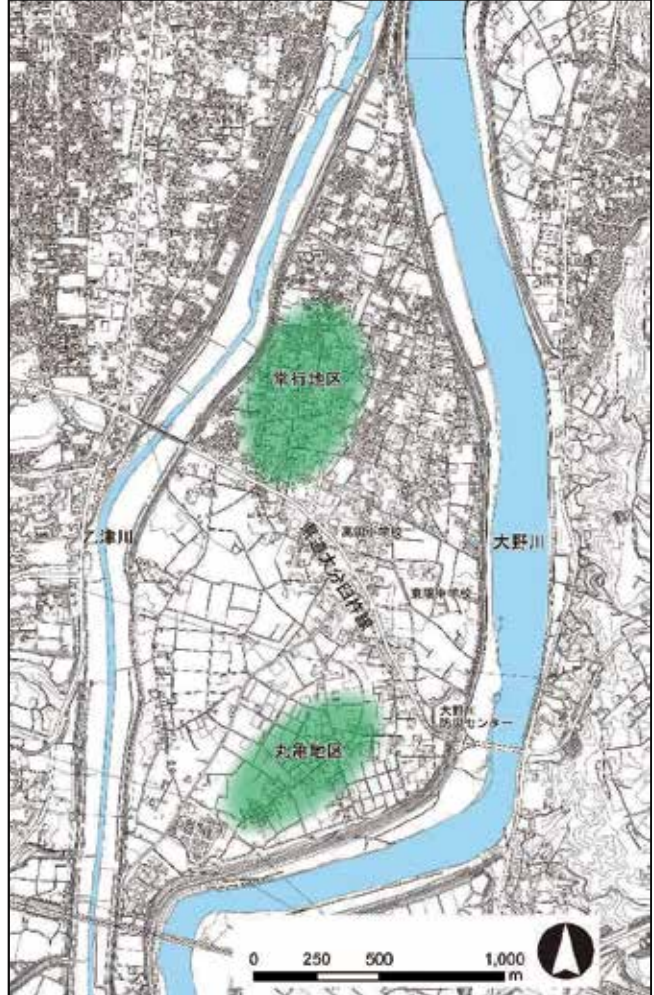
(1) 高田輪中地区

①区域設定の考え方

- ・輪中地区（大野川と乙津川に囲まれた区域）の中で、特に固有の石垣等による沿道景観が残る丸亀地区、常行地区を含む区域を基本とします。

②地区の現状

- ・高田地区は、大野川と乙津川に囲まれた三角州で、輪中を形成しており、かつて洪水の常襲地帯でした。そこで、住民たちは、屋敷を石垣で高くし、家の周囲をクネと呼ばれる防水林で取り囲み、洪水の勢いを弱め、家屋の流出を防いでいました。
- ・洪水が去ると、上流から運ばれた肥えた土が積もり、豊かな土壌で農業を営んでいた高田輪中は川と共存する文化を創り出してきました。
- ・昭和 37 年の分流堤の完成により洪水災害の危険性が低くなった現在でも、常行地区及び丸亀地区では石垣が連続するまちなみを形成しています。
- ・県道大分臼杵線より北側の地区は、住宅戸数密度が高く、古くからの住宅様式が点在する一方、近年は小規模な住宅団地も開発されています。
- ・県道大分臼杵線より南側の地区は、施設園芸等を行う農地が多く、敷地規模が大きな農家住宅により沿道集落を形成しています。



③課題

- ・石垣及び生け垣で構成される沿道景観の保全を図る必要があります。
- ・川との共生のために先人が培ってきたまちなみの在り方について、検討していく必要があります。
- ・輪中の形成過程や、輪中景観について、地区の歴史も含めて周知していく必要があります。

【推進編】第6章 景観形成重点地区等

【常行地区の沿道】

- ・常行地区の一部地域は、道路の両側ともに玉石石垣と切石積み塀、マキ等の生垣の組合せが美しく保たれています。



- ・建替え時の道路拡幅や駐車場の設置などにより石垣が撤去され、古くからの石垣と生け垣が連続するまちなみが少なくなっています。



【丸亀地区の沿道】

- ・常行地区に比べて石垣の分布範囲は狭いですが、農村集落の生活感のある通りとなっています。また、道路に垂直に板をはめ込み水が流れ込むのを防ぐサブタ跡が唯一残っています。
- ・道路舗装事業により道路面が嵩上げされ、元々の道路高より 20～30 cm高くなっているため相対的に石垣の高さが低くなっています。



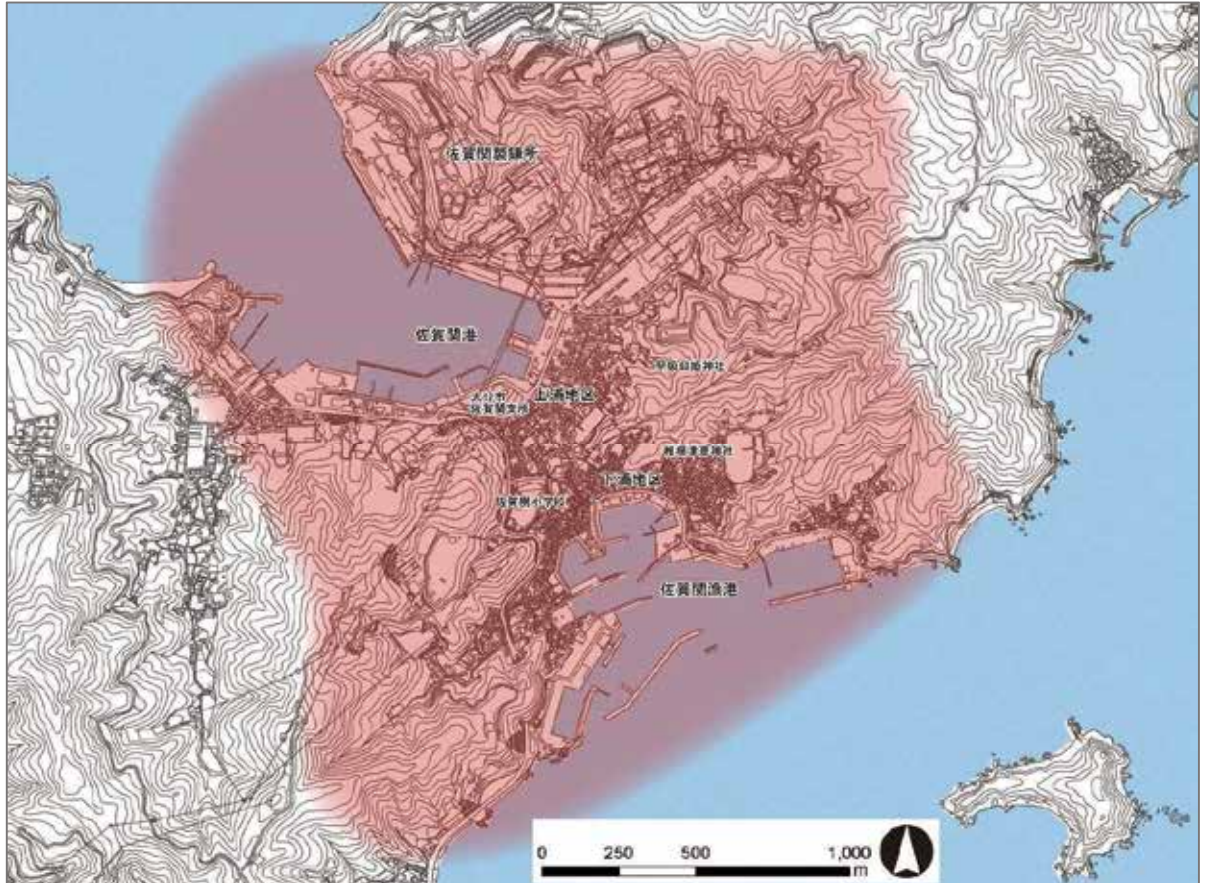
- ・移転等に伴い石垣・生け垣が放置されている箇所もあります。



(2) 佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区

①区域設定の考え方

- ・明治維新までの宿場町として、大正以降の日本鉱業佐賀関製錬所（現 パンパシフィック・カッパー株式会社佐賀関製錬所）の企業城下町を包含する上浦地区及び漁港のある下浦地区を含む区域と、市街地が立体的に構成される背景となる山の稜線を含めた区域を基本とします。



②地区の現状

- ・漁港から連続する漁師町が階段状となり立体的に構成される特徴があります。また、地形的な特性から山の稜線が背景として美しいスカイラインを描いています。
- ・古くからの伝統的な建築物が残り、かつての面影を伝えるまちなみが残っています。
- ・製錬所の煙突は歴史的な物語を伝えるとともに、地域のランドマークとなっています。

③課題

- ・漁港、階段状に重なる建物、山の稜線とつながる地形に沿った景観について、地区の暮らしも含めて保全する方策を検討する必要があります。
- ・宿場町としての地区の歴史を含めて、周知していく方策を検討する必要があります。
- ・良好な景観を活かすための眺望の良い視点場の共有や整備の検討が必要です。

【推進編】第6章 景観形成重点地区等

【佐賀関漁港と集落】

- ・前景の漁港、丘陵部の住宅等の建物、遠景の山の緑が佐賀関を代表する漁港景観となっています。



【宿場町の面影を伝えるまちなみ】

- ・勝海舟、坂本竜馬が投宿した宿場町の面影を今に伝えるまちなみが残されています。
- ※まちなみを特徴づける要素（屋根：傾斜した和瓦、構造：木造、外壁：板張り 等）。



【眺望（視点場）】

- ・高台にある椎根津彦神社は地域のシンボルのひとつとなっており、そこからは佐賀関漁港が眺望できます。



(3) 戸次本町地区

①区域設定の考え方

- ・戸次本町地区計画の区域を基本とします。

②地区の現状

- ・戸次本町は江戸時代末期、日向街道の要衝であり、商業と農業が混在している在町として栄えました。帆足家の酒造業を始めとした商いが盛んであるとともに、度重なる大野川の洪水により、肥沃な土が流れてきたため、農業も盛んでした。現在でも戸次ごぼうが有名です。
- ・明治39年の大火により、30戸余りの建物が燃えてしまいましたが、現在でも明治後期から大正にかけての建物が建ち並び、歴史的なまちなみが残されています。
- ・大野川の氾濫による水害に対して、道路より3段石積みの地上げをしている家屋が多くみられます。
- ・「戸次本町街づくり推進協議会」が中心となり平成13年に地区計画を定め、その後も街なみ環境整備事業等を活用し、建物や地区の修景や修理が行われています。



③課題

- ・駐車場等により、建物の壁面が揃っていない箇所も見られ、まちなみの連続感を意識したまちなみ形成が大切です。
- ・区域内には鮮やかな色の自動販売機、のぼり旗等も見られ、まちなみに配慮した工作物や屋外広告物についての検討が必要です。
- ・水害対策として石段をかさ上げしていることなど、地区の歴史や生活の知恵が現れている景観について周知していく必要があります。

【推進編】第6章 景観形成重点地区等

【帆足本家酒蔵付近】

- ・帆足家の富春館や酒蔵、ギャラリーなどが集まっており、通りで一番のにぎわいがあるエリアです。修理や修景により、江戸時代末期から昭和初期の風情を思わせる建物が並んでいます。



【地区計画等によるまちなみの誘導】

- ・戸次本町地区景観整備事業の修景基準では建具や格子についても定められており、玄関戸や掃出し窓、腰窓、雨戸は木製サッシや木製格子を付けることとなっています。日向街道沿いの至る所で見受けられます。



【石段】

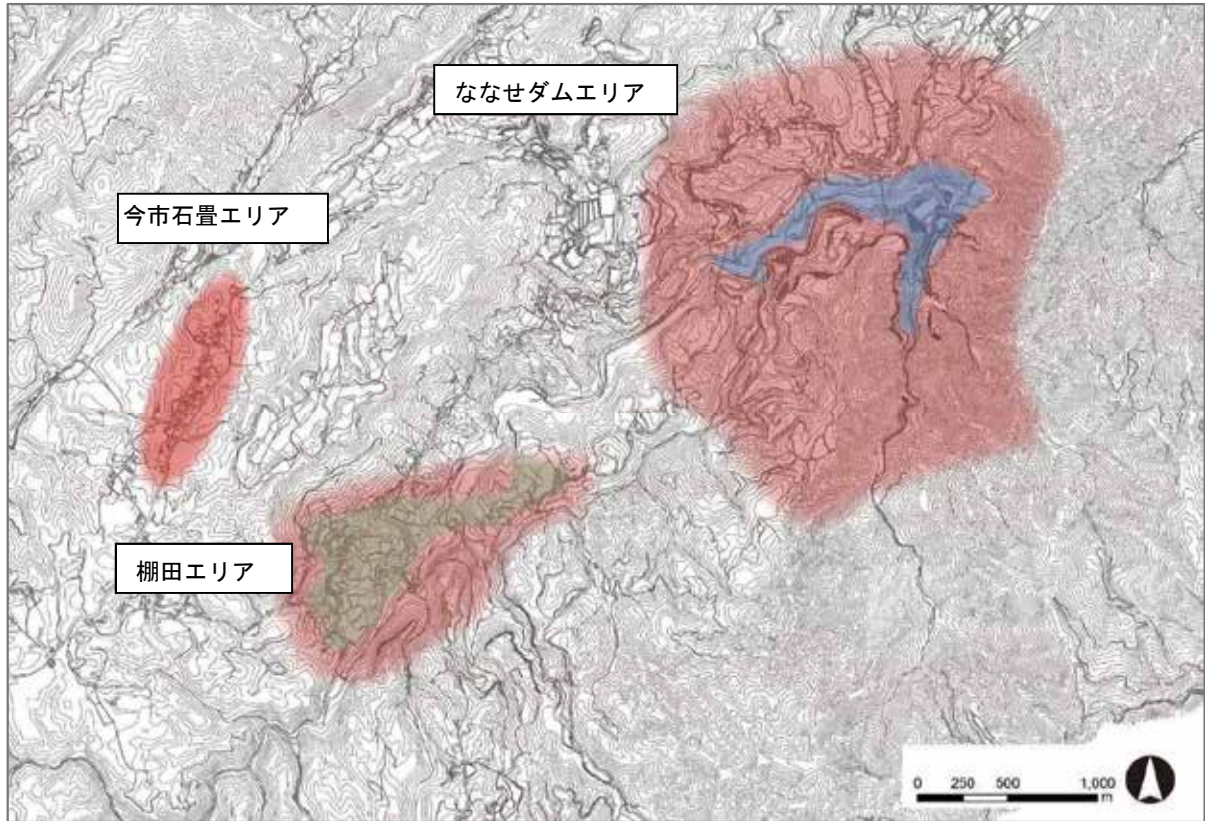
- ・大野川の氾濫により、戸次地区は水害が多発していたため、石段でかさ上げしている家が現在でも多く残っています。



(4) 今市石畳・棚田・ななせダム地区

①区域設定の考え方

- ・旧野津原町に存する景観資源である石畳が整備された旧肥後街道沿道の区域、棚田景観が保全された区域とその背景となる山の稜線を含む区域、ななせダム周辺区域とその背景となる山の稜線を含む区域を基本とします。



②地区の現状

- ・今市石畳エリアは、江戸時代の豊後街道（肥後街道）の石畳が復元整備されています。この石畳は、県指定史跡「参勤交代道路」であり、さらに文化庁による「歴史の道百選」に選定されています。沿道には緑豊かなゆとりある敷地に1～2階の住宅が建ち並び、周辺は静かな里山景観です。
- ・棚田エリアは、七瀬川をつくる谷戸に美しい棚田が広がっています。
- ・ななせダムエリアは、大分川の支流である七瀬川の上流に位置し、見晴らしの良い展望台も整備されています。

③課題

- ・今市石畳エリアでは、石畳や石垣・生け垣を含むまちなみ景観の保全・活用に関する検討が必要です。
- ・棚田エリアは、棚田景観の保全に関する検討が必要です。
- ・ななせダムエリアは、野津原地区の新たな自然景観を楽しむ場としての周知等が必要です。
- ・上記3エリアをひとつのストーリーの中で魅力ある景観として情報発信する必要があります。

【推進編】第6章 景観形成重点地区等

【今市石畳エリア】

- ・沿道建物は、主に1～2階で、道路境界から1～2m程度引いて建てている立地が多くみられます。石畳沿道には、石垣や生垣があり、石畳とあわせて沿道景観の重要な要素なっています。



【棚田エリア】

- ・先人が汗を流し斜面を切り開いて作られた、美しい棚田を見ることができ、いやしの景観が広がります。



【ななせダムエリア】

- ・「ななせダム」、「道の駅のつはる」は、2019年に完成し、ダム等への視点場も整備され、野津原地区の新たな観光、交流拠点を形成しています。



第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の景観を構成する要素として、地域の特徴的な景観を象徴し、形態意匠の規範となり、道路やその他の公共の場所から容易に見ることができる建造物が地域に存在します。そのような建造物を保全していくことは、地域の景観を保全していくことにつながることから、「景観重要建造物」の指定を促進していきます。

「景観重要建造物」の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、次に示す「指定対象の要件」を満たす建造物を大分市景観審議会の承認等を得て指定します。

なお、国宝や重要文化財など文化財保護法に基づいて指定されている建造物については景観重要建造物の適用除外とします。このため、「景観重要建造物」に指定された物件が後に文化財に指定された場合は「景観重要建造物」の指定を解除します。

■景観重要建造物の指定対象の要件

- (1) 地域の象徴となる建造物 ※
- (2) 公共的な場所から容易に見ることができる建造物
- (3) 継続的な維持・管理が積極的に行われている建造物

<※：地域の象徴となる建造物とは>

- ① 地域の独自性と良好な景観を特徴づけている建造物
- ② 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物
- ③ 市民に親しまれている建造物
- ④ 歴史的価値のある建造物
- ⑤ 建築的価値の高い建築物
 - ・ 高名な建築家の設計による建築物
 - ・ 建築の賞を受賞した建築物

■景観重要建造物の指定の適用除外

- ・ 国宝（国指定）
- ・ 重要文化財（国指定）

2. 景観重要樹木の指定方針

地域の景観を構成する要素として、市民に親しまれ、地域のシンボルとなるような樹木が地域に存在します。

そのような景観上重要といえる樹木を保全していくことは「景観重要建造物」と同様に、地域の景観を保全していくことにつながることから、所有者・管理者の意向を踏まえ、他の施策と連携を図り「景観重要樹木」の指定を促進していきます。

「景観重要樹木」の指定にあたっては、樹木の所有者と協議の上、同意を得られた樹木を前提とし、次に示す「指定対象の要件」を満たす樹木を景観審議会の承認等を得て指定します。

■景観重要樹木の指定対象の要件

- (1) 地域のシンボルとなり、樹形や樹高等美観が優れている樹木、又は地域の歴史・文化的に価値が高いと認められる樹木
- (2) 公共的な場所から容易に見ることができる樹木
- (3) 継続的な維持・管理が積極的に行われている樹木

■景観重要樹木の指定の適用除外

- ・ 特別史跡名勝天然記念物（国指定）
- ・ 史跡名勝天然記念物（国指定）

3. 保全・活用の方針

景観重要建造物や景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観法の規定（景観法第25条及び第33条）により、その良好な景観が損なわれないよう適切な保全を図ることとなります。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の周辺においては、市民や事業者と本市が連携・協働して、建築物の建築や屋外広告物の表示などに際して、それらが景観重要建造物や景観重要樹木と調和した形態意匠等となるよう誘導することにより、地域の魅力的な景観形成を図ります。

第8章 景観重要公共施設等の景観形成に関する事項

1. 景観重要公共施設等の指定方針

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の重要な景観要素の一つで、地域の景観に与える影響が大きく、良好な景観形成のために先導的な役割を担っています。

景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定することができます。

管理者の同意を得た公共施設は、「景観重要公共施設」に指定し、整備方針や配慮事項、占用の許可基準等を定め、景観計画に即した整備を行っていくこととなります。

次に掲げる公共施設については、施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、必要な基準を定め、魅力ある公共施設の整備と周辺の景観形成を推進します。

また地域の景観に与える影響が大きいが、景観法に定めがない公共施設についても、景観重要公共施設に準じた整備方針や配慮事項を定め、地域の景観に配慮した整備を推進します。

- (1) 景観的な影響が大きい大規模な公共施設
- (2) 地域のシンボルとして市民に親しまれている公共施設
- (3) 良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
- (4) 新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設
- (5) 施設の整備と一体的な景観形成が望まれる周辺の公共施設
- (6) 景観地区および重点地区内の主要な公共施設
- (7) 電線共同溝の整備等を推進する道路
- (8) 大分市街路樹景観整備計画におけるネットワーク路線

2. 景観重要公共施設等の整備の考え方

上記の指定方針により指定された景観重要公共施設等について、以下の基本的な考え方や、施設種別ごとの配慮方針に基づき、各施設の特性や周囲の状況により、施設ごとの整備方針、配慮事項等を定め、整備を行います。

(1) 基本的な考え方

- ア 公共空間は地域景観の基本的空間として重要な要素であることから、当該地域の自然や歴史・文化等の特性を踏まえ、優れた地域景観の保全や修景、良好な景観の創出により、地域の価値を向上させる良質な公共空間を整備するように努めます。
- イ 管理者が異なる周辺施設との調整を含め、地域の一体的な景観づくりと整合を図るよう努めます。
- ウ 公共事業等の構造物等は、一般的に耐用年数が長く、不特定多数の人が利用することから、地域の景観特性に考慮するとともに、安全・安心に加え、専門家等のアドバイスを活用しながら、時間の経過に伴い風格が増すような形状、素材、色彩等の工夫に努めます。
- エ 公共施設は、法面や擁壁、舗装など多くの構造物（要素）から構成されていることから、それぞれの要素が全体として調和し、美しい景観を形成するように努めます。

(2) 施設ごとの配慮方針

①道路

- ア 景観形成の基調となる質の高い道路空間を形成します。
- イ 田園やその背後の山並み等の地域の特徴的な景観に配慮し、地域景観の土台となる道路景観形成に努めます。
- ウ 地形を尊重する計画とし、地形改変を極力抑え自然への影響の軽減に努めます。地形改変を伴う場合は、可能な範囲で、改変した箇所の自然復元に努めます。
- エ 道路を地形の起伏に沿わせ、滑らかで美しい線形を実現するなど、地域の景観資源や歴史等が効果的に認識されるよう配慮します。
- オ 街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定や樹形の維持に努めます。
- カ 標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、配置が^{ふくそう}輻輳しないように配慮します。
- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- ク 計画的な電線類の地中化に努めます。
- ケ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

②河川、海岸、港湾

- ア 景観形成の基調となる美しい河川空間や海辺空間を形成します。
- イ 河川空間や海辺空間の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努めます。
- ウ 自然海岸の保全・修景に努めます。
- エ 港湾景観の現状を分析・評価し、港湾における良好な景観形成を推進します。
- オ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- カ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

③公園・緑地・広場

- ア 憩いや安らぎ、潤いなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地の整備に取り組みます。
- イ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインにします。
- ウ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和に配慮したものとします。
- エ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。

④その他の公共施設

- ア 庁舎や学校施設、文化・スポーツ施設等の公共建築物についても景観に配慮した整備を進めます。

第9章 屋外広告物に関する基本方針

1. 基本的な考え方

景観を構成するものの中に屋外広告物があります。屋外広告物は、わたしたちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど街の表情の一部になっています。

しかし、広告物の無秩序な掲出や、適正な維持管理が行われないと、その周辺の景観を損なってしまう要因となります。

本章においては、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に関する基本方針を示します。具体的な許可基準等は、ここで示す基本方針を踏まえ、別途、大分市屋外広告物条例等で定めます。

2. 基本方針

魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の事項を基本方針とします。

(基本方針)

- ① 良好な自然景観を背景とする地域においては、海、山、川等の自然や地形等、自然景観を形成する要素との調和に十分配慮した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ② 見晴らしの良い視点場や幹線道路や鉄道の車窓からの眺めなど、広域的な眺望と調和するとともに良好な眺望を阻害しないよう配慮した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ③ 地域のランドマークとなる歴史的建造物や歴史的なまちなみなどの周辺では、そのシンボル性や歴史的雰囲気にも配慮した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ④ 中心市街地や沿道型の商業集積地区においては、大規模で過剰な広告物でなく中心市街地の風格づくりや美しい沿道景観の形成に寄与する屋外広告物の表示・掲出を誘導します。
- ⑤ 住宅地や伝統的な農漁村集落など、身近な生活環境での落ち着いたまちなみ等を保全・形成するため、住宅地等と調和した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ⑥ 良好な景観を保全するため、周囲の景観との調和を図ることが特に必要な地区は、大分市屋外広告物条例特別規制地区等を定め、地区の景観に即した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ⑦ 周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とし、数・設置位置は集約化を図ります。
- ⑧ 奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避けます。
- ⑨ デジタルサイネージは周囲の環境に配慮し、輝度を抑えることや、急激な色の反転等は避けます。

【推進編】第9章 屋外広告物に関する基本方針

(参考1) 大分市屋外広告物条例の概要

大分市屋外広告物条例においては、市域を第1種許可地域と第2種許可地域、特定地域（特別規制地区）、禁止地域に分けており、それぞれの設置基準に適合した広告物は表示や掲出ができるようになっています。

ただし、自家用広告物で、広告物の面積が小さい場合などは、第1種許可地域と第2種許可地域、特定地域（特別規制地区）、禁止地域で許可を受けなくても広告物を出せる場合があります。

■禁止地域

- 都市計画法により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区（これらの区域うち市長が指定する区域を除く）
 - 文化財保護法の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する地域等
 - 大分県文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその敷地等
 - 大分市文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその敷地等
 - 森林法の規定により指定された保安林のある地域
 - 都市公園法に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園又は緑地
 - 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路の市長が指定する区間並びに鉄道等の市長が指定する区間
 - 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
 - 河川、湖沼、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
 - 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
 - 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
 - 博物館及び美術館の建造物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの
 - 古墳、墓地並びに火葬場の建造物及びその敷地
 - 上記に掲げるもののほか、市長が特に指定する地域又は場所
- ※自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物については、基準内であれば、許可を受けて広告物を表示することができます。

■第1種許可地域

- 禁止地域以外の地域であって、都市計画法により定められた地域のうち、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（戸次本町地区地区計画地域を除く）の地域及び場所

■第2種許可地域

- 禁止地域以外の地域であって、第1種許可地域以外の地域及び場所

■特別規制地区・特定地域

- 大分城址公園周辺地区、大分駅南地区、鉄道高架沿線地域

(参考2) 大分市屋外広告物条例特別規制地区における基本構想等の概要

1. 大分駅南地区

◆ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本地区は、大分市総合整備基本計画(平成7年4月策定)の中で「駅南・情報文化新都心」として位置づけられ、21世紀の新たな都市拠点の形成が期待されており、大分駅付近連続立体交差事業及び大分駅南土地区画整理事業に伴う駅前広場やシンボルロード等の公共施設整備により、良好な都市環境の形成及び高次都市機能の集積が計画されています。これらまちづくりの方向性を踏まえ、本市の中心市街地にふさわしい、ゆとりと潤いにおもむいた緑豊かな美しい地区の創出を目標に、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指します。

◆ 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。
- イ 広告物の規模や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。
- ウ 駅前周辺、シンボルロード沿道、都心魅力回廊、都心居住地区などさまざまな顔を持つ本地区では、まち全体の統一感や地区ごとの個性が現れた美しく魅力ある都市景観の創出に向けたデザインとする。
- エ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。
- オ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。

2. 大分城址公園周辺地区

◆ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

大分城址公園は、大分市の重要な歴史的シンボルであると同時に、都心部に残された数少ないまとまった緑であり、都心の貴重なオアシス的な空間となっています。

また、大分城址公園の周辺には大分県庁、大分市役所をはじめとして、大分中央警察署、大分地方裁判所、大分家庭裁判所、アートプラザなどの重要な公共施設が集中しており、大分県、大分市の行政機能の中心地ともなっています。これらは西側で都市計画道路大分駅新川線、南側で都市計画道路駄の原細線に面し、優れた形態意匠の建築物と年月を経た緑とが相まって風格ある街並みを形成しており、大分市の目抜き通りを演出しています。

一方で、大分城址公園の北側から東側にかけては、古くからの低層住宅と新しい高層住宅の入り交じった地区が形成されており、新しい都心居住の時代に向けて居住環境の維持と増進が望まれています。

このような特徴を持つ本地区では、「歴史を感じさせるゆとりとおもみがあり、水と緑のうおいある成熟したまちづくり」を目標に、以下の街並みの形成に向け、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指します。

- ア 大分城址公園に調和し、緑の印象豊かな落ち着いた街並みの形成
- イ 目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれた街並み景観の形成
- ウ 散歩や散策に適した、安心して楽しく歩ける界わいの形成

◆ 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。
- イ 広告物の規模や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。
- ウ 駅前周辺、シンボルロード沿道、都心魅力回廊、都心居住地区などさまざまな顔を持つ本地区では、まち全体の統一感や地区ごとの個性が現れた美しく魅力ある都市景観の創出に向けたデザインとする。
- エ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。
- オ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。

第10章 総合的な景観形成への取組

1. 市民・事業者・行政の役割

本市の良好な景観を守り育てていくためには、市民、事業者、行政が景観は「共有財産」であるとの認識のもと、景観形成におけるそれぞれの役割をしっかりと認識し、協力し合いながら主体的に取り組むことが必要です。

(1) 市民の役割

- ①本市の景観特性を理解し、良好な景観形成に向けて、事業者や行政と共通認識を深めるよう努めます。
- ②良好な景観形成の担い手であることを自覚し、景観に対して高い意欲と関心を持ち、地域の景観を見守るとともに、積極的に良好な景観形成に取り組みます。
- ③自らの知識・技能等を活かし、多様な主体と連携・協働し、良好な景観形成に取り組みます。
- ④NPO等の市民団体は、活動の特徴を活かして良好な景観形成を進めるとともに、地域住民や事業者などと積極的に連携・協働します。

(2) 事業者の役割

- ①本市の景観特性を理解し、良好な景観形成に向けて、市民や行政と共通認識を深めるよう努めます。
- ②市民と同様に景観形成の担い手として、景観に対して高い意欲と関心を持ち、良好な景観の形成に寄与することが大切です。
- ③良好な景観形成に関わる取組が事業所や企業の価値を高めるとの視点を持ちつつ、景観形成に関わる取組や事業への積極的な参画・協力が大切です。

(3) 行政の役割

- ①良好な景観形成に向けて、市役所内の連携強化を図るとともに、民間の各主体が十分にそのノウハウや能力を発揮できる環境づくりに努めます。
- ②行政は、市民、事業者の多様な意向を考慮し、効果的な施策の実施及び展開に向けて、計画的な景観づくりを進めます。
- ③良好な景観形成に向けた課題に適切に対応するため、市民や事業者等の連携・協働を促進するとともに、必要に応じて国や県などの関係機関に協力を求めます。
- ④連携・協働による良好な景観形成に向けて、職員一人一人の意識・技術のさらなる向上を図ります。



2. 総合的な景観形成への取組の推進

多様な立場の人々による多様な景観視点を包含する総合的な景観づくりのため「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」の観点から、実効性ある総合的な景観施策を推進していくことが必要です。

ここでは、良好な景観形成を推進・保全するため、「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」の観点から施策を整理します。

また、総合施策に実効性をもたせながら推進するために、だれが（市民、事業者、行政）、何を考え、まもり、つくり、はぐくむのかについても整理します。

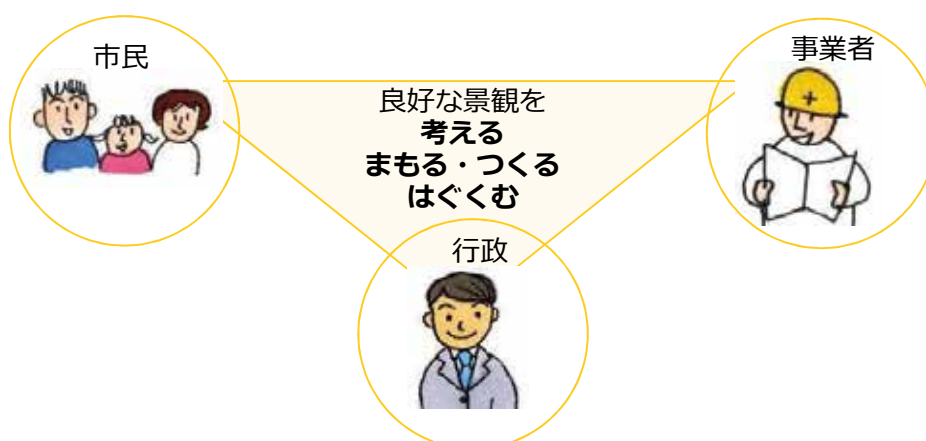
総合的な景観形成への取組の推進のイメージ

良好な景観を「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」

「考える」 良好な景観について「考える」ためには、地域の過去・未来を思い、身近な景観に関心を持つことが大切です。

「まもる・つくる」 良好な景観を「まもる・つくる」ためには、まちなみや自然景観、景観資源の保全活用等に配慮した建築等の行為や活動、それらへの行政支援や行政施策等が大切です。

「はぐくむ」 良好な景観を「はぐくむ」ためには、身近な景観に愛着と誇りを持ち、景観まちづくりを効果的に行うための活動や支援、施策等を行うことが大切です。



【推進編】第10章 総合的な景観形成への取組

(1) 良好な景観を「考える」ための取組

① 景観を知り、気づき、触れる機会の創出

景観への意識を高める第一歩として、地域の歴史、自然、地形など、自分たちが暮らすまちの景観の形成過程を知ることや、まち歩きにより景観資源を探ること、良好な景観を巡るツアー、地域の景観資源マップの作成など、景観を知り、気づき、触れる機会の創出を検討します。

② 景観を良くする参加・体感機会の創出

自宅の庭に花や植物を植えたり、身近な公園の清掃・美化活動を行うなど、日常生活を通じて、身近な景観が良くなることを体験することは、景観の重要性に気づく良い機会となります。また、公共施設の整備に伴う市民参加も、景観について考える良い機会となることから、良好な景観形成を推進・保全するための参加・体感機会の創出を検討します。

③ 景観を考え、議論する場づくり

景観は見る人の主観をベースとしている為、個人の価値観により感じ方や評価が異なります。そこで、特定のテーマに基づき景観について考えるシンポジウムや、好ましい景観や地域にふさわしい景観を議論する景観学習などを実施することにより、徐々に共有を図ることが大切です。長い時間はかかりますが、景観を考え、議論する場づくりを検討します。

また、行政や事業者は良好な景観形成のために何ができるのかを考え、技術や見識を深めていくことも大切です。

(2) 良好な景観を「まもる・つくる」ための取組

① 事業者による景観づくりの促進

建設行為等に関わる事業者は、良好な景観形成を行うため、周辺の景観や環境への影響を十分考慮し、適切な説明や合意形成を図り、市民や行政と協働して建築行為等を行っていくことが大切です。

また、業者の営利活動としての屋外広告物の在り方等も、自社の個性や情報伝達とともに、周辺環境との調和を意識することが大切です。

② 市民による景観づくりの促進

地域として美しい景観形成を図るため、新築やリフォームの際には、周辺の環境やまちなみと調和した建物のデザインに配慮することが大切です。

また、日常的に行っている清掃活動や、花植えなどの美化活動も良好な景観形成に寄与していることを認識し、まちなみの身だしなみを整える活動も大切です。

さらに、地域の景観について考え、見守っていき、良好な景観の維持に努めることも大切です。

③ 地域の景観形成に向けたルールづくり

景観はいま生きる人たちだけでなく、未来の子どもたちにとっても重要な共有財産となります。そのため、自分たちが住む地域の景観について考え、景観計画の提案制度などを活用し、地域の個性を活かした独自の景観形成の方策を検討することも大切です。

④ 専門家の活用による景観形成

景観はさまざまな分野が複合した総合的なものであるため、景観形成に精通した専門家にアドバイスをいただきながら、景観づくり、まちづくりを実施していくことは良好な景観形成を行うためには有効な手法となります。大分県では、「景観づくり」、「まちづくり」に関する活動を推進する市町村、民間団体等を支援するため、「景観アドバイザー」制度を設けており、そのような制度を活用することも有効です。

⑤ 他制度・他事業との連携

景観はさまざまな分野が複合した総合的なものであるため、さまざまな制度や事業と連携することが必要です。そのため、地区計画等の都市計画制度や、建築協定、屋外広告物、歴史的風致維持向上計画、良好な景観を活かした観光、景観を阻害する老朽危険空き家、良好な農地景観の保全、防災施設への景観的配慮など、庁内の横断的な連携を図り、景観形成を推進・保全します。

また広域的な景観形成では、大分県をはじめとして、他の自治体との連携を図ります。

⑥ 景観資源の保全・活用

本市には、自然、建造物、樹木、臨海工場群や高台からの市街地の夜景などのさまざまな景観資源が存在し、ななせだムの視点場の整備など、景観資源の活用も図られていることから、それら景観資源のさらなる保全・活用について、各景観資源の状況等を勘案しながら検討します。

⑦ 夜間景観の検討

夜間の景観は、照明により引き出された、昼間の景観とはまた違う魅力のある景観です。

近年、LEDをはじめとした照明技術の進歩に加え、プロジェクションマッピングなどの演出方法の多様化も進み、様々な演出も可能となっています。

本市では、特定照明について景観形成基準を設け、夜間景観に関して配慮を行っておりますが、自然や歴史、生活によって形成された市街地、田園地帯、海辺、丘陵地、山地等の多様な景観特性を持った地域で本市は構成されており、景観特性に応じた照明により、地域の個性を活かしていく必要があります。

そのため、品格や落ち着きを持った明るさを抑制すべき地区、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、土地利用の特性に応じた夜間景観の形成について検討します。

(3) 良好な景観と担い手を「はぐくむ」ための取組

① よいものを共有し、広げる

良好な景観を共有するため、良好な空間を創出した施設や、まちづくり活動等を対象とした表彰制度は、受賞者の社会貢献や景観まちづくり活動の意識を高め、次の活動へ発展するなどの効果が期待できることから、「おおいதாகいれい100選事業」から発展した良好な景観形成への過程なども表彰の対象とした表彰制度を検討します。

また、良好な景観を認識するためには、良好な景観形成が行われた過程も含めて身近に実感していくことが有効であるため、市民・事業者等と一緒に景観形成を行っていく方策を検討します。

② 景観形成の担い手づくり

本市の景観は、市民、事業者、行政の具体的な活動により支えられており、良好な景観形成につながる具体的な活動を行う担い手や良好な景観を見守る担い手が必要です。

そのため、「まちづくり出張教室」を活用し、景観への取組に対する市民や事業者の理解を深めます。

さらに、良好なまちなみ景観の保全及び形成を進める団体、身近な環境の美化を行う団体、自然景観の保全を行う団体など、景観形成を担う団体等の活動を促進する仕組みづくりを検討します。

また、将来の景観形成の担い手である子どもたちに対し、国土交通省の「学校で取り組む景観まちづくり学習」等を活用した景観学習等の実施について検討します。

行政においても、良好な景観形成に必要な見識を深めるための取組が大切であるため、景観に関する勉強会の開催や、景観形成の好事例の過程や景観上のポイントが後任の担当者にも分かるように景観カルテの作成について検討します。

③ 景観形成基準の明確化

良好な景観形成のための基準である景観形成基準は、基準を具体的な数値で表した「定量的な基準」と、性質的、抽象的な数値で表せない「定性的な基準」があります。景観は見る人の主観をベースとしている為、個人の価値観により感じ方や評価が異なるため、定性的な基準に対するとらえ方も人それぞれとなりがちです。そこで、定性的な基準について、良好な景観形成の事例に基づいた明確化を行っていく方策を検討します。

④ 事前協議の充実化

良好な景観形成のため、景観に与える影響の大きい建築物の建設等の行為に関する届出前の事前協議を景観計画の改定に合わせ制度化していますが、定性的な基準や、事前協議期間、事前協議必須規模などについて、事前協議を充実するための検討について制度を運用しながら検討を行っていきます。

また、事前協議を経て整備された建築物等について、良好な景観を維持・保全する観点から、景観形成基準に合致し続けていくことも大切です。

⑤ 景観まちづくりガイドブックの作成

良好な景観形成に向けた配慮事項や市民、事業者の役割等について、取組事例を活用し、分かりやすく解説したガイドブックの作成など、市民・事業者・行政の役割分担のもと、良好な景観形成を推進するための方策を検討します。

資料編

1. 景観に関する市民意識調査について

大分市景観計画の改定に際して、主に、以下の事項について市民の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。

【アンケートの方法】

- ・大分市民を対象とし、無作為抽出 2,500 人に実施。
- ・郵送配布・回収。

【アンケートの調査時期】

調査票の送付 : 平成 30 年 10 月 29 日 (月)

調査票の回答期限 : 平成 30 年 11 月 9 日 (金)

【アンケートの回収率】

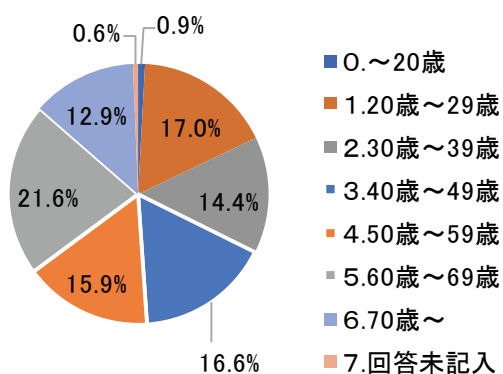
有効配布数 2,478 件 (配布 2,500 件、住所不明等による未配達 22 件)

有効回答数 464 件

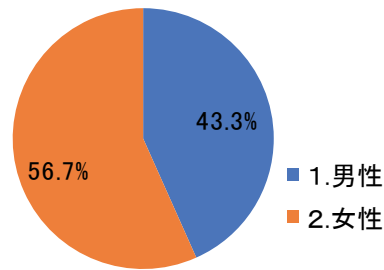
回収率 18.7% (464 件/2,478 件)

あなたご自身について

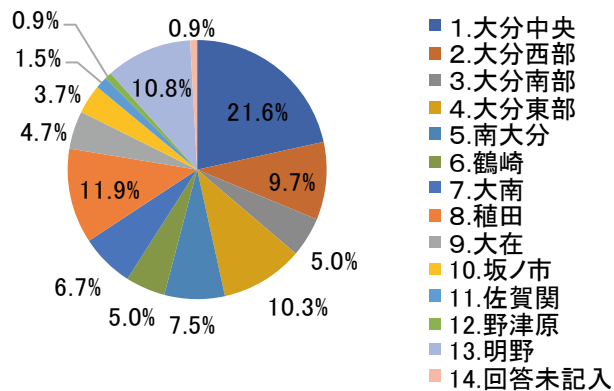
年齢についてお聞かせください。



あなたの性別についてお聞かせください。

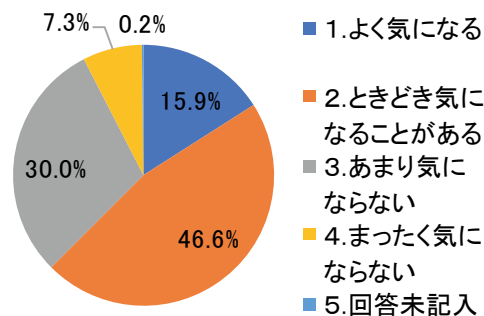


あなたの居住地域についてお聞かせください。



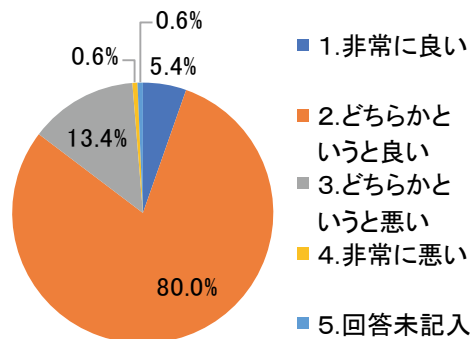
大分市の景観について

あなたは、「景観」すなわち「身のまわりの景色や眺めの良し悪し・街の雰囲気」について気になることがありますか。(あてはまるもの 1つ を選んでください)



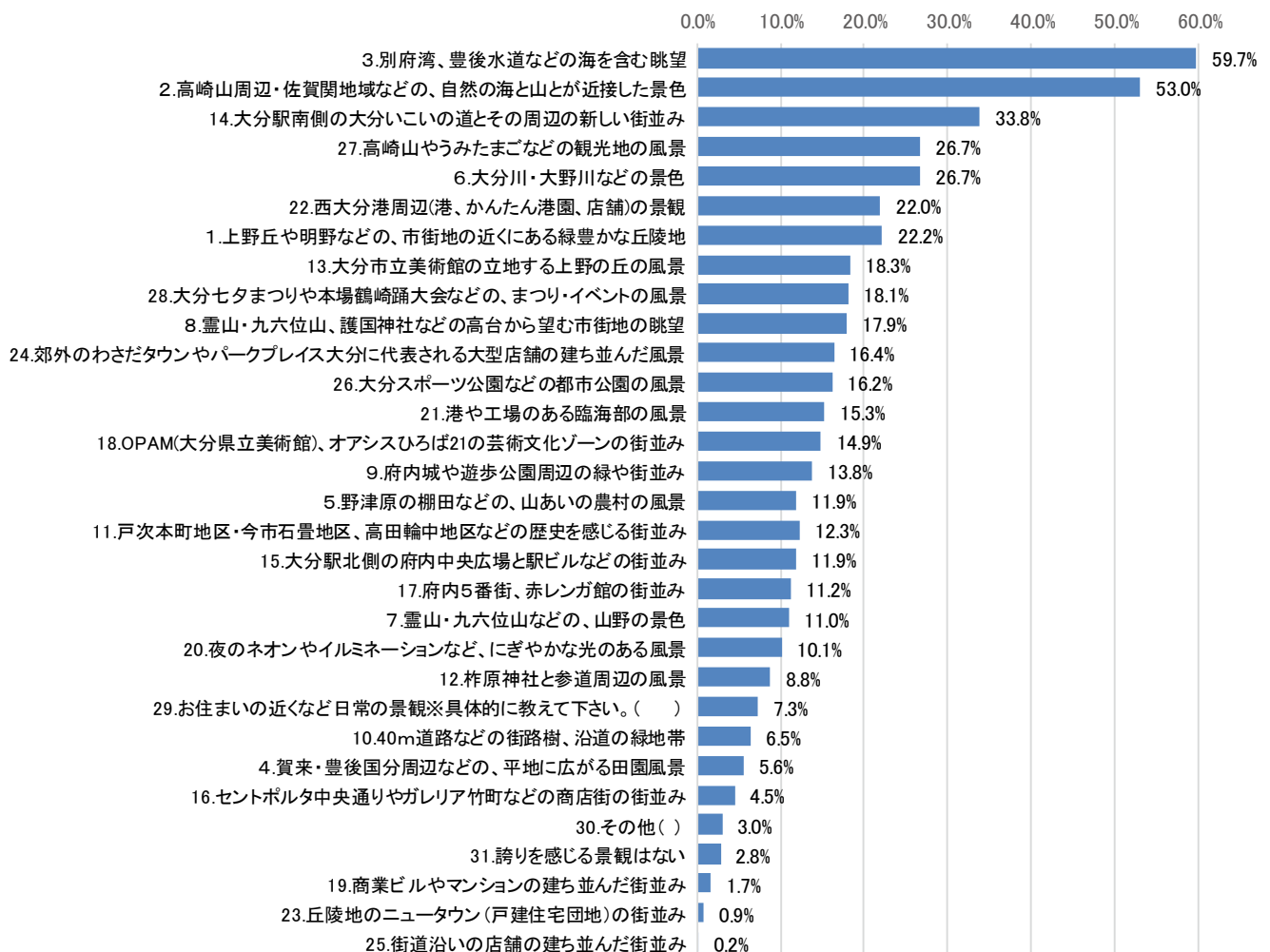
あなたは、大分市の景観全般に関して、どのような印象を持っていますか。

(あてはまるもの1つを選んでください)



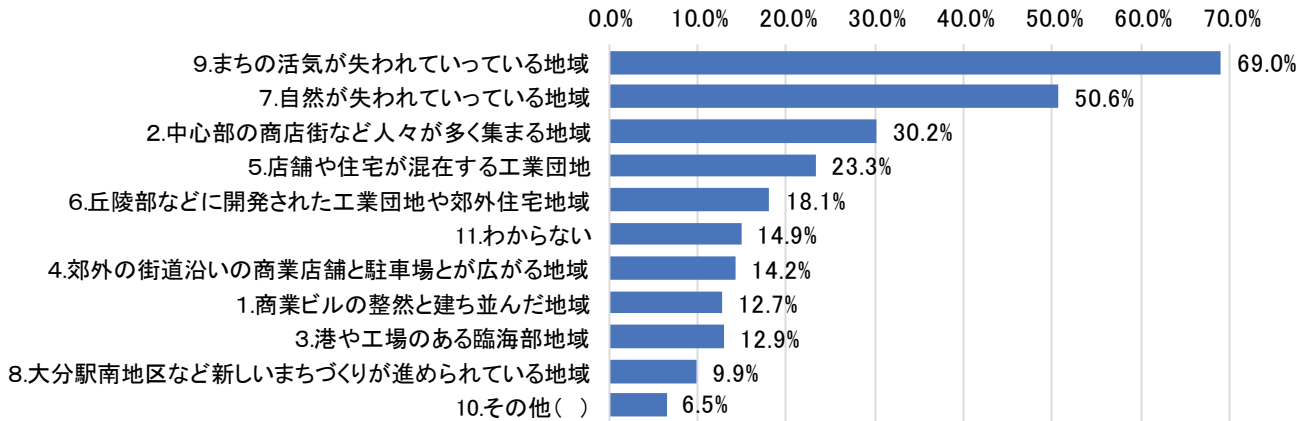
あなたは、大分市のどのような景観を誇りに感じていますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)



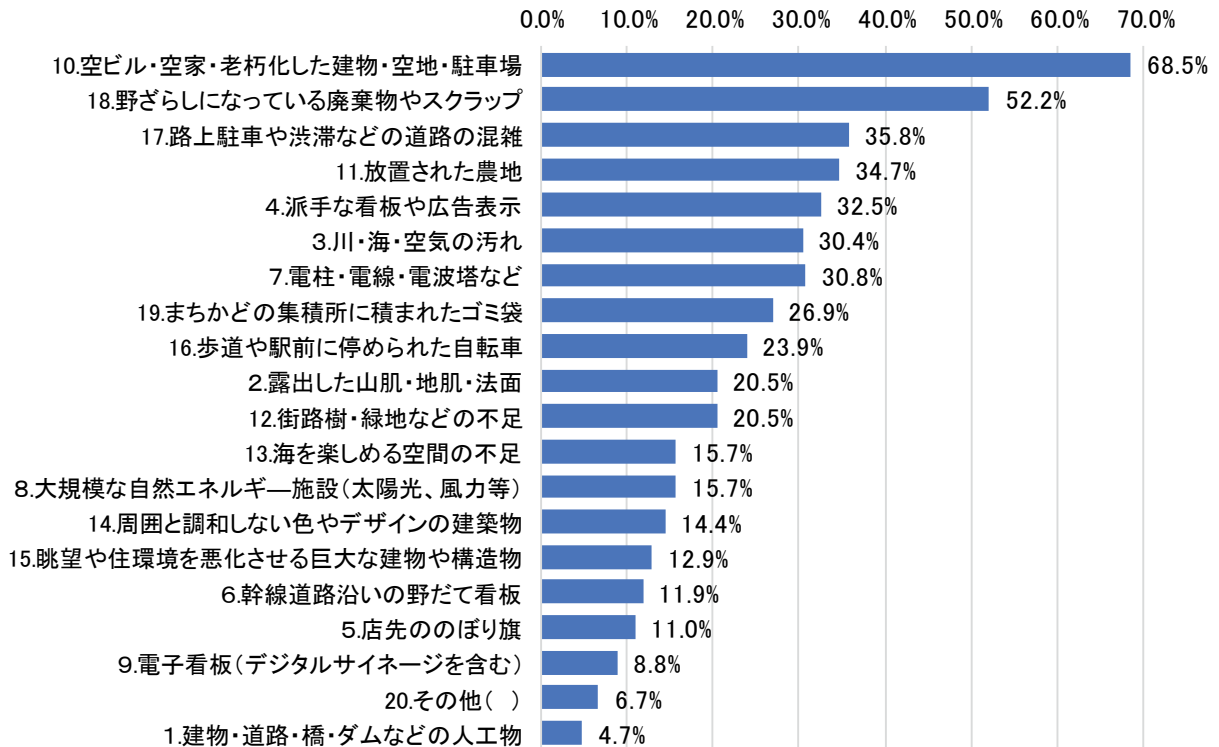
あなたは、大分市の景観に関してどのような地域に問題があると感じていますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

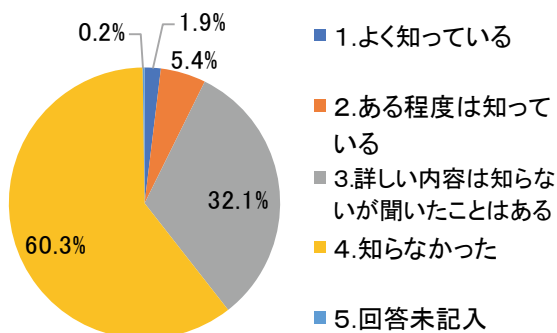


あなたは、どのようなものが大分市の景観を損ねていると思いますか。

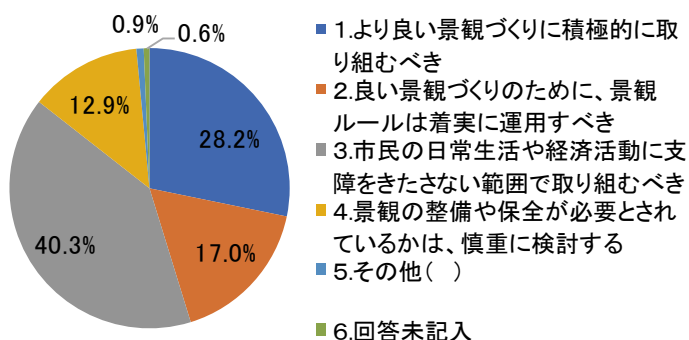
(あてはまるもの5つを選んでください)



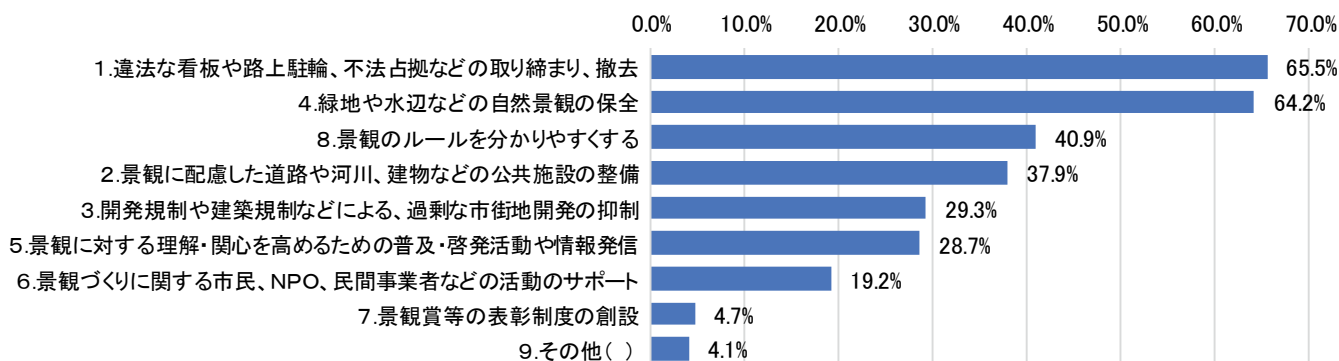
平成18年9月に、大分市の良好な景観を守り、より良い景観を形成するために「大分市景観計画」を策定しておりますがご存知ですか。(あてはまるもの1つを選んでください)



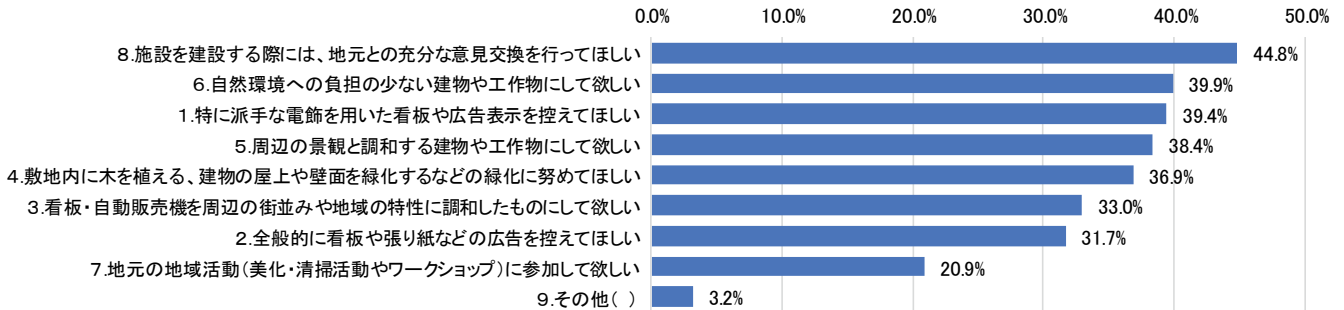
市内の景観の整備や保全について、大分市は特にどのような姿勢で取り組むべきとお考えですか。(あてはまるもの1つを選んでください)



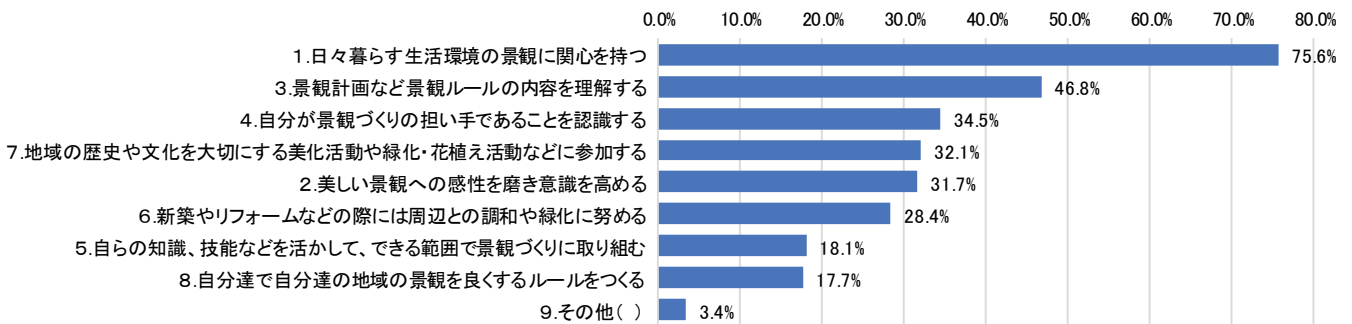
景観づくりにおける行政の役割として、次に示すもののうち、重点的に取り組むべきことは何だと思えますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



景観づくりにおける民間企業や事業者の役割として、次に示すもののうち、何を重視してほしいと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



景観づくりにおける市民の役割として、次に示すもののうち、何を重視したら良いと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)

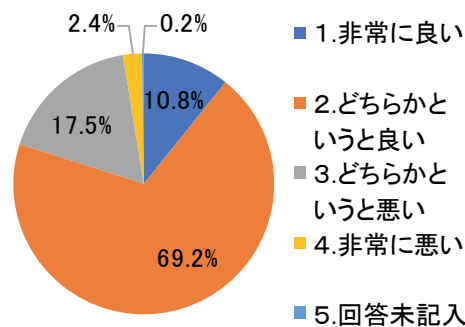


お住いの周辺の景観について

あなたのお住まい周辺の景観について、どのような印象を持っていますか。

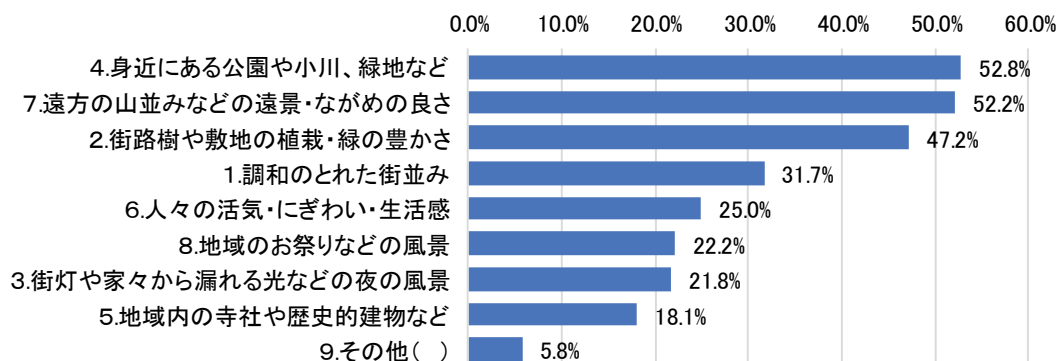
(あてはまるもの1つを選んでください)

図 お住まい周辺の景観の印象



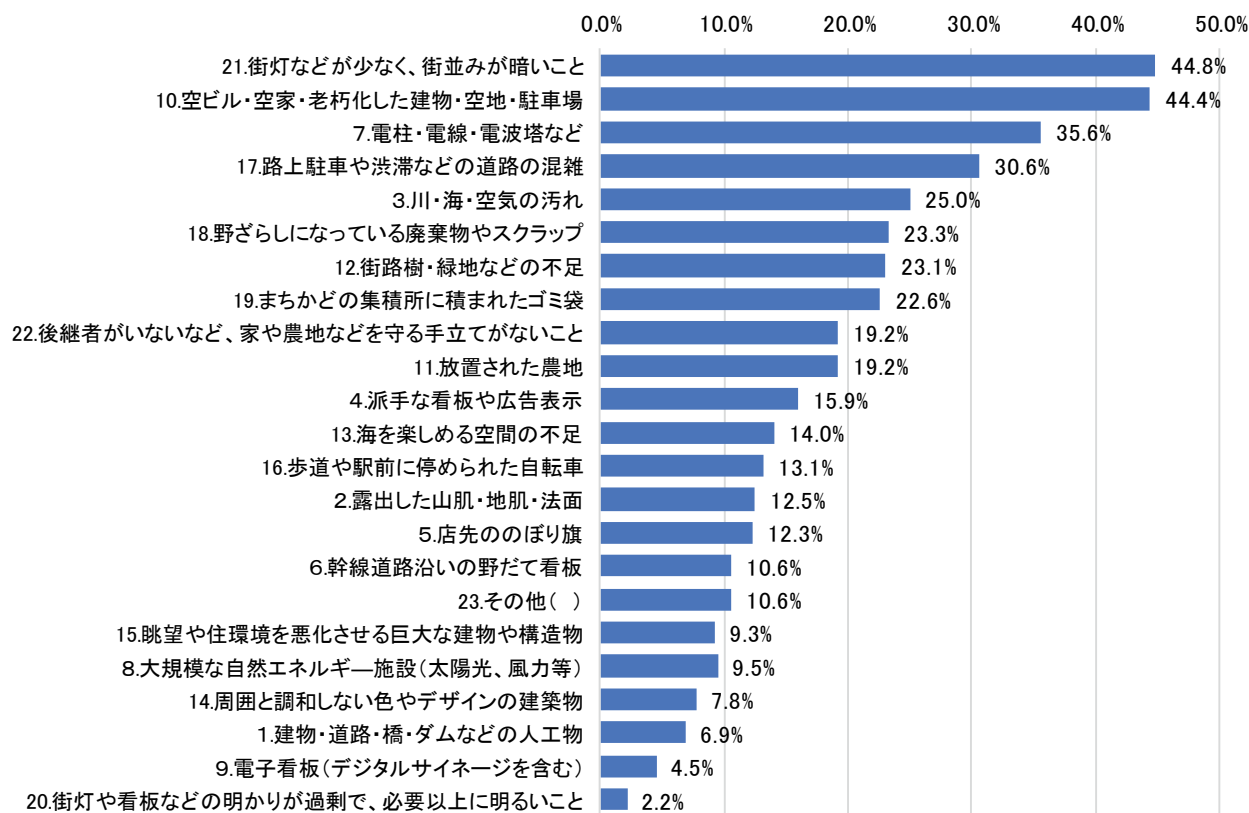
あなたのお住まい周辺の景観に、良い影響を与えているものは何だと思いませんか。

(あてはまるもの3つを選んでください)



あなたのお住まい周辺の景観に、悪い影響を与えているものは何だと思いませんか。

(あてはまるもの5つを選んでください)



あなたのおすすめの眺めの良い場所とそこから見える眺めの場所を1か所、教えてください。
地図には眺めの良い場所に星印（☆）、そこから見える眺めの場所は丸（○）で囲ってください。

(1) 視対象と視点場の関係

※視対象：有効回答数 237

視対象は、①海、川、②山の自然の景観と、③市街地景観に大別された。

①海、川

	視対象名	記入数	記入数の多い視点場等
1	別府湾	82	西大分・西大分港 (14)、佐賀関 (9)、別大国道 (7)
2	大分川	10	大分川(滝尾橋) (2)、他の視点場から各 1
3	大野川	5	大野川 (2)、他の視点場から各 1

②山 ※遠景、中景の山々が記入されている。

	視対象名	記入数	記入数の多い視点場等
1	高崎山	17	大分川の堤防 (明積橋など) (6)
2	鶴見山	12	同上 (5)
3	由布岳	11	同上 (5)
4	霊山	8	大分スポーツ公園など多数の視点場から各 1
5	九六位山	3	松岡周辺などの視点場から各 1

※その他、久住山 (3)、扇山 (1)、祖母山 (1)

③市街地

	視対象名	記入数	記入数の多い視点場等
1	市街地	94	市美術館 (12)、霊山 (10)、アミュ、高尾山 (8)
2	工業地帯	21	護国神社 (8)、青崎 (4)
3	別府	17	西大分 (5)、田ノ浦 B (2)、別大国道 (2)

【資料編】 景観に関する市民意識調査について

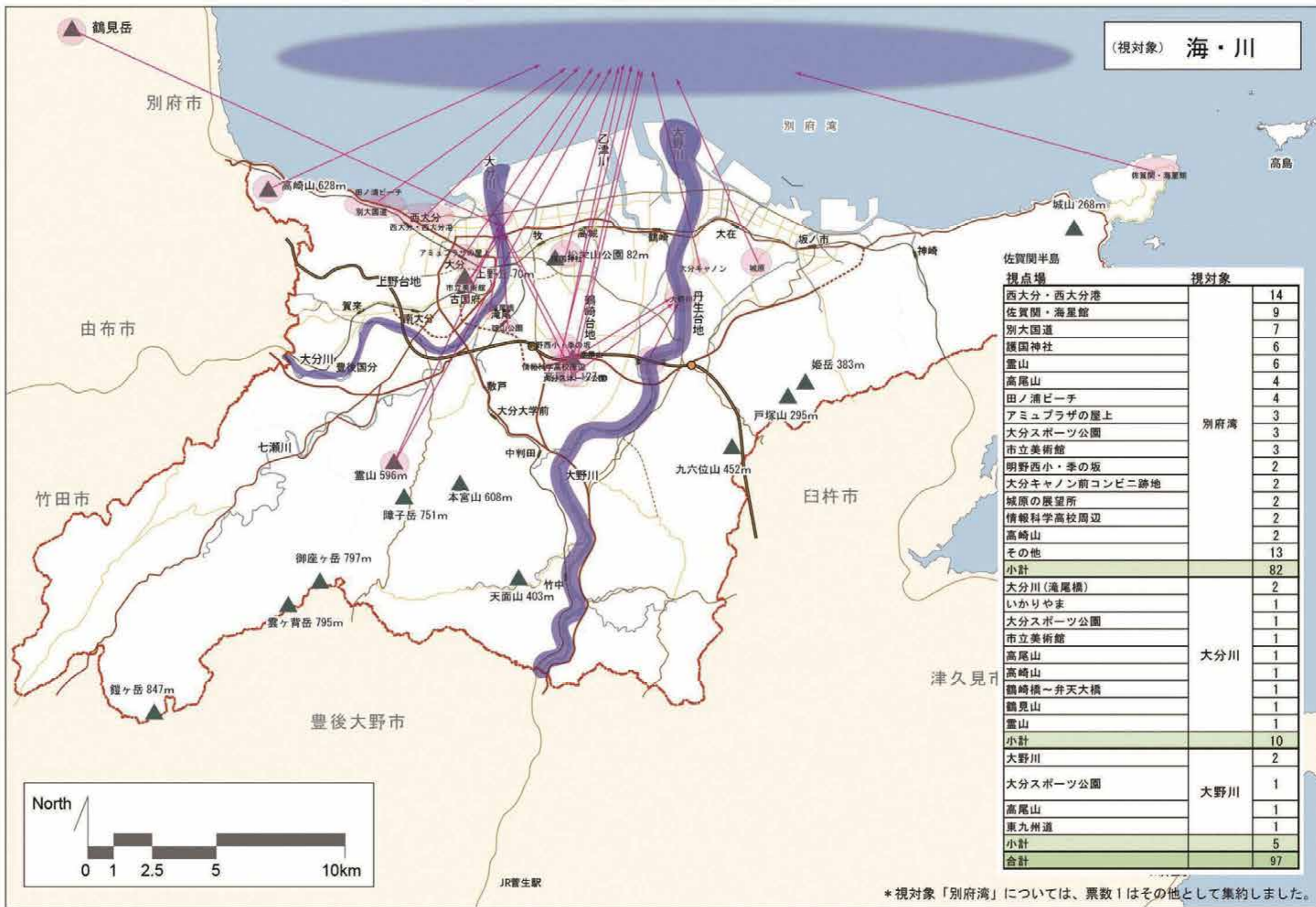
(2) 視点場のタイプ分け

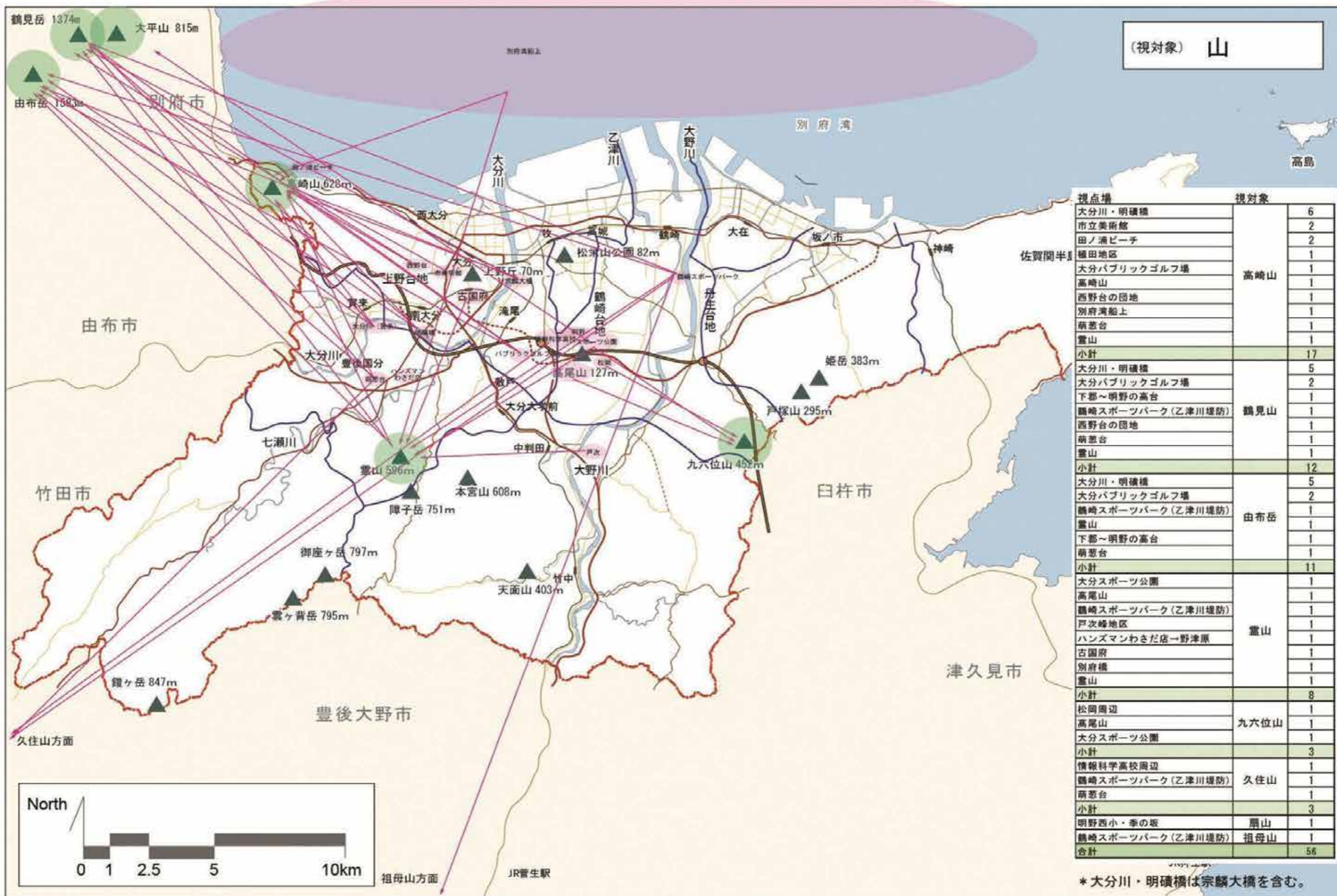
※視点場：有効回答数 239

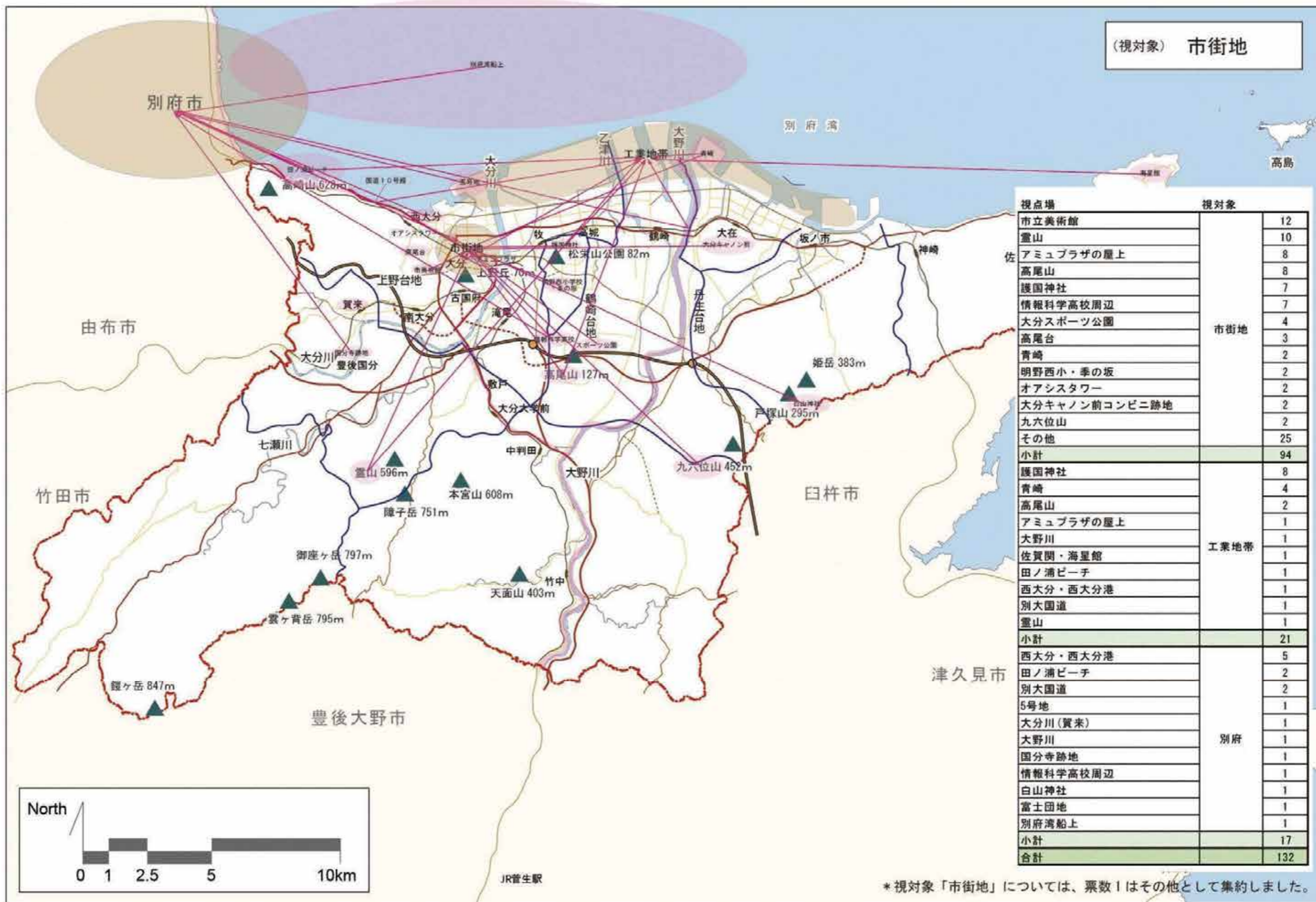
三方を山と丘陵地に囲まれ、海に面した平野に 2 本の川が流れる大分市の地形構造から、視点場は、①丘陵部、②臨海部（海岸、港、海沿いの道を含む）、③山、④河川の地形と⑤建物に区分される。

- ・市街地を囲む丘陵部の記入数が最多で、次いで眺望の開ける臨海部が多い。
- ・身近な場所が多く記入されている。
- ・護国神社、大分市美術館、西大分港など整備され、従来から知られた視点場は、多く回答されているが、情報科学高校周辺など、記入数が多いが、未整備のスポットもある。
- ・臨海部では、田ノ浦、別大国道を含めると西大分港から別府までの別府湾岸が、35 の回答数があり、大分市街を取り囲む丘陵部に次ぐ回答の多さになっている。

	視点場のタイプ	記入数	記入数の多い視点場等
1	丘陵部	96	①東部丘陵（明野、スポーツ公園、高尾山、情報科学）(31) ②上野丘丘陵（上野丘、丸山～城南団地）(25)（うち市美(15)） ③護国神社（14）、④西部丘陵（西の台～白木）(9) (注) 東部丘陵の具体的なスポット 情報科学（9）、明野高尾、大分スポーツ公園など
2	臨海部	61	西大分港及び周辺（19）、佐賀関（14）、田ノ浦（9）、別大国道（鉄道含む）(7)、東部海岸（6）
3	山	25	霊山（13）、高崎山（6）ほか
4	河川	24	大分川沿いの橋・堤防（13）、大野川沿い（5）
5	建物	13	駅ビル（9）、オアシスタワー（2）



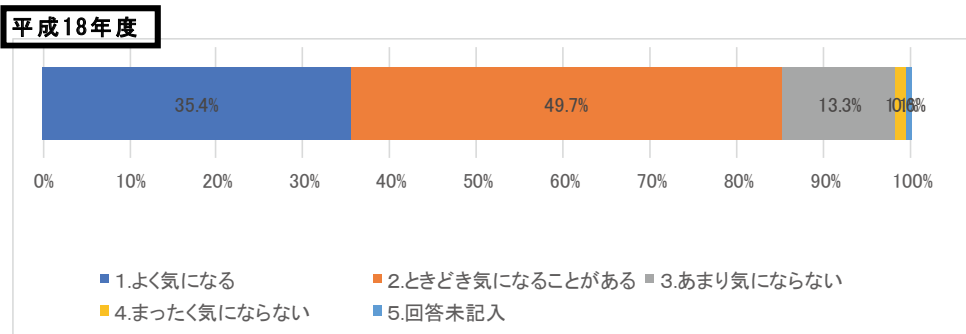
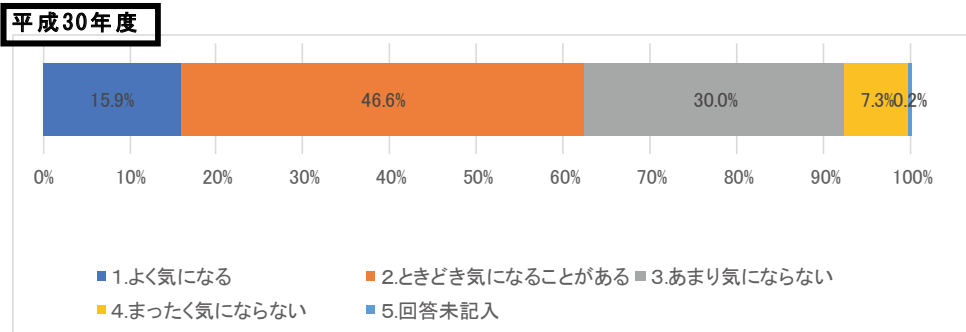




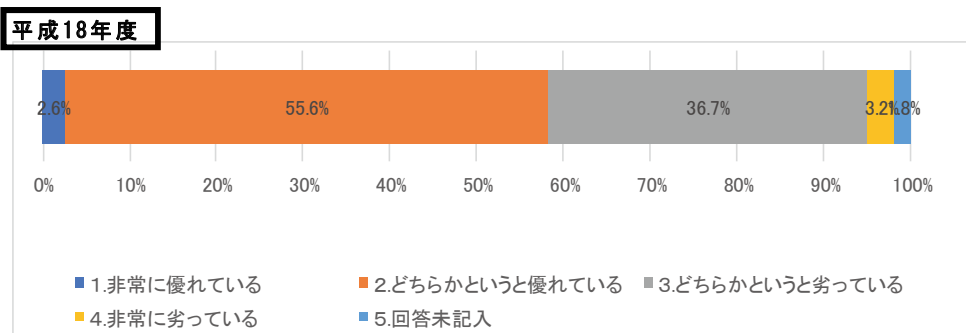
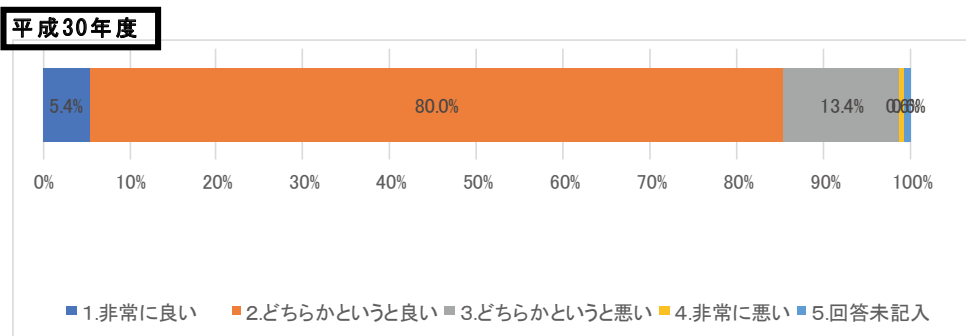
2. 平成30年度と平成18年度の市民意識の比較について

平成30年度と平成18年度の景観に関する市民意識がどのように変化したか比較を行いました。

あなたは、「景観」すなわち「身のまわりの景色や眺めの良し悪し・街の雰囲気」について気になることがありますか。(あてはまるもの1つを選んでください)



あなたは、大分市の景観全般に関して、どのような印象を持っていますか。(あてはまるもの1つを選んでください)

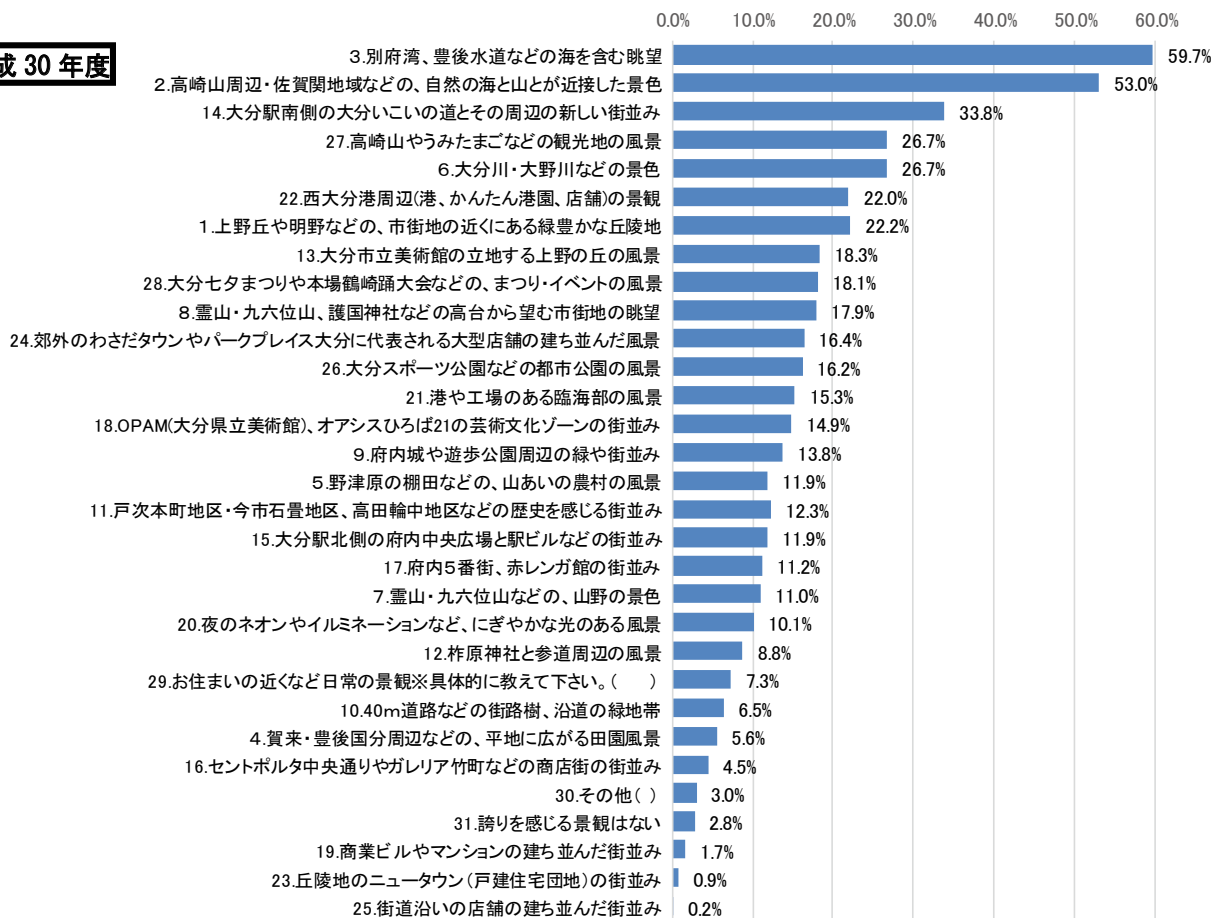


【資料編】平成30年度と平成18年度の市民意識の比較について

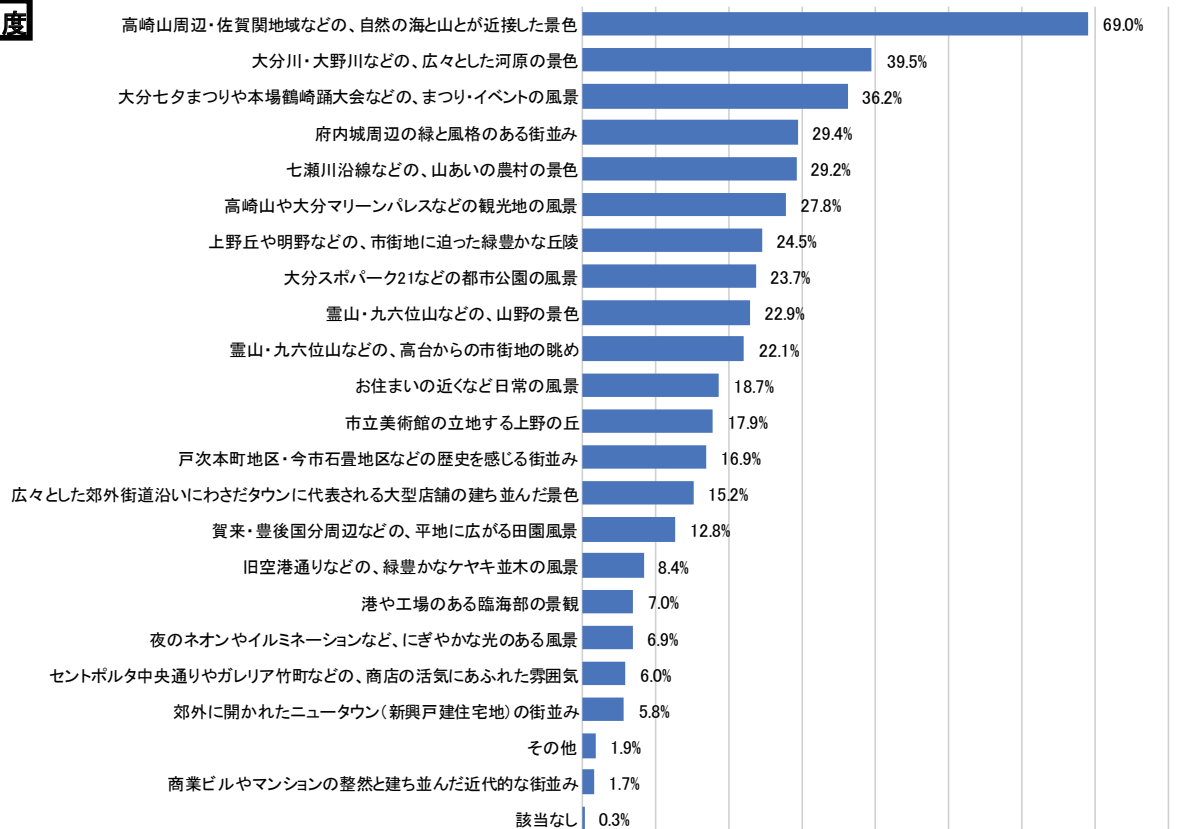
あなたは、大分市のどのような景観を誇りに感じていますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)

平成30年度



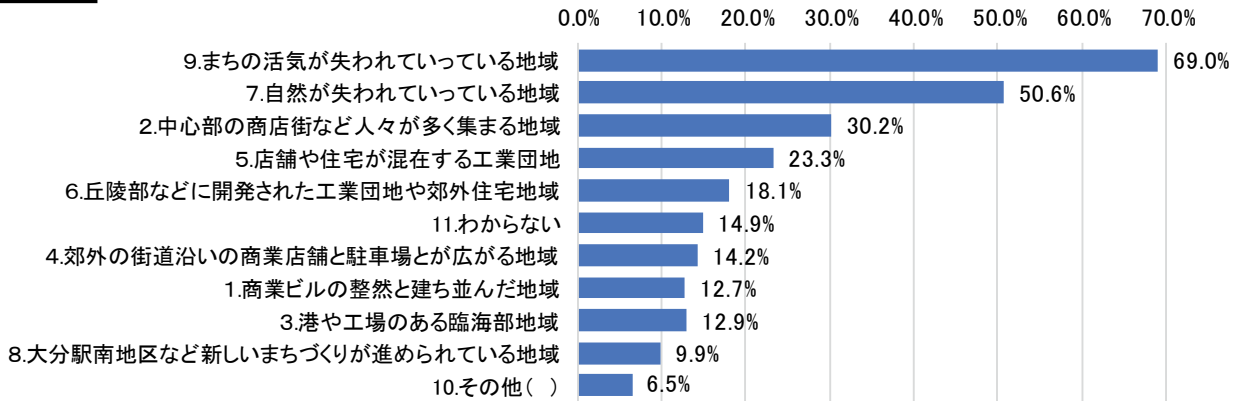
平成18年度



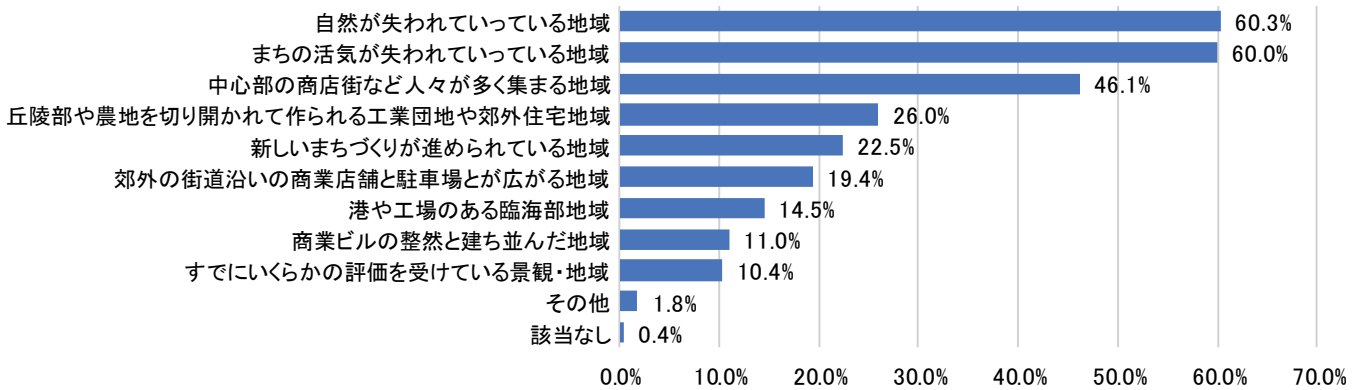
あなたは、大分市の景観に関してどのような地域に問題があると感じていますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

平成30年度



平成18年度

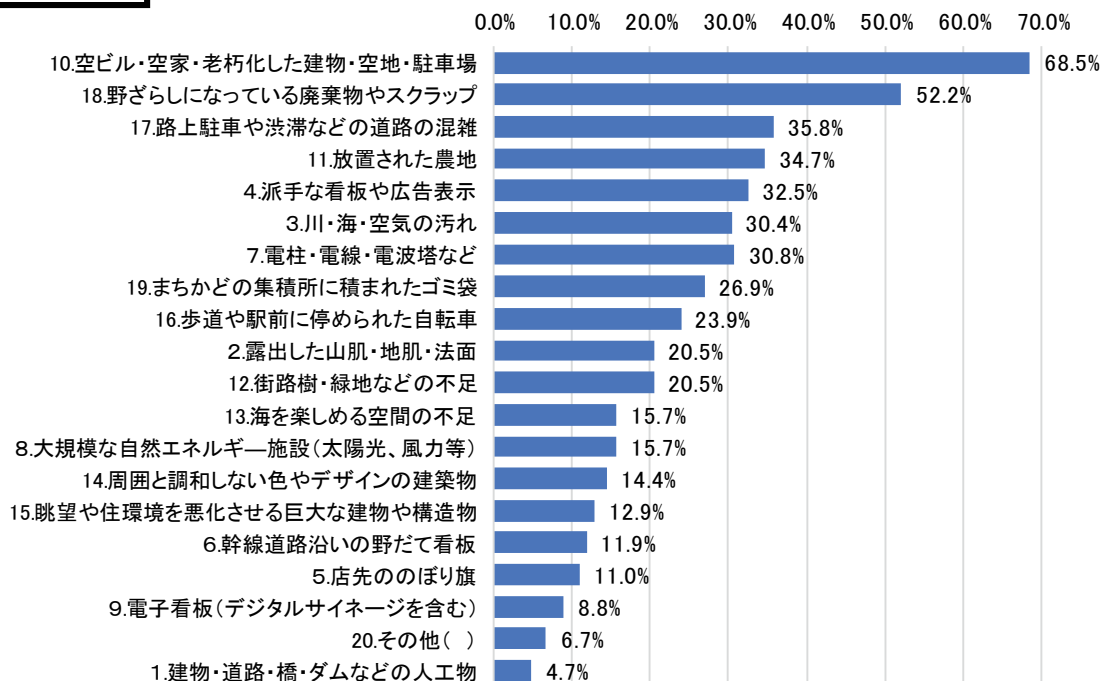


【資料編】平成30年度と平成18年度の市民意識の比較について

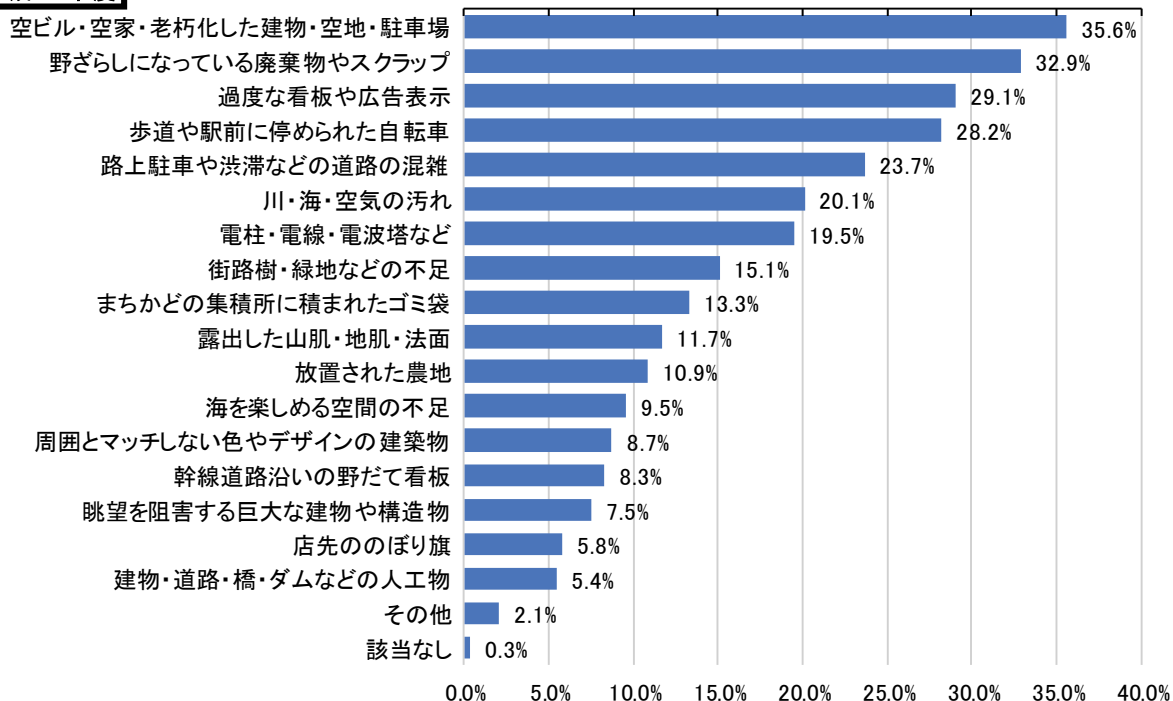
あなたは、どのようなものが大分市の景観を損ねていると思いますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)

平成30年度

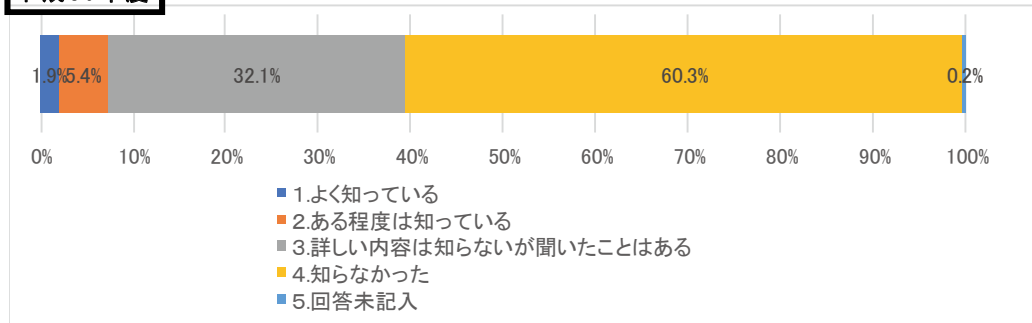


平成18年度

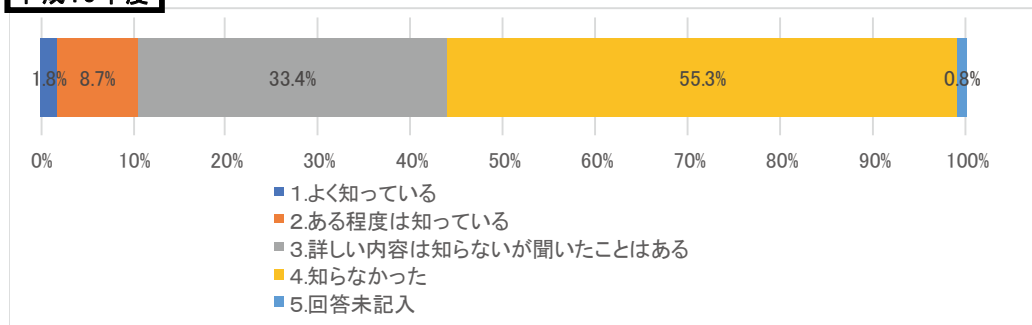


平成18年9月に、大分市の良好な景観を守り、より良い景観を形成するために「大分市景観計画」を策定しておりますがご存知ですか。(あてはまるもの1つを選んでください)

平成30年度



平成18年度

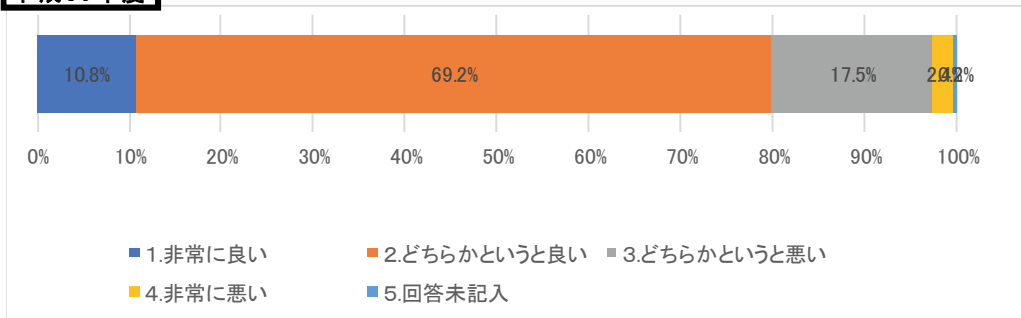


3. お住いの周辺の景観について

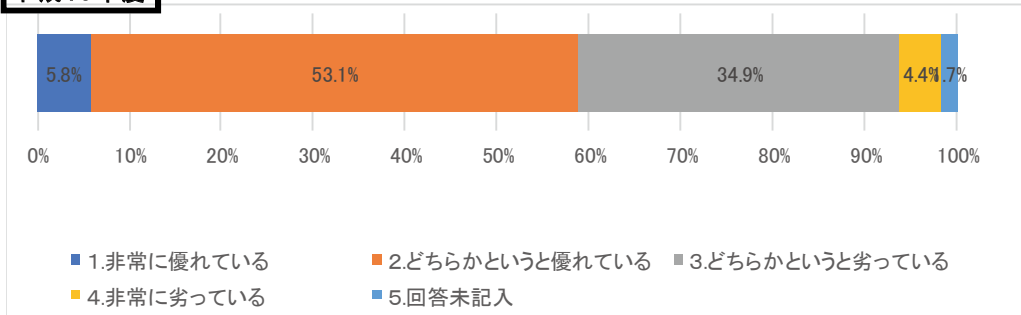
あなたのお住まい周辺の景観について、どのような印象を持っていますか。

(あてはまるもの1つを選んでください)

平成30年度



平成18年度

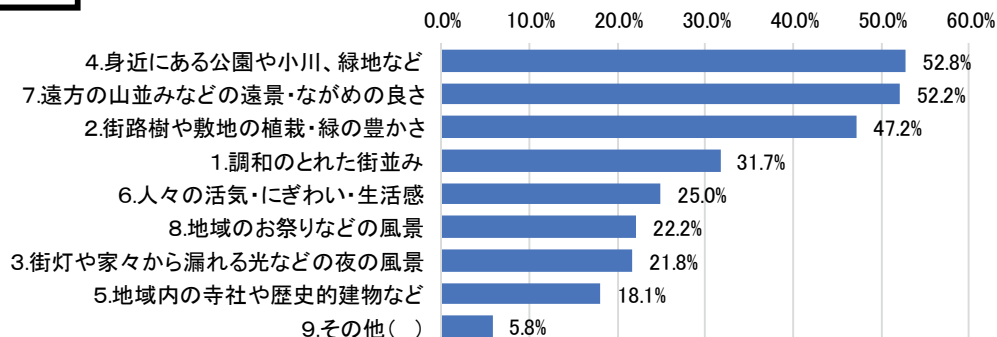


【資料編】平成30年度と平成18年度の市民意識の比較について

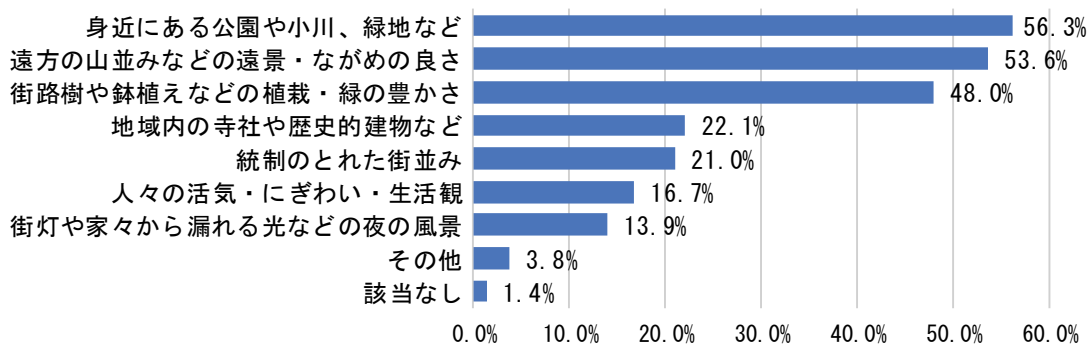
あなたのお住まい周辺の景観に、良い影響を与えているものは何だと思いますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

平成30年度



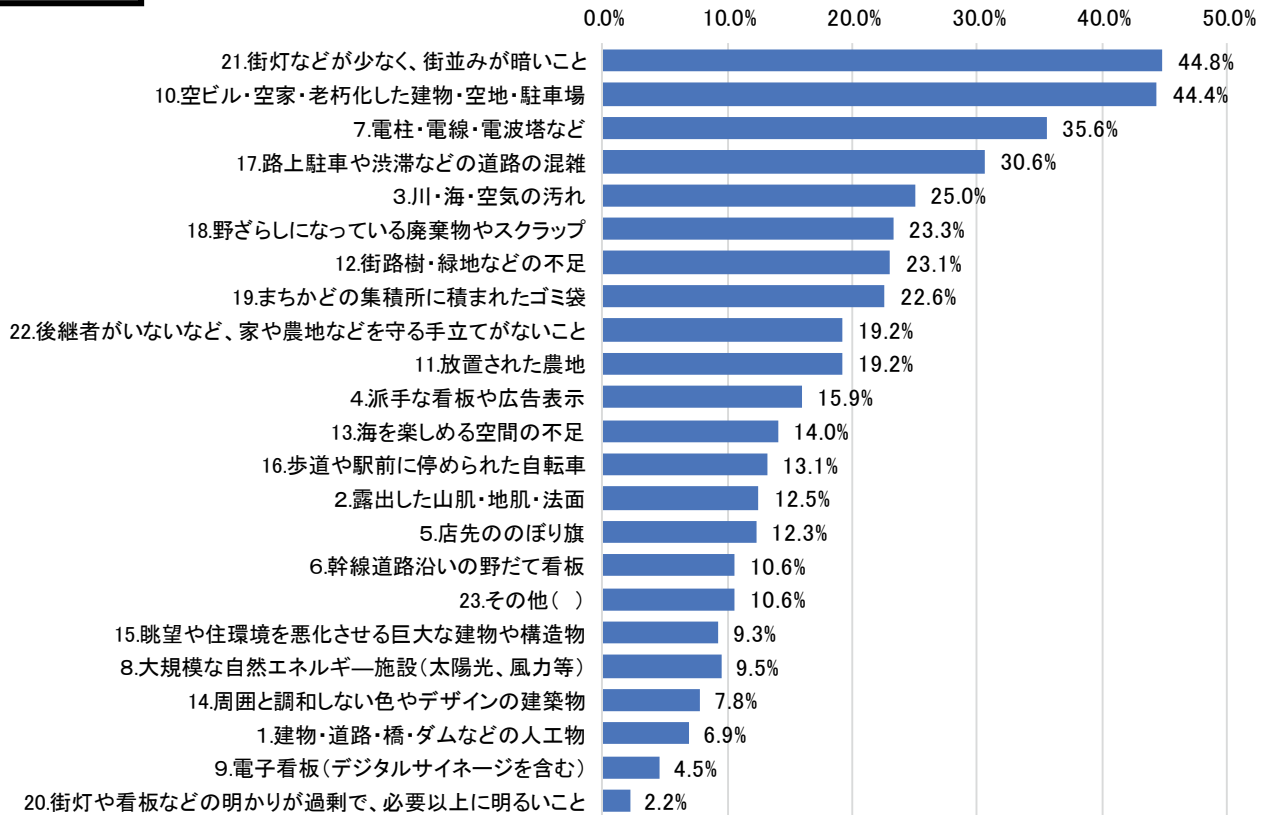
平成18年度



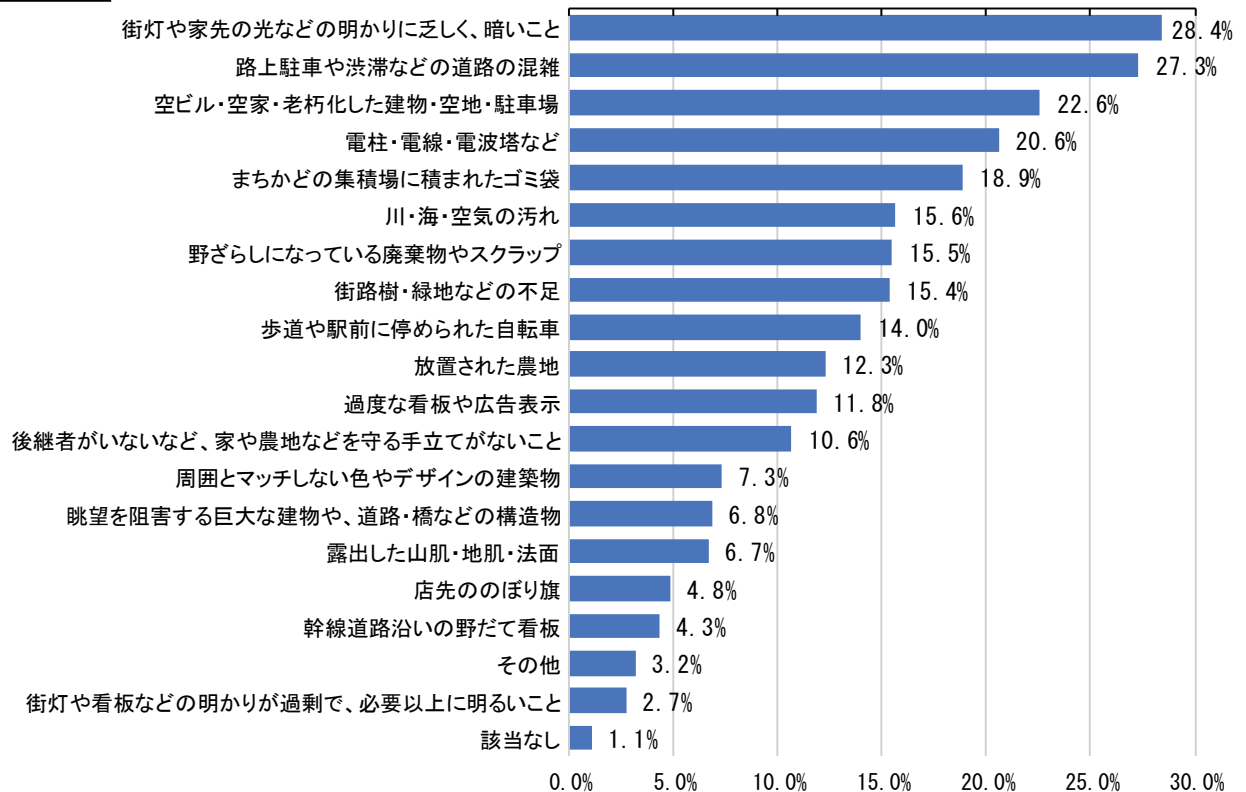
あなたのお住まい周辺の景観に、悪い影響を与えているものは何だと思えますか。

(あてはまるもの5つを選んでください)

平成30年度



平成18年度



3. 景観に関する事業者意識調査について

大分市景観計画の改定に際して、主に、以下の事項について市民の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。

【アンケートの方法】

- ・大分市内の企業を対象とし、無作為抽出 300 社に実施。
- ・郵送配布・回収。

【アンケートの調査時期】

調査票の送付 : 平成 30 年 10 月 30 日 (火)

調査票の回答期限 : 平成 30 年 11 月 9 日 (金)

【アンケートの回収状況】

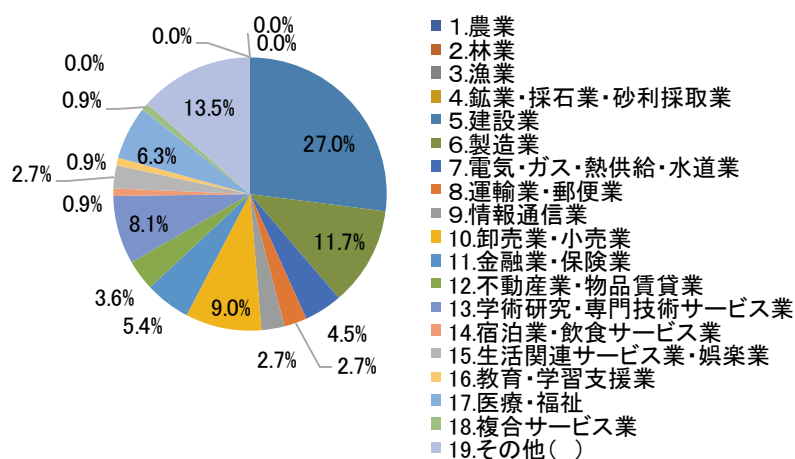
有効配布数 295 件 (配布 300 件、住所不明等による未配達 5 件)

有効回答数 111 件

回収率 37.6% (111 件/295 件)

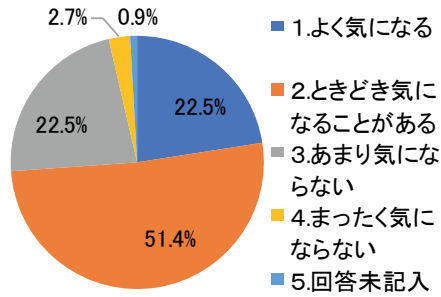
御社について

業種についてお聞かせください。

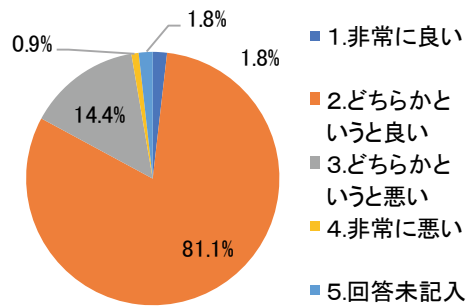


大分市の景観について

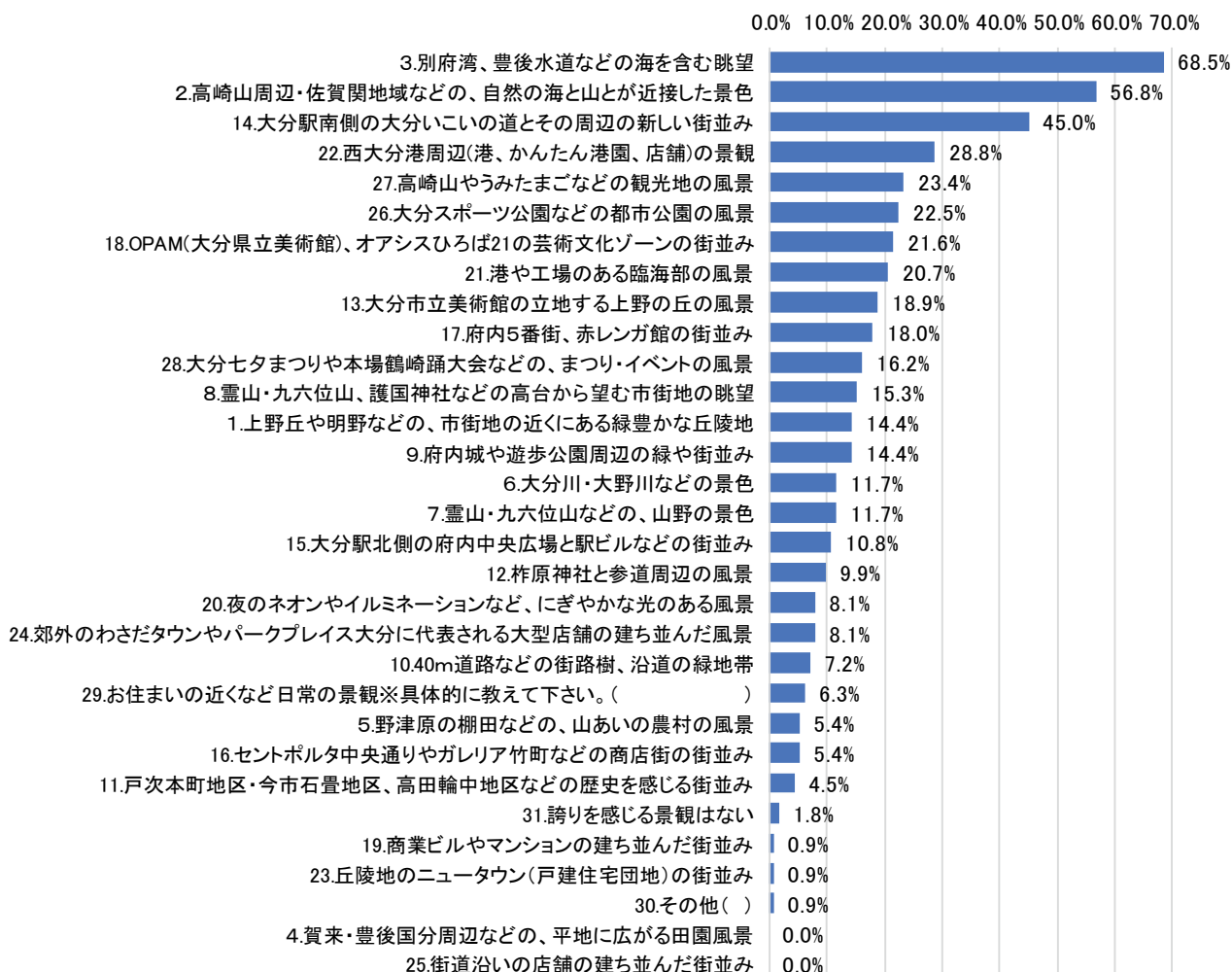
「景観」すなわち「身のまわりの景色や眺めの良し悪し・街の雰囲気」について気になることがありますか。(あてはまるもの1つを選んでください)



大分市の景観全般に関して、どのような印象を持っていますか。
(あてはまるもの1つを選んでください)

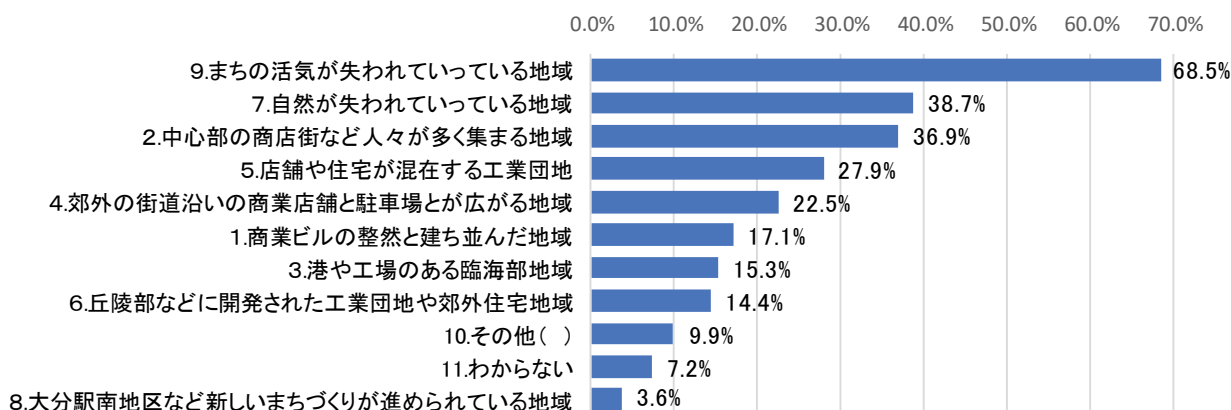


大分市のどのような景観を誇りに感じていますか。(あてはまるもの5つを選んでください)



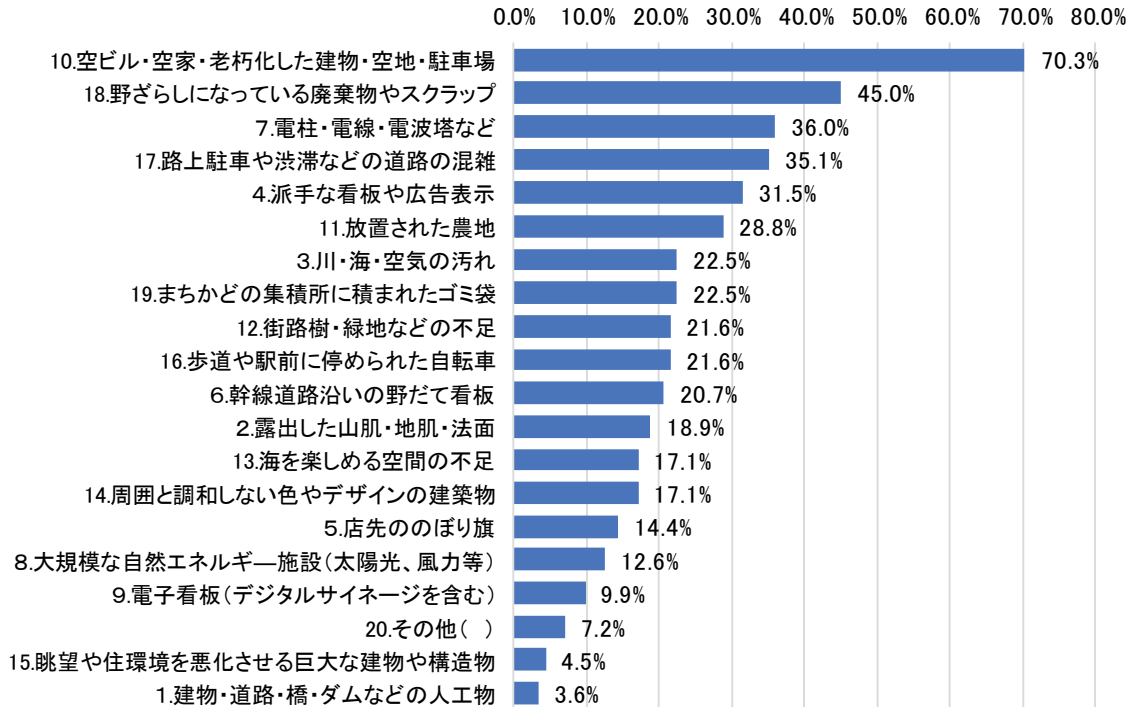
大分市の景観に関してどのような地域に問題があると感じていますか。

(あてはまるもの3つを選んでください)

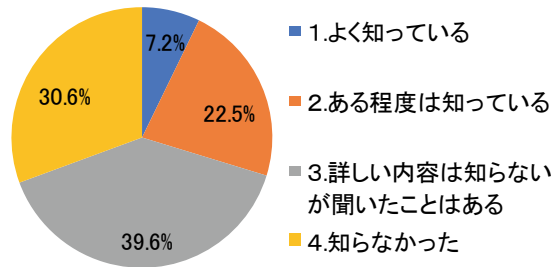


どのようなものが大分市の景観を損ねていると思いますか。

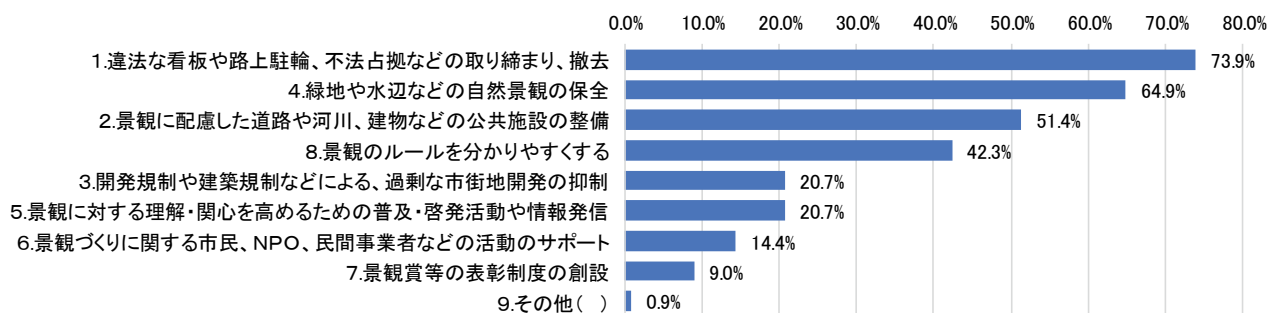
(あてはまるもの5つを選んでください)



平成18年9月に、大分市の良好な景観を守り、より良い景観を形成するために「大分市景観計画」を策定しておりますがご存知ですか。(あてはまるもの1つを選んでください)

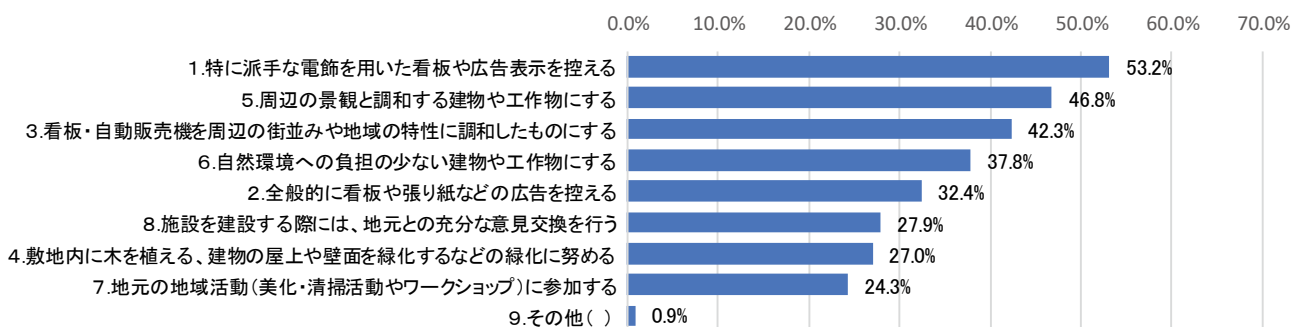


景観づくりにおける行政の役割として、次に示すもののうち、重点的に取り組むべきことは何だと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)

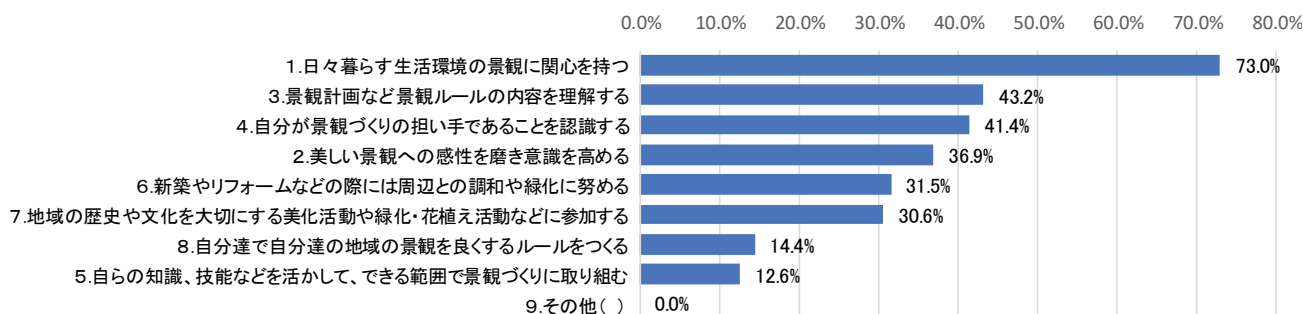


【資料編】景観に関する事業者意識調査について

景観づくりにおける民間企業や事業者の役割として、次に示すもののうち、何を重視したら良いと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



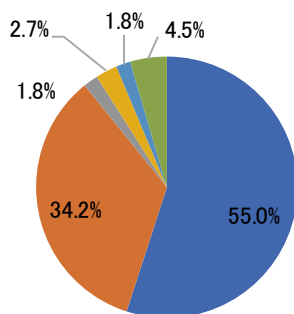
景観づくりにおける市民の役割として、次に示すもののうち、何を重視したら良いと思いますか。(あてはまるもの3つを選んでください)



屋外広告物（屋外看板）について

屋外広告物（屋外看板）とこれからの景観形成についてお聞かせください。

(あてはまるもの1つを選んでください)



- 1.良好な街並みや自然の風景を形成するためには、屋外広告物設置に関するルールが必要
- 2.現状の屋外広告物規制(大きさ、設置位置等)で十分だと思う
- 3.屋外広告物設置に関するルールは特に必要ない
- 4.屋外広告物設置のルールは現状よりも緩やかにした方がよい
- 5.その他()
- 6.回答未記入

4. 用語解説

※用語解説は、本景観計画における用語の解説とします。

【あ行】

アクセントカラー

主となる色に添えて、主色を引き立てたりする色のことをいいます。(P 46 他)

大分きれい100選事業

大分市の素晴らしい自然風景や景観に配慮した建築物、景観形成に関連したまちづくり活動などを表彰することで、地域の個性や魅力があふれ、誇りと愛着のあるまちづくりの促進や、景観に対する意識の高揚を図ることを目的として、2008年度から2016年度までの間に「100」の作品等を選出した事業。(P 2 他)

大分市郷土の緑保全地区

大分市緑の保全及び創造に関する条例第7条における環境保全、レクリエーション、防災、景観保全等の要件に基づき指定された地区です。(P 31 他)

オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地、空地のことをいいます。(P 4 他)

【か行】

幹線道路

全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。
(P 17 他)

クーリングタワー

建築物の屋上などの外部に設置され、空気調和用などの冷却水を再循環使用するために熱を放散させる装置をいいます。(P 47 他)

景観重要公共施設

景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいいます。(P 24 他)

景観重要建造物

景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物をいいます。(P 24 他)

景観重要樹木

景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木をいいます。(P 24 他)

景観協議会

景観法第15条に規定されたもので、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構等により組織された協議会のことをいいます。景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行います。(P 24 他)

景観整備機構

景観法第92条に規定されたもので、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人(NPO法人)で、景観行政団体の長から指定された団体のことをいいます。管理協定に基づいた景観重要建造物や景観重要樹木の管理など、景観法第93条に規定されている様々な業務を行います。(P 24 他)

【資料編】用語解説

景観地区

景観法第 61 条に規定されたもので、より積極的に景観形成を図っていく地区において都市計画に、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積を定めることができます。建築物の形態意匠は市町村長の認定制度により、それ以外は建築確認により担保されます。(P 2 他)

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的とする景観に関する総合的な法律で、景観計画や景観条例を作る際に根拠となる法律です。平成16年6月に制定され、平成16年12月施行されました。(P 2 他)

形態意匠

建築物や工作物などの外観のデザイン。(P 35他)

【さ行】

在町

江戸時代は城下町以外での商売が禁止されており「在町」は商売を許可された商易の村のことを指します。(P 23 他)

シーケンス景観

視点を移動させながら(自転車や車、列車乗車中)次々と移り変わっていくシーン(場面)を継起的に体験する景観をいいます。(P 20 他)

市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。(P 31他)

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、農林業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は認められていません。(P 31他)

スカイライン

山、丘陵、建築物などが空を区切ってつくる輪郭線をいいます。(P 94 他)

【た行】

太陽電池モジュール

太陽光で発電を行うためのパネルのこと。(P 46 他)

地区計画

都市計画法第 12 条の 5 に規定されたもので、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめるための計画をいいます。(P 2 他)

デジタルサイネージ

デジタル技術を活用して平面ディスプレイなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体をいいます。(P 2 他)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。(P 14他)

【な行】

日本風景街道

道を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かし、美しい国土景観の形成、地域活性化や観光振興を行っていく取り組みであり、現在九州内には 13 ルートあります。(P 86 他)

【は行】

パノラマ景観

見渡す限りの広々とした眺望景観をいいます。(P 12p 他)

ヒューマンスケール

人間の感覚や行動に適合した適度な空間や物の

大きさ、ほどよい人間的尺度を言います。

(P 35 他)

風致

おもむき、味わい。(P 2 他)

風致地区

都市における自然の風致や景観を維持育成し、自然豊かな景勝を保護する地区です。この地区にあっては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為に対して市条例により禁止または制限が行われています。(P 31 他)

【ま行】

マンセル表色系

色を3つの属性(色相・明度・彩度)に分けて数値表現した体系です。

色相は「いろあい(赤、黄、緑、青、紫等)」、明度は「あかるさ」、彩度は「あざやかさ」を表します。(P 46 他)

【や行】

用途地域

良好な都市環境を守るために定めるもので、住居系地域、商業系地域、工業系地域など13種類に区分し、そこに建てられる建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを制限しています。(P 31 他)

擁壁

土木工事で盛り土や、切土における斜面の土砂がくずれるのを防ぐために設ける土留め構造物。

(P 41 他)

【ら行】

ランドマーク

その地域の目印、シンボルとなるような建物、構造物、山、丘など、その地域の顔であり、住民に親しまれ、来訪者の印象にも残るようなものを言います。(P 39 他)

リアス式海岸

岬と入江とが複雑に入り組んでいる海岸。

(P 15 他)

リボーン197

国道197号(舞鶴橋西交差点～中春日交差点)において、県都の顔となる幹線道路の再生(リボーン)に向けた国道197号の再整備の取り組みです。(P 4 他)

稜線

峰から峰へと続く線。山の尾根。(P 18 他)

レイヤー構造

レイヤーとは「層」を意味する単語で、特徴ある複数の「層」によって形成されたものをレイヤー構造といいます。(P 9 他)

【わ行】

輪中

集落を水害から守るために周囲を囲んだ堤防をいいます。また、堤防で囲まれた集落や、それを守るための水防共同体を指す場合もあります。

(P 8 他)

5. 大分市景観計画の改定経過

平成 29 年度		
平成 30 年	1 月 12 日	第 7 回大分市景観審議会 ・大分市景観計画見直しについて
平成 30 年度		
平成 31 年	3 月 1 日	第 9 回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会 ・大分市景観計画改定について
	3 月 27 日	第 8 回大分市景観審議会 ・大分市景観計画見直しに関する常務委員会設置について
平成 31（令和 1）年度		
令和 1 年	5 月 31 日	第 10 回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会 ・大分市景観計画改定について
	6 月 17 日	第 9 回大分市景観形成庁内検討委員会・第 11 回幹事会 合同会議 ・大分市景観計画改定版について
	7 月 22 日	令和元年度第 1 回大分市景観審議会 常務委員会 ・大分市景観計画見直しについて
	8 月 1 日	第 43 回大分市都市計画審議会 ・大分市景観計画見直しについて
	8 月 8 日	第 11 回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会 ・大分市景観計画見直しについて
	8 月 22 日	第 10 回大分市景観形成庁内検討委員会・第 12 回幹事会 合同会議 ・大分市景観計画改定版について
	8 月 29 日	令和元年度第 2 回大分市景観審議会 常務委員会 ・大分市景観計画見直しについて
	10 月 1 日	第 9 回大分市景観審議会 ・大分市景観計画の改定について
	10 月 7 日	景観計画改定地区別説明会（坂ノ市地区） 開催場所：坂ノ市公民館
	10 月 8 日	景観計画改定地区別説明会（野津原地区） 開催場所：野津原支所
	10 月 9 日	景観計画改定地区別説明会（大分東部地区） 開催場所：東部公民館
	10 月 10 日	景観計画改定地区別説明会（南大分地区） 開催場所：南大分公民館
	10 月 12 日	景観計画改定地区別説明会（大分南部地区） 開催場所：南部公民館

【資料編】大分市景観計画の改定経過

	10月16日	景観計画改定地区別説明会（明野地区） 開催場所：明治明野公民館
	10月17日	景観計画改定地区別説明会（佐賀関地区） 開催場所：佐賀関市民センター
	10月19日	景観計画改定地区別説明会（大分西部地区） 開催場所：西部公民館
	10月23日	景観計画改定地区別説明会（大在地区） 開催場所：大在公民館
	10月24日	景観計画改定地区別説明会（大分中央地区） 開催場所：コンパルホール
	10月25日	景観計画改定地区別説明会（鶴崎地区） 開催場所：鶴崎市民行政センター
	10月28日	景観計画改定地区別説明会（大南地区） 開催場所：大南市民センター
	10月30日	景観計画改定地区別説明会（植田地区） 開催場所：植田市民行政センター
	10月18日 ～11月18日	大分市景観計画改定版（素案）の 市民意見募集（パブリックコメント）の実施
	11月19日	第12回大分市景観形成庁内検討委員会作業部会 ・住民説明会、パブリックコメントの結果について ・大分市景観計画改定版（案）について ・今後のスケジュールについて
	11月27日	第11回大分市景観形成庁内検討委員会・第13回幹事会 合同会議 ・住民説明会、パブリックコメントの結果について ・大分市景観計画改定版（案）について ・今後のスケジュールについて
	12月16日	第10回大分市景観審議会 ・大分市景観計画の改定について
令和2年	1月15日 ～1月29日	大分市景観計画改定版（案）の縦覧
	2月21日	第44回大分市都市計画審議会 ・大分市景観計画の改定について
	3月30日	第11回大分市景観審議会 ・大分市景観計画改定案 諮問
	7月1日	大分市景観計画改定版の公表
	10月1日	大分市景観計画改定版の施行

6. 大分市景観計画の策定の遍歴

<p>平成 19 年 3 月</p>	<p>大分市景観計画の策定</p> <p>平成 17 年 6 月に景観法が全面施行されたのを受けて、先人から受け継いだかけがえのない財産である良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、平成 19 年 3 月に「大分市景観計画」が策定され、「大分市景観条例」が施行されました。</p>
<p>平成 19 年 4 月</p>	<p>大分市景観形成ガイドラインの策定</p> <p>「大分市景観計画」による届出対象行為の景観形成指針として平成 19 年 4 月に「大分市景観形成ガイドライン」を作成しました。</p>
<p>平成 21 年 7 月</p>	<p>大分市景観計画の一部改正</p> <p>「良好な景観の形成のための行為の制限」の内、「建築物の建築等」及び「工作物の建設等」の「景観形成基準」に色彩の基準を追加しました。</p>
<p>平成 22 年 10 月</p>	<p>大分市景観計画の一部改正</p> <p>「良好な景観の形成のための行為の制限」に街路樹の管理を追加し、対象とする範囲、景観形成基準を追加しました。</p>
<p>令和 2 年 6 月</p>	<p>大分市景観計画の改定</p> <p>社会情勢等の変化や上位・関連計画の見直しがなされ、新たな時代への対応や各種計画及び施策との整合や、風力発電事業や太陽光発電事業の展開、空き家や耕作放棄地の発生、デジタルサイネージ設置など、新たな課題へ対応するために「大分市景観計画」の改定を行いました。</p> <p>(主な改定点)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民、事業者にわかりやすい景観の定義、景観形成の効果、景観計画の目的、位置付けと役割、目標年次、理念、目標等を整理 ②風力発電設備、太陽光発電設備に係る届出制度の導入 ③景観計画届出における事前協議の制度化 ④地域の景観特性に応じた景観形成 ⑤景観形成推進区域である重点地区に、重要地区・特徴のある景観を有する地区を追加 ⑥景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針を追加 ⑦景観重要公共施設の指定方針等を追加 ⑧屋外広告物に関する基本方針を追加 ⑨総合的な景観形成の取組を整理 <p>(理 念) 自然、歴史、文化、暮らしが調和する おおいたの豊かな「景観」を紡ぎ未来へ (目標年次) 2040 年</p>

おおいたきれい 100 選より



今市石畳



大分いこいの道



亀塚古墳公園



明治大分水路橋



赤レンガ館



大分市平和市民公園



万年橋



大分市景観計画

大分市 都市計画部 まちなみ企画課

(令和2年6月 改定)